

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書  
【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項  
【提出先】 関東財務局長  
【提出日】 平成21年6月24日  
【事業年度】 第5期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）  
【会社名】 株式会社マネーパートナーズグループ  
（旧会社名 株式会社マネーパートナーズ）  
【英訳名】 MONEY PARTNERS GROUP CO., LTD.  
（旧英訳名 MONEY PARTNERS CO., LTD.）  
（注）平成20年6月17日開催の第4回定時株主総会の決議により、平成20

年10月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 奥山 泰全  
【本店の所在の場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号  
【電話番号】 (03)4540-3900（代表）  
【事務連絡者氏名】 取締役CFO 中西 典彦  
【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号  
【電話番号】 (03)4540-3804  
【事務連絡者氏名】 取締役CFO 中西 典彦  
【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所  
（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月		平成17年12月	平成18年12月	平成19年12月	平成20年3月	平成21年3月
営業収益	(百万円)	-	2,217	7,143	1,677	10,772
経常利益	(百万円)	-	719	4,581	922	4,303
当期純利益	(百万円)	-	589	2,851	585	2,801
純資産額	(百万円)	-	1,564	7,345	7,226	9,453
総資産額	(百万円)	-	20,783	37,694	34,181	35,625
1株当たり純資産額	(円)	-	173,856.20	69,409.37	22,741.34	30,002.39
1株当たり当期純利益金額	(円)	-	65,505.78	29,056.48	1,843.76	8,840.20
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	-	-	27,170.75	1,755.27	8,453.75
自己資本比率	(%)	-	7.5	19.5	21.1	26.5
自己資本利益率	(%)	-	46.4	64.0	32.1	33.6
株価収益率	(倍)	-	-	10.3	12.4	6.1
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	-	370	1,876	870	5,931
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	-	80	1,048	221	1,385
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	-	250	2,903	654	643
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	-	1,122	4,854	3,107	7,010
従業員数	(人)	-	51	78	74	89

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 第2期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

3. 第2期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

4. 第2期の株価収益率については、当社株式は非上場であったため、記載しておりません。

5. 平成19年1月1日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。

6. 第3期の株価収益率については、平成20年1月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行ったため、平成19年12月25日より当社の株価は権利落後の金額となっており、同算定上は期末日の株価を権利落前の株価に引き直したものを使用しております。

7. 平成20年1月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。

8. 第4期は、決算期変更により平成20年1月1日から平成20年3月31日までの3ヶ月間となっております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月		平成17年12月	平成18年12月	平成19年12月	平成20年3月	平成21年3月
営業収益	(百万円)	938	2,217	7,143	1,677	4,323
経常利益	(百万円)	373	720	4,586	929	1,494
当期純利益	(百万円)	348	589	2,858	594	971
持分法を適用した場合の投資利益	(百万円)	-	-	-	-	-
資本金	(百万円)	275	275	1,739	1,741	1,768
発行済株式総数	(株)	9,000	9,000	105,830	317,760	320,040
純資産額	(百万円)	975	1,564	7,352	7,242	4,627
総資産額	(百万円)	11,797	20,774	37,704	34,187	4,830
1株当たり純資産額	(円)	108,350.42	173,873.36	69,476.23	22,792.15	14,654.43
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	- (-)	- (-)	6,700 (-)	460 (-)	2,700 (-)
1株当たり当期純利益金額	(円)	41,572.00	65,522.94	29,127.02	1,872.32	3,065.93
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	-	-	27,236.71	1,782.47	2,931.90
自己資本比率	(%)	8.3	7.5	19.5	21.2	95.4
自己資本利益率	(%)	55.7	46.4	64.1	32.6	16.4
株価収益率	(倍)	-	-	10.3	12.2	17.5
配当性向	(%)	-	-	24.8	24.6	88.1
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	1,330	-	-	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	66	-	-	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	347	-	-	-	-
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	582	-	-	-	-
自己資本規制比率	(%)	224.9	280.1	839.7	706.1	-
従業員数	(人)	48	48	73	70	14

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、平成17年6月10日設立のため、第1期は、平成17年6月10日から平成17年12月31日までの6ヶ月と21日間であります。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、第1期は、関連会社が存在しないため、第2期以降は、連結財務諸表を作成しているため記載しておりません。

4. 第1期及び第2期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

5. 第1期及び第2期の株価収益率については、当社株式は非上場であったため記載しておりません。

6. 第2期より、連結財務諸表を作成することとなり、連結キャッシュ・フロー計算書を作成しているため、第2期以降については、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

7. 平成19年1月1日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。
8. 第3期の株価収益率については、平成20年1月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行ったため、平成19年12月25日より当社の株価は権利落後の金額となっており、同算定上は期末日の株価を権利落前の株価に引き直したものを使用しております。
9. 平成20年1月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。
10. 第4期は、決算期変更により平成20年1月1日から平成20年3月31日までの3ヶ月間となっております。
11. 平成20年10月1日付で会社分割を行い持株会社となりました。このため、第4期までは外国為替証拠金取引事業等営業時の実績であり、第5期につきましては平成20年9月30日までの実質半年間の外国為替証拠金取引業等に関連する実績が含まれております。
12. 平成20年10月1日付で会社分割を行い金融商品取引業等にかかる業務を子会社に承継させ、金融商品取引業を廃止いたしましたので、第5期の自己資本規制比率は記載しておりません。

## 2【沿革】

当社は、平成17年6月10日に北辰商品株式会社の外国為替事業部が商法に基づく新設分割により分離独立して設立されました。新会社設立は、外国為替証拠金取引においてインターネット取引専門化により顧客基盤の更なる拡大を目的としたものです。なお、北辰商品株式会社は、平成11年10月より外国為替証拠金取引事業を開始し、新設分割時にはその事業基盤の一切を当社が継承しております。

年月	事項
平成17年6月	一般投資家向けにインターネット等を通じた外国為替証拠金取引サービスを提供することを目的として、株式会社マネーパートナーズを東京都港区西麻布（資本金100百万円）に設立し、外国為替取引事業を開始
平成17年10月	インターネット取引の利便性の向上を目的として、株式会社シンプルクス・テクノロジーのトレードシステムを採用しシステムを全面的にリニューアル 米ドル/円、ユーロ/円、豪ドル/円、英ポンド/円、ユーロ/米ドルの5取引通貨ペアにニュージーランドドル/円、スイスフラン/円、カナダドル/円の3通貨ペアを加え8通貨ペアに最低取引通貨単位を5万通貨単位から1万通貨単位へ縮小
平成17年11月	本社所在地を東京都港区六本木へ移転
平成18年3月	金融先物取引業登録（登録番号：関東財務局長（金先）第117号）社団法人金融先物取引業協会加入 顧客がインターネットによって常時入金可能な「クイック入金サービス」を開始
平成18年6月	エス・ジー・信託銀行株式会社と業務提携し外国為替取引における顧客資産の信託保全サービスを開始
平成18年7月	インターネット取引手数料無料及びレバレッジ約40倍から約50倍のサービス提供を開始
平成18年8月	南アフリカランド/円、英ポンド/米ドルを加え取引通貨を10通貨ペアに
平成18年9月	システム開発力の強化を目的として、株式会社マネーパートナーズソリューションズを100%子会社として設立
平成18年11月	レバレッジ約80倍から約100倍とする「ハイレバレッジコース」のサービス提供を開始 モバイル取引において複合注文機能を実装
平成18年12月	24時間リアルタイムニュース配信を行う「Market Win24」のサービス提供を開始
平成19年1月	C I政策を実施しコーポレートマーク、コーポレートカラー、ホームページを一新 証拠金定額制の導入
平成19年6月	株式会社大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」市場に株式上場 財団法人日本情報処理開発協会（JIPDEC）「プライバシーマーク」認定取得（認定番号第A680011（01）号）
平成19年9月	金融商品取引法施行に伴い第一種金融商品取引業者として登録（登録番号：関東財務局長（金商）第297号）
平成19年10月	チャートからの発注機能を備えたアプリケーション版取引システム「Hyperspeed(ハイパースピード)」Ver.2.0正式版のサービス提供を開始
平成20年3月	第一種金融商品取引業の業務の種別について変更登録（旧証券取引法に規定されていた「証券業」のうち、有価証券取引等の売買等を行う業務を追加） 新リスク管理システム「アセットコントロール」のサービス提供を開始
平成20年4月	株式会社日本格付研究所（JCR）より、短期優先債務を格付対象とした格付け「J-3」を取得
平成20年5月	マネーパートナーズ分割準備株式会社（現 株式会社マネーパートナーズ）を設立 外国為替証拠金取引の証拠金として有価証券を代用する代用有価証券の取扱を開始 顧客口座数5万口座達成

年月	事項
平成20年6月	楽天証券株式会社に対して外国為替取引システムのホワイトラベル(注)提供の開始
平成20年10月	吸収分割の方法により外国為替証拠金取引事業等全ての事業をマネーパートナーズ分割準備株式会社に承継させ、持株会社体制へ移行 株式会社マネーパートナーズグループに商号変更

(注) ホワイトラベルとは、A S P (「Application Service Provider」の略) サービスやシステムの提供等により、相手先ブランドによるエンドユーザーへのサービス提供を可能とするサービスパッケージのことです。

### 3【事業の内容】

#### (1) 当社グループの概要

当社グループは、当社及び連結子会社2社で構成されており、主としてインターネットを通じた外国為替証拠金取引に係る事業を行っております。

当社は、平成20年10月1日をもって全事業を平成20年5月9日に設立しました「マネーパートナーズ分割準備株式会社」に吸収分割の方法により承継させることにより持株会社となり、当社は「株式会社マネーパートナーズグループ」に、マネーパートナーズ分割準備株式会社は「株式会社マネーパートナーズ」にそれぞれ商号変更いたしました。

株式会社マネーパートナーズは、一般顧客向けに外国為替証拠金取引事業を営むとともに、金融商品取引業者向けに外国為替取引システムのホワイトラベル提供を行っております。また、平成18年9月15日に設立しました株式会社マネーパートナーズソリューションズは、株式会社マネーパートナーズ及び金融商品取引業者向けシステムの設計、開発、保守、運用を主たる業務としております。

#### (2) 外国為替証拠金取引について

##### 外国為替証拠金取引の特徴

当社グループが行っている外国為替証拠金取引（以下「パートナーズFX」という。）は、証拠金を預託することにより、銀行間での外国為替取引の商習慣である通常2営業日後に実行される受渡し期日を、反対売買等の決済取引を行わない場合には、繰り延べすることで、決済するまで建玉の継続を可能にした取引であります。パートナーズFXでは、顧客の投資スタンスにあわせ、「スタンダードコース」と「ハイレバレッジコース」の2つのコースを用意しております。

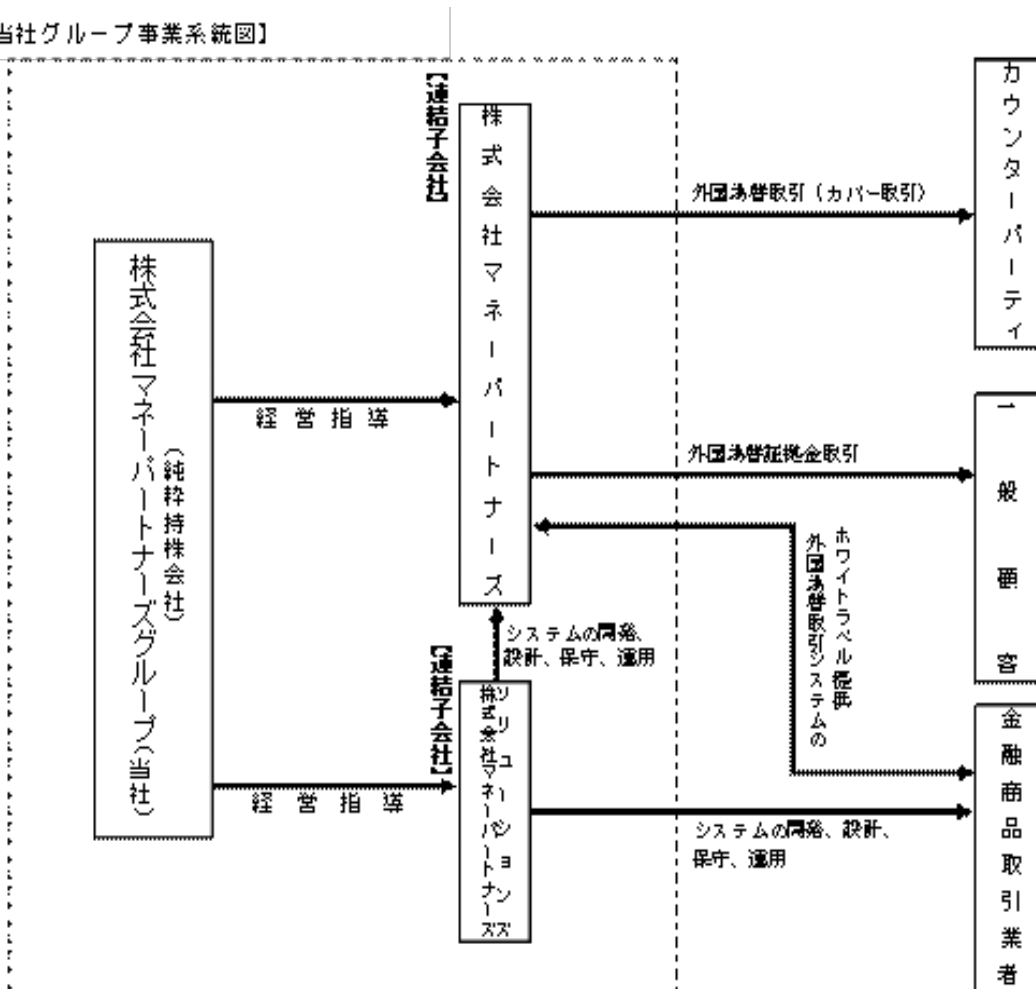
当社グループの顧客は、一般投資家、事業法人であり、インターネット及びコールセンターによるリアルタイムな為替レートの配信及び注文の受付を行い、週末のニューヨーク外国為替市場の終了時から翌週東京外国為替市場の開始時までを除く24時間取引可能な環境を提供しております。

##### 外国為替証拠金取引の仕組み

当社グループが行う外国為替証拠金取引は、全て顧客との相対取引であり、顧客との取引により生じる当社グループの外国為替ポジションについては随時、提携金融機関（カウンターパーティ）との間でカバー取引（ヘッジ取引）を行うか店内マリー（「(3) 収益構造」ご参照）を行うことにより、当社グループの自己ポジションの為替変動リスクを回避しております。また、当社グループでは、ニューヨーク外国為替市場終了時点において、こうした顧客との取引により生じる自己ポジションを完全にカバーすることで、市場リスクを回避する施策をとっております。

## 〔事業系統図〕

【当社グループ事業系統図】



パートナーズFXは、各通貨1万を最低取引単位とし、建玉必要証拠金（以下「証拠金」という。）は、通貨ペア毎に異なりますが、平成19年1月22日より通貨ペア毎に原則定額としており（図表1ご参照）、スタンダードコースでは、総約定代金のおよそ10分の1からおよそ50分の1の資金で取引を開始することができ、取引に必要な最低証拠金の額は1万円となっております（ハイレバレッジコースでは、約定代金のおよそ20分の1からおよそ100分の1の資金で取引を開始することができ、最低証拠金額は5千円となります。）。例えばスタンダードコースでは、米ドル/円の相場が1ドル=100円のときに、2万円の証拠金を担保として1万ドルの米ドルを売買することが可能となります（図表2ご参照）。この場合、1万ドルの円貨は100万円であることから、2万円の証拠金に対し、50倍の取引が行われていることとなります（ハイレバレッジコースでは証拠金が半額になるため、100倍の取引となります。）。

こうした証拠金に対する取引金額の倍率をレバレッジと呼び、この原理により、顧客は元本以上の金額の外国為替取引を行うことができ、高い投資収益が期待できる半面、相場が不利に動いた場合には投資損失を蒙る可能性があります。なお、当社グループが顧客から預託を受ける証拠金は、日本円及び当社グループが定める通貨の現金（平成21年3月31日現在、米ドル、ユーロ、豪ドル、ニュージーランドドル、カナダドル、英ポンド、スイスフラン）のみとなっております。



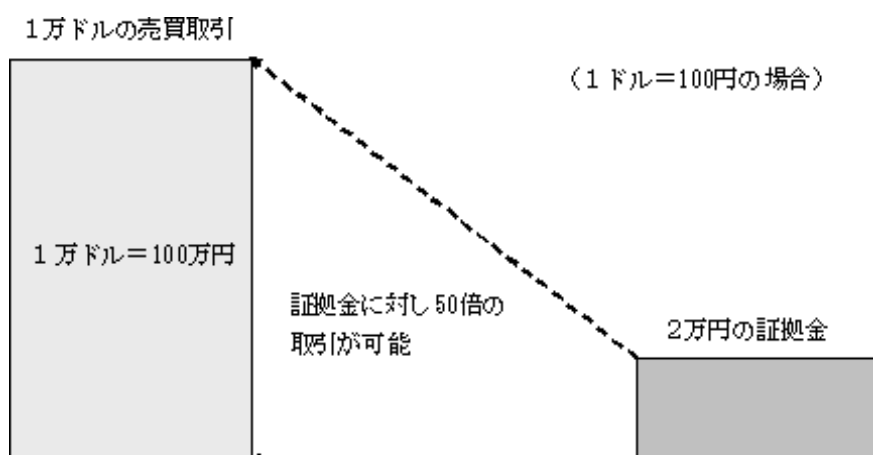
(図表1)

各通貨ペアの建玉必要証拠金の金額については、通貨ペア毎のボラティリティ等を勘案した上で下記の金額を定額適用しております(スタンダードコースの場合)。

通貨ペア	1万通貨当たりの 建玉必要証拠金
米ドル/円	20,000円
豪ドル/円	20,000円
ニュージーランドドル/円	15,000円
英ポンド/円	40,000円
ユーロ/円	30,000円
スイスフラン/円	20,000円
カナダドル/円	20,000円
南アフリカランド/円	10,000円
ユーロ/米ドル	30,000円
英ポンド/米ドル	40,000円

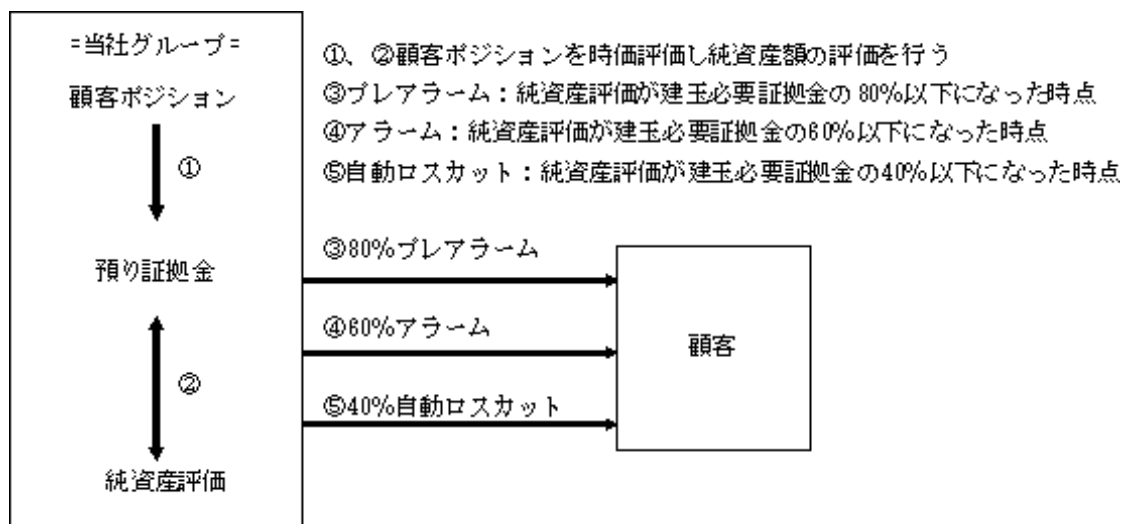
- (注) 1. 証拠金の預託先は株式会社マネーパートナーズとなります。  
 2. 各通貨ペアの建玉必要証拠金額は、ボラティリティ等を勘案した上で、必要に応じて変更する場合があります。  
 3. 証拠金の預託方法は、当社グループが指定する金融機関の口座への振込となります。  
 4. 上記はスタンダードコースのものであり、ハイレバレッジコースの場合の建玉必要証拠金はそれぞれ半額となります。

(図表2) 取引の仕組み(スタンダードコース、米ドル/円取引の場合)

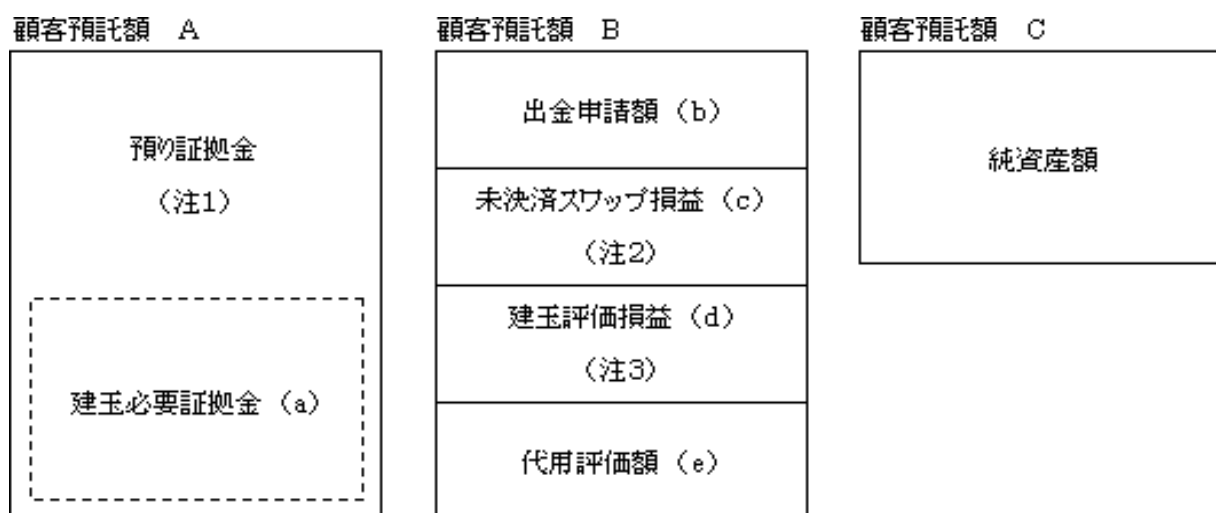


パートナーズFXは、顧客と当社グループとの間の相対取引であり、取引が成立した場合に当該顧客の預り証拠金より建玉必要証拠金額を振替充当し、成立したポジションにつき一定の間隔で時価評価を行います。また、パートナーズFXでは(以下、スタンダードコースについての説明となります。)、預り証拠金から出金申請額を除き、建玉評価損益、未決済スワップ損益及び代用評価額を加減した金額を対象顧客の純資産額と定義し、一定の間隔で行われる時価評価により顧客の純資産額評価を行った結果、純資産額が建玉必要証拠金の40%以下になった時点で、自動的に顧客の未決済建玉全てを成り行き注文により決済する自動ロスカット制度を採用しております。また、当社グループでは、純資産額が建玉必要証拠金の80%以下になった時点でプレアラームを、60%以下になった時点でアラームをEメールにて通知し、インターネットの取引画面上に表示いたします(図表3、図表4ご参照)。この自動ロスカット制度は、顧客の損失を限定する顧客保護のための措置であります。相場の状況等により執行される価格がロスカット水準から大きく乖離する可能性があります(ハイレバレッジコースでは、プレアラーム120%以下、アラーム100%以下、自動ロスカット80%以下に設定しております。)

(図表3) 外国為替証拠金取引に係る顧客ポジション管理(スタンダードコースの場合)



(図表4) 顧客ポジションの純資産評価



## スタンダードコース

プレアラーム条件	:	C	(a) × 80%	(120%)
アラーム条件	:	C	(a) × 60%	(100%)
自動ロスカット発動条件	:	C	(a) × 40%	(80%)

$$C = A + B, B = (c) + (d) + (e) - (b)$$

未決済スワップ損益(c)、建玉評価損益(d)については損失の場合マイナスとする。

( )はハイレバレッジコース

- (注) 1. 預り証拠金は(連結)貸借対照表上、「受入保証金(外国為替受入保証金)」勘定に計上しております。
2. 未決済スワップ損益は(連結)貸借対照表上、プラスの場合は「約定見返勘定」勘定(負債)に、マイナスの場合は「約定見返勘定」勘定(資産)に計上しております。
3. 建玉評価損益は(連結)貸借対照表上、「トレーディング商品(デリバティブ取引)」勘定に計上しております。

## スタンダードコースとハイレバレッジコース

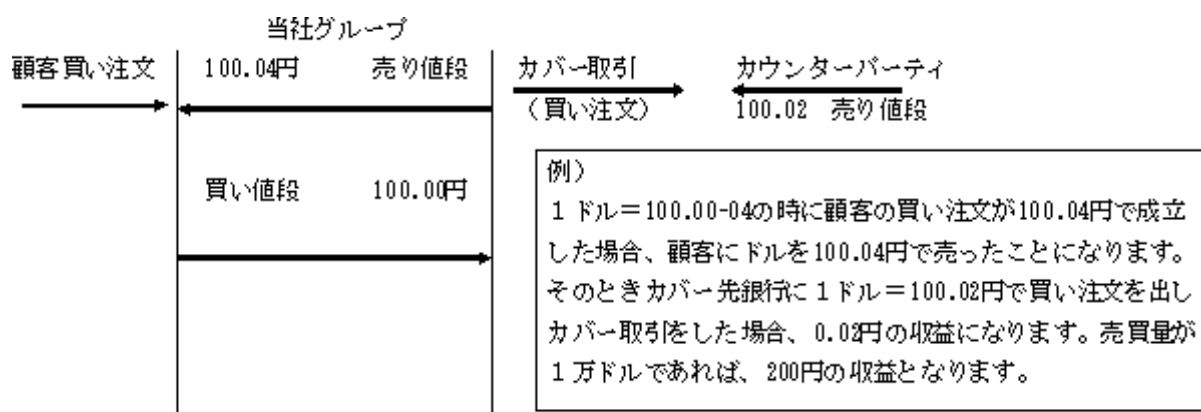
当社グループは、平成18年7月17日、パートナーズFXにおけるインターネット取引の取引手数料完全無料化並びに証拠金の半額サービスを開始いたしました(こちらを現在はスタンダードコースと呼称しております)。これに続き、同年11月6日より証拠金を更に半額にするハイレバレッジコースのサービスを開始しましたが、このハイレバレッジコースでは、計算上約20倍から約100倍のレバレッジとなり(スタンダードコースは、約10倍から約50倍)、更に少ない資金で同等のポジションを持てることから投資効率が上がり利便性が向上することになります。しかしながら、ハイレバレッジコースは、場合によっては、小さい値動きでも短期間のうちに大きな損失を蒙る可能性もあり、リスクが極めて高くなるという側面を併せ持っております。そのため取引を開始するに当たっては、希望顧客の適合性審査を一層厳格に行うとともに、ホームページ等で危険の開示を明確に行いリスクについての理解を促しております。具体的には、外国為替証拠金取引の経験が十分でなく、仕組みや自動ロスカット等のリスクについて十分に理解していないと認められる場合は、ハイレバレッジコースを選択できないこととし、顧客保護のための安全策を実施しております。

	スタンダードコース	ハイレバレッジコース
取引通貨ペア数	10通貨ペア	10通貨ペア
手数料	無料(インターネット取引)	無料(インターネット取引)
レバレッジ	約10倍から約50倍	約20倍から約100倍
プレアラーム	80%	120%
アラーム	60%	100%
自動ロスカット	40%	80%
適合性審査	「店頭外国為替証拠金取引取扱規程」の審査基準	左記に加え、外国為替証拠金取引の経験が十分にあり、仕組みや自動ロスカット等のリスクについて十分に理解していること

## (3) 収益構造

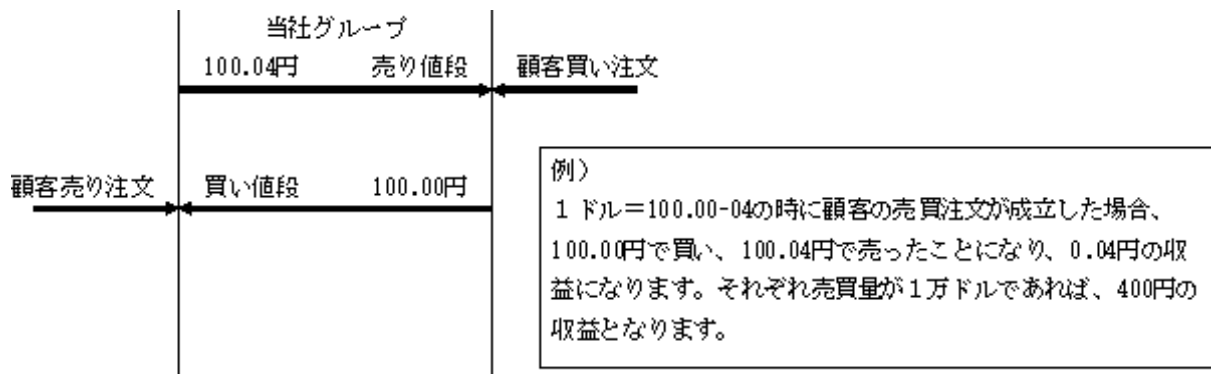
カバー取引による売買収益(連結)損益計算書上、「トレーディング損益(外国為替取引損益)」に計上しております。)

当社グループは、顧客との取引により生じる当社グループの外国為替ポジションについては随時、提携金融機関(カウンターパーティ)との間でカバー取引(ヘッジ取引)を行うことにより、当社グループの自己ポジションの為替変動リスク及びスワップポイントの受け払い負担リスクを回避しております。外国為替証拠金取引は、顧客との相対取引であるため、顧客に提示するレートに対し、インターネット又は電話の手段により顧客が売買注文を実行し、その注文が成立した時点で、当社グループには、顧客の成立した買い又は売りのポジションと反対のポジションが生じ、相場変動リスク(市場リスク)が発生いたします。当社グループは、カウンターパーティへの売買注文を通じて顧客注文成立により生じたポジションと反対のポジションをカウンターパーティに保有することにより、この市場リスクを回避します。また、このとき発生する値段の差額がカバー取引による売買収益となります。



店内マリーによる売買収益（（連結）損益計算書上、「トレーディング損益（外国為替取引損益）」に計上しております。）

当社グループでは、顧客に対しインターネットの取引画面に、通貨ペア毎の売り値段、買い値段のリアルタイム表示を常時行うことにより売買注文に応じております。その際に顧客からの多数の売り注文と多数の買い注文が瞬時に成立した場合、スプレッドと呼ばれる売値、買値の差額が当社グループの売買収益となります。

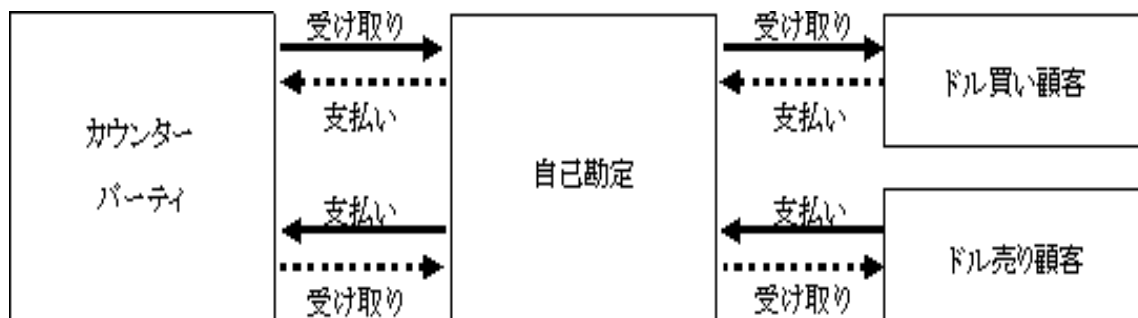


スワップポイント収益（（連結）損益計算書上、「トレーディング損益（外国為替取引損益）」に計上しております。）

パートナーズFXは、日々ポジションを繰り越す場合に（ロールオーバー）、異なる通貨間で金利差が発生することから、この金利差の受け払いが当事者間で行われます。当社グループでは、これをスワップポイントと呼んでおり、高金利通貨を買っている場合には毎日金利差額を受け取ることができますが、高金利通貨を売っている場合には毎日金利差額を支払うことになり、結果として、損失が生じる可能性があります（図表5ご参照）。

当社グループでは、各国の金利情勢により変動するスワップポイントを通貨間の金利差やロールオーバーの日数をもとに計算し、その実績をホームページ及び取引画面内で公開しております。また、当社グループでは、毎営業日に自社勘定と顧客毎の証拠金勘定とによってスワップポイントの受け払いの管理をしておりますが、スワップポイントの受渡しは、ポジションの決済時点でのみ行われます。ただし、未決済のポジションに発生しているスワップポイントは、純資産の計算に組み込まれます。

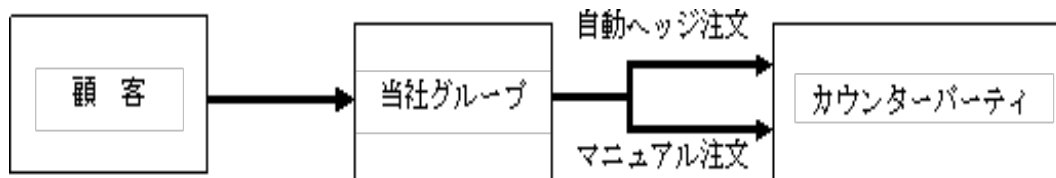
（図表5）スワップポイントの受け払い（米ドル/円取引の場合）



前述のとおり、当社グループは、顧客との取引により生じる外国為替ポジションについては随時、提携金融機関（カウンターパーティ）との間でカバー取引（ヘッジ取引）を行うことにより、自己ポジションの為替変動リスク及びスワップポイントの受け払い負担リスクを回避しております（図表6ご参照）。スワップポイントに関しても、カウンターパーティから受け取る又はカウンターパーティへ支払うスワップポイントと顧客へ支払う又は顧客から受け取るスワップポイントとの差額を当社グループの収益としております。

当社グループは、こうしたカウンターパーティへのカバー取引を、コンピューターによる自動ヘッジシステムを利用する方法、又はディーラーによるマニュアルによる方法で実施しております。そのため、万が一、自動ヘッジシステムがシステムダウン等の理由により機能不全に陥った場合でも、当社グループは24時間3交代によるカバーディーリング体制を整備しているため、マニュアルでカバー取引が可能となります。

(図表6) 顧客からの注文フロー



したがって、当社グループは、顧客との相対取引によって生じる自己ポジション相当を、為替相場の急変等の要因によりカウンターパーティに対して速やかにカバー取引が行えない場合、又はカバー取引の対象となるカウンターパーティが倒産等により決済不能となった場合には、当社グループ自身に為替相場の変動リスク及びスワップポイントの受け払い負担リスクが発生することになります。

以上の仕組みにより、当社グループは顧客との間で行った取引の約定値段と当社グループがカウンターパーティとの間で行ったカバー取引の約定値段との差額による売買収益、店内マリーによる売買収益、スワップポイントの受け払いによる差額を収益源としており、これらを主な営業収益として計上しております。

なお、当社グループは、平成18年7月17日より、インターネット取引の取引手数料を無料にしておりますので、今後においてインターネットによる取引手数料は発生いたしません。電話取引による手数料（（連結）損益計算書上、「受入手数料（外国為替取引手数料）」に計上しております。）は有料となっておりますが、パートナーズFXにおける電話注文の割合は極めて小さく、収益インパクトは軽微であります。

ホワイトラベル収益（（連結）損益計算書上、「トレーディング損益（外国為替取引損益）」に計上しております。）

当社グループは、平成20年6月14日より、当社グループの外国為替証拠金取引サービスの商品性やシステムの安定性における競争優位を活かした外国為替取引システムのホワイトラベル提供を開始しました。

ホワイトラベル提供にあたっては、当社グループとホワイトラベル提供先企業との間で外国為替取引システムの利用に係る契約及びカウンターパーティ業務に係る契約を締結して実施しています。

これらの契約に基づき、当社グループをカウンターパーティとする外国為替取引に係るトレーディング収益を営業収益として計上しております。

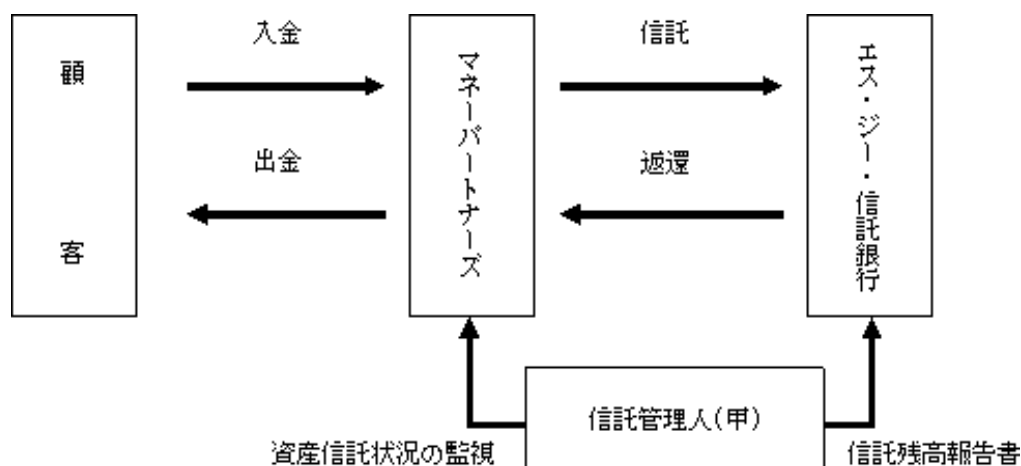
なお、当社グループからホワイトラベル提供先企業に対して支払うべき外国為替取引に係る手数料は販売費・一般管理費に計上しております。

#### (4) 外国為替証拠金取引における顧客資産区分管理信託スキームについて

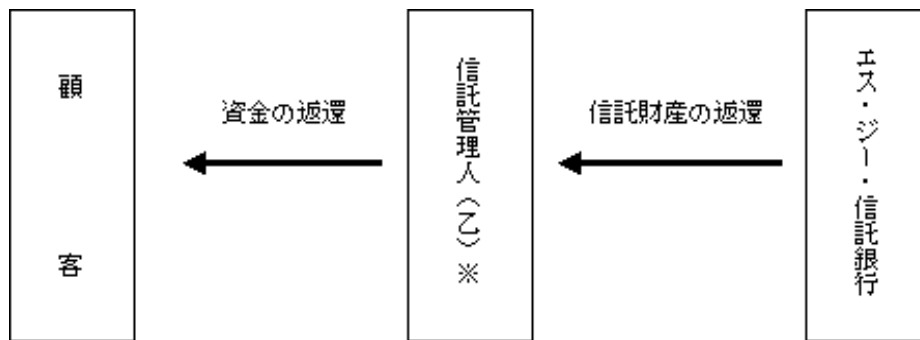
外国為替証拠金取引は、金融商品取引法に基づき、顧客資産について、会社の資産と区分して管理することが義務付けられています。顧客資産の管理を行っている株式会社マネーパートナーズは、顧客資産を信託保全することで顧客により安心してお取引いただけることを目的として、エス・ジー・信託銀行株式会社と元本保証のある金銭信託契約を締結し、受益者を顧客として設定した信託口座にて顧客資産を区分管理しております。信託口座による区分管理を行うことで、同社が万が一破綻した場合にも、顧客資産は信託保全により保全され、信託管理人（注）によって信託管理人口座から顧客へ直接、返還される仕組みになっております。

（注）平成19年9月30日に施行された新信託法における受益者代理人に相当します。

< 通常時 >



## &lt;株式会社マネーパートナーズ破綻時&gt;



破綻

マネーパートナーズ

※信託管理人(乙)は弁護士

株式会社マネーパートナーズが提供する信託保全サービスの対象は、顧客から預託を受けた証拠金に実現損益、評価損益及びスワップポイントを加算減算した金額から未払い手数料を差し引いた額となり、外貨で預託を受けた証拠金も信託保全の対象になります。信託保全の対象金額については営業日毎に（ただし、日本の祝祭日を除く。）計算を行って、必要な金額を確定し、この確定金額を上回る額を常時信託口座内に維持し、万が一の場合にも顧客の資産が返還されるようにしております。ただし、顧客から預託を受けた証拠金のうち、毎営業日の東京時間午後1時までに入金を確認できたものについて、東京時間翌営業日に信託設定する方法をとっているため、それ以降に入金された預り証拠金は翌々営業日まで信託保全されないこととなりますが、その場合でも預り証拠金は、当然ながら銀行預金口座において同社の資産と区分して管理されます。

また、同社の信託保全サービスは、信託管理人（甲）として内部管理者を、信託管理人（乙）として社外の弁護士を選定し、信託管理人（甲）は通常時に日々の保全金額の照合等、資産の信託状況の監督を行います。同社は、毎営業日のニューヨーク市場終了時点での同社清算値段により顧客資産の評価を行った上で、信託保全されるべき金額を信託管理人（甲）に対し報告します。この時、信託財産が信託保全されるべき金額より少なかった場合には、信託口座へ資金を追加することになります。信託管理人（乙）は同社の破綻等の緊急時、信託銀行から信託財産の返還を受け、顧客に帰属すべき資産を返還します。

## 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合又は被所 有割合(%)	関係内容
連結子会社 株式会社マネーパートナーズ (注)	東京都港区	3,100	1. 金融商品取引法に 基づく外国為替証 拠金取引、有価証 券関連業務及びこ れに付随する一切 の業務 2. 外国通貨の売買、売 買の媒介、取次ぎ もしくは代理、そ の他これに付随す る業務 3. 金融商品取引業及 びこれに付随する 業務	100	役員の兼任10名 経営指導
連結子会社 株式会社マネーパートナーズ ソリューションズ(注)	東京都港区	30	外国為替取引システ ムの設計、開発並びに 保守	100	役員の兼任4名 経営指導、資金の貸 付

(注) 特定子会社に該当しております。

## 5【従業員の状況】

## (1) 連結会社の状況

平成21年3月31日現在

区分	従業員数(人)
全社共通	89
合計	89

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者(パートタイマー、派遣社員、アルバイトを含む。)については、期中平均人数が全体の10%以下であり、その重要性が低いため記載を省略しています。
2. 当社及び連結子会社は、単一事業分野において営業を行っているため、従業員数のセグメント区分を行わず、全社共通としております。
3. 前連結会計年度末比15名増加しておりますのは、主に業務拡大に対応するための人員増強と平成20年10月1日付けにて行われた持株会社体制への移行等に伴う管理体制の強化によるものであります。

## (2) 提出会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
14	36.2	1.5	6,004,009

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者(パートタイマー、派遣社員、アルバイトを含む。)については、期中平均人数が全体の10%以下であり、その重要性が低いため記載を省略しております。
2. 前連結会計年度末比56名減少しておりますのは、主に持株会社体制への移行に伴う子会社への異動によるものであります。
3. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

## (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当連結会計年度の我が国経済は、企業部門においては、円高や原油等の原材料の乱高下、更には欧米、アジア向け輸出の減少等により企業収益が大幅に減少しております。また、家計部門においても、雇用情勢が急速に悪化する中、雇業者所得は減少に転じ、個人消費は消費マインドの低下もあって弱い動きとなっております。先行きについても、世界経済が悪化する中、当面は景気の悪化が続くとみられており、世界的な金融危機の深刻化や景気の一層の下振れ懸念などから、景気をさらに下押しするリスクが存在する状態にあります。

外国為替市場においては、4月から8月にかけて1ドル99円台から110円台の水準まで緩やかな円安ドル高傾向で推移し変動率も低調でありましたが、9月に米国における大手金融機関の破綻を発端として、欧米を中心に金融危機が深刻化したことに伴い、外国為替市場は非常に荒い動きとなり、リスク回避のための円買いが増加するなど急激な円高が進行しました。その後、欧米における金融危機の実体経済への影響懸念等から、12月から1月にかけて一時1ドル87円台をつけたのをはじめ、ユーロ/円は1ユーロ112円台、英ポンド/円は1ポンド118円台をつけるなど円高傾向が継続しましたが、米国をはじめ各国中央銀行等による金融緩和政策の結果金融不安が後退したことや、日本経済の減速懸念等から2月からは円安に転じ、1ドル98円台で期末を迎えております。

このような中、当社グループは、会社を取り巻く環境の変化や金融市場における競争の激化に対応し、資本の効率化と経営自由度の向上のため、平成20年10月1日をもって持株会社体制へと移行いたしました。

業務面におきましては、当社グループは、有価証券取引等の売買等の業務について、5月より外国為替証拠金取引の証拠金として有価証券を代用する代用有価証券の取り扱いを開始いたしました。これによる当連結会計年度末の有価証券による預り資産額は、212百万円となっております。

また、6月からは、当社グループの外国為替証拠金取引サービスの商品性やシステムの安定性における競争優位を活かしたBtoBビジネスの初回案件として、楽天証券株式会社に対して外国為替取引システムのホワイトラベル提供を開始いたしました。なお、本件ホワイトラベル提供は、外国為替取引システムの利用に係る契約を当社の連結子会社である株式会社マネーパートナーズ及び株式会社マネーパートナーズソリューションズ並びに楽天証券株式会社の三者間で締結するとともに、株式会社マネーパートナーズと楽天証券株式会社の間でカウンターパーティ業務に係る契約を締結して実施しております。これらの契約に基づく会計処理は、株式会社マネーパートナーズをカウンターパーティとする外国為替取引に係るトレーディング収益を同社の営業収益として全額計上した上で、同社から楽天証券株式会社に対して支払うべき外国為替取引に係る手数料を販売費・一般管理費に計上する方法によっております。

一方、10月からは、当社グループの外国為替取引システムの堅牢性を活かし、最小取引単位が100通貨単位と、一般的な外国為替証拠金取引サービスの100分の1となる新しい外国為替証拠金取引サービス『パートナーズFX nano』の提供を開始いたしました。また、パートナーズFX nanoのリリースに合わせ、パートナーズFX nano専用取引アプリケーションシステム『XFX』を同時にリリースいたしました。

このほか、トレードシステムの安定稼働のための施策として、継続的にサーバシステムの増強を行い処理能力の向上に取り組んだほか、第2データセンターの本格稼働に伴い、災害や大規模なシステム障害等の有事に対応するための事業継続計画策定を推進しております。

このような外国為替相場の変動状況や営業施策への取り組みに伴う顧客基盤の拡大等の結果、当連結会計年度の外国為替取引高は6,641億通貨単位となりました。また、当連結会計年度末の顧客口座数は92,763口座、顧客預り証拠金は22,453百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の連結業績は、営業収益が10,772百万円、営業利益は4,332百万円、経常利益は4,303百万円、当期純利益は2,801百万円となりました。

なお、前連結会計年度が決算期変更により3ヶ月決算となっているため、当連結会計年度においては前年同期との比較分析は行っておりません。(以下「(2) キャッシュ・フロー」、「2 業務の状況」及び「7 財政状態及び経営成績の分析」においても同じ。)

#### (2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、営業活動により5,931百万円増加、投資活動により1,385百万円減少、財務活動により643百万円減少いたしました。この結果、前連結会計年度末に比べ3,902百万円の増加となり、当連結会計年度末における資金の残高は7,010百万円となりました。



## (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は5,931百万円となりました。これは、主に税金等調整前当期純利益の計上4,294百万円のほか、カウンターパーティに差し入れる短期差入保証金の減少997百万円をはじめとして外国為替取引関連の資産負債が差引1,703百万円の資金増加要因となった一方、法人税等の支払による支出605百万円等があったことによるものであります。

## (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は1,385百万円となりました。これは、主に第2データセンターの増強に係るネットワーク関連ハードウェアやサーバをはじめとする有形固定資産の取得に伴う支出151百万円及び外国為替取引システムのデータベース強化や一層の安定稼働のための基幹システムの更新及び新サービス提供のためのソフトウェアをはじめとする無形固定資産の取得に伴う支出1,204百万円等があったことによるものであります。

## (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は643百万円となりました。これは、株式の発行に伴う収入51百万円があった一方、自己株式の取得に伴う支出500百万円及び配当金の支払に伴う支出193百万円があったことによるものであります。

## 2【業務の状況】

## (1) 受入手数料の内訳

	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
委託手数料	0	-
外国為替取引手数料	3	-

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## (2) トレーディング損益の内訳

	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
外国為替取引損益	10,623	-

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## (3) 金融収益の内訳

	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
受取利息	74	-

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## (4) その他の売上高の内訳

	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
システム関係収益	71	-

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## (5) 外国為替取引売買の状況

区分	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
	金額	前年同期比(%)
米ドル/円 (百万ドル)	360,677	-
ユーロ/円 (百万ユーロ)	86,453	-
英ポンド/円 (百万ポンド)	49,599	-
豪ドル/円 (百万豪ドル)	113,164	-
ニュージーランドドル/円 (百万ニュージーランドドル)	15,297	-
スイスフラン/円 (百万スイスフラン)	1,393	-
カナダドル/円 (百万カナダドル)	1,905	-
南アフリカランド/円 (百万ランド)	9,261	-
英ポンド/米ドル (百万ポンド)	2,624	-
ユーロ/米ドル (百万ユーロ)	23,807	-

(注) 上記金額は、顧客との相対取引による通貨毎の取引高であります。

## (6) 自己資本規制比率

		前事業年度末 (平成20年3月31日)	当事業年度末 (平成21年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目計		7,242	7,415
補完的項目	その他有価証券評価差額金(評価益)等	-	-
	金融商品取引責任準備金等	-	0
	一般貸倒引当金	-	4
	長期劣後債務	-	-
	短期劣後債務	-	-
計		-	4
控除資産		2,104	2,522
固定化されていない自己資本 + - (A)		5,137	4,897
リスク相当額	市場リスク相当額	31	2
	取引先リスク相当額	77	99
	基礎的リスク相当額	618	1,343
	計(B)	727	1,444
自己資本規制比率 (A)/(B) × 100		706.1%	338.9%

(注) 第一種金融商品取引業を営む子会社である株式会社マネーパートナーズの自己資本規制比率を記載しておりません。

### 3【対処すべき課題】

外国為替証拠金取引市場における競争環境が今後一層厳しさを増すと予想される中、当社グループは、外国為替証拠金取引の専門企業集団としての強みを活かすことにより、外国為替証拠金取引市場における競争優位性を確保すること及び次への成長に向け新たな収益基盤の拡充を図ることを事業展開の重要目標と位置づけ、経営に取り組んでおります。このような認識の上に立ち、当社グループといたしましては、以下の課題に取り組んでまいります。

#### (1) ブランドロイヤリティの確立、強化について

当社グループは、競争が激化する外国為替証拠金取引市場において競争優位性を確保するためには、顧客に提供する商品、サービスにおいて優位性を確保することのみならず、顧客からの信頼感、安心感をブランドとして浸透させることが重要であると認識しております。このため、当社グループでは、外国為替証拠金取引に係るコストの低減化や商品ラインナップの拡大、取引端末のマルチチャネル化とモバイルの強化、レバレッジの多様化、コールセンター業務のクオリティアップ等、顧客の視点に立った商品、サービスの提供に努める一方、外国為替取引システムの安定稼働のための諸施策の実施に努めた上で、これらの取り組みを適時適切な手段で情報発信することにより、ブランドロイヤリティの確立、強化を図ってまいります。

#### (2) 外国為替取引システムの安定稼働について

当社グループにおいては、外国為替証拠金取引のほぼ100%がオンラインシステムにより提供されており、外国為替取引システムの安定稼働は、重要な課題の一つであると認識しております。

このため、増加する取引量に対応して、適切なキャパシティプランニングに基づいた外国為替取引システムの継続的な改良、増強を実施し処理能力の増強を図るほか、災害や大規模なシステム障害等の有事に備える等、事業継続計画の確立に努めてまいります。

#### (3) 顧客基盤の拡充について

当社グループは、これまでコアターゲットであったデイトレーダー等のアクティブ投資家層へのマーケティング活動に加え、ビギナー層に対するサービス展開を強化してまいりましたが、引き続きビギナー層へのマーケティング強化をすすめ、顧客基盤の更なる拡充、安定化を図りたいと考えております。これまでに、レバレッジを抑え取引単位を小口化した商品としてパートナーズFX nanoをリリースしたほか、全般的な取引画面の改良等による操作性の向上を行ってまいりました。また、インターネットを利用したリアルタイムセミナーの定期的開催や勉強会の実施等、ビギナー層のレベルアップのための施策を行ってまいりました。今後も引き続きシステムの操作性の向上と顧客の投資運用教育及び啓蒙活動強化のため、上記施策を推進してまいります。

また、当社グループは、これまで顧客から金銭に限り受け入れておりました外国為替証拠金取引のための預り資産に有価証券を追加することを目的として、第一種金融商品取引業のうち改正前証券取引法に規定されていた「旧証券業」業務の登録を平成20年3月24日に受けたことにより、外国為替証拠金取引のための預り資産として有価証券の取り扱いを開始いたしました。これにより、新たな顧客層の更なる取り込み強化及び顧客預り資産の一層の増加を図ってまいります。

#### (4) 新商品の開発と収益の多様化について

当社グループは、外国為替証拠金取引の専門企業集団として、これまで外国為替証拠金取引における営業施策に注力してまいりましたので、収益の大部分を外国為替証拠金取引に係わる売買収益に依存しております。今後、環境の変化や顧客ニーズの変化に対しても安定的に収益を計上できるよう、また、今後の成長を図る上でも、取扱商品、サービスを多様化することにより収益基盤を拡充することは、当社グループの重要な課題の一つであると認識しております。

このため、外国為替取引システムを当社グループ内にて自社開発していることの強味を活かし、他の金融機関等に対して外国為替取引システムのホワイトラベル提供などの外国為替証拠金取引業者向け（B to B）ビジネスの展開を推進しており、当連結会計年度において第1号案件として楽天証券株式会社への提供を開始いたしました。引き続き新規提供先開拓に注力してまいります。

また、旧「証券業」業務の登録により可能となった新たな商品の取り扱いについて、商業化の可能性についての検討をすすめるほか、これまで外国為替証拠金取引で蓄積したECN（注）のノウハウを基礎に、外国為替証拠金取引以外のOTCの商品化、事業化にも取り組んでまいります。

（注）ECNは、「Electronic Communications Network」の略であり、「電子市場取引」のことです。

#### (5) コンプライアンス体制の確立について

当社グループの扱う外国為替証拠金取引は、ハイリスク・ハイリターン型の金融商品であり、金融商品取引法や金融商品販売法により、顧客の適合性を厳格に審査し、十分な商品説明やリスク説明を行うことや不招請勧誘及び断定的判断の提供の禁止等が義務付けられております。また、金融商品取引業の内容について宣伝広告を掲載する場合には、表示等について厳しく規制されております。

当社グループでは、コンプライアンスを重要な課題の一つであると認識し、「コンプライアンス基本方針」及び「コンプライアンス・ガイドライン」を制定して金融商品取引法、その他関連法令に準拠したコンプライアンス体制の強化を図っております。今後においても、コンプライアンス・プログラムに基づき、役職員に対する「コンプライアンス・ガイドライン」の周知徹底、教育、啓蒙活動をはじめとする施策を実施し、コンプライアンス体制の確立を図ってまいります。

#### (6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第127条における会社の支配に関する方針について取締役会等の会議体において決議をしてはおりません。

当社は、当社の株主のあり方については、当社株式の市場における自由な取引を通じて決定されるものであり、当社の支配権の移転を伴う大規模な買付提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、近年、わが国の資本市場における株式の大規模買付行為の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、対象会社の取締役や株主の皆様が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案の提案や追加質問の提示を行うための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものがあることも事実であります。

当社は、上記の例を含め、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、顧客との信頼関係等を十分に理解し、企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、なおかつ向上させる意思を持たない、あるいはそれを毀損する恐れがある行為等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えております。

## 4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。

また、当社グループにとっては必ずしも事業上のリスクとは考えていない事項につきましても、投資家の投資判断上重要であると考えられる事項につきましては、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当社グループはこれらのリスクの発生要因を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。本株式に対する投資判断は、本項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があります。

本項におきましては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであり、すべてのリスク要因を網羅しているわけではありません。

#### (1) 子会社の管理体制について

当社グループは、平成20年10月1日付で持株会社体制へ移行いたしました。

当社は、当社グループの持株会社として、子会社の事業運営に関する管理監督責任を有しており、そのため当社グループ全体のコーポレートガバナンス体制やリスク管理態勢、コンプライアンス態勢の継続的な強化を図り、当社グループの財務の健全性及び業務の適切性を確保しております。

しかしながら、将来何らかの理由によりこれらの体制が機能しなくなった場合には、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

## (2) 法的規制について

当社は、金融商品取引業を営む株式会社マネーパートナーズ（以下「マネーパートナーズ」という。）を連結子会社に有しており、同社をはじめとして当社グループは金融商品取引法等の法的規制を受けております。

### 金融商品取引法について

当社グループは、金融商品取引業を営んでおり、金融商品取引法第29条に基づく登録を受け、金融商品取引法、関連政令、府令等の諸法令に服して事業活動を行っております。金融商品取引業については、金融商品取引法第52条第1項及び第4項もしくは同法第53条第3項、同法第54条にて登録の取消となる要件が定められており、これらに該当した場合、登録が取消となる可能性があります。

当社は、子会社を含むグループ全体の社内体制の整備等を実施し、法令遵守の徹底を図っており、現時点では取消事由に該当する事実はありません。

しかしながら、将来何らかの理由により監督官庁から登録の取消等の行政処分を受けることになった場合、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

### イ 自己資本規制比率について

金融商品取引業者には、金融商品取引法第46条の6に基づき自己資本規制比率の制度が設けられております。自己資本規制比率とは、固定化されていない自己資本の、保有する有価証券の価格の変動その他の理由により発生しうる危険の額に対応する額として内閣府令で定める額の合計に対する比率をいいます（金融商品取引法第46条の6第1項）。金融商品取引業者は、自己資本規制比率が120%を下回ることのないようにしなければならず（金融商品取引法第46条の6第2項）、金融庁長官は金融商品取引業者に対し、その自己資本規制比率が120%を下回るときには業務方法の変更を命ずること、また、100%を下回るときには3ヶ月以内の期間、業務の停止を命ずる事ができ、更に業務停止後3ヶ月を経過しても100%を下回り、かつ、回復の見込みがないと認められるときは、金融商品取引業者の登録を取り消すことができるとされております（金融商品取引法第53条）。

なお、マネーパートナーズの自己資本規制比率は、平成21年3月31日現在で338.9%となっており、上記の自己資本規制比率の値を上回っております。

しかしながら、今後上記要件に抵触した場合には、監督官庁による行政処分が行われることがあり、その場合、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

### ロ 顧客預り資産の分別管理及び区分管理について

当社グループは、デリバティブ取引である外国為替証拠金取引及び外国為替証拠金取引の代用有価証券取扱いサービス等を目的として有価証券関連取引を取り扱っております。金融商品取引業者は、顧客資産が適切かつ円滑に返還されるよう、これらの取引に際して顧客から預託を受けた金銭についての管理が義務付けられており、外国為替証拠金取引については金融商品取引法第43条の3第1項の規定に基づく区分管理義務が、有価証券関連取引については金融商品取引法第43条の2第2項の規定に基づく分別管理義務がそれぞれ課せられております。当社グループは、前者についてはエス・ジー・信託銀行株式会社と、後者については日証金信託銀行株式会社とそれぞれ信託契約を締結し、顧客からの預り資産について金銭信託による保全を行う等、法令が要請する管理義務を充足しております。

しかしながら、今後、これに抵触する事態が生じた場合、又は法令等の改正により、現在の管理方法が適合しなくなり、速やかに適合する管理方法へ移行できなかった場合には、業務停止や登録取消等の行政処分が行われることがあり、その場合、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

## 八 外国為替証拠金取引に関する規制の強化について

当社グループの主な事業である外国為替証拠金取引について、平成19年10月以降の外国為替証拠金取引業者の破綻等を鑑みて利用者保護の充実を図るための措置として、平成21年4月28日に金融庁から「金融商品取引業に関する内閣府令」の改正案及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の改正案が公表されております。

上記の改正案は、外国為替証拠金取引業者に対して、外国為替証拠金取引に係る顧客からの預り資産の区分管理の方法を金銭信託に一本化することや外国為替証拠金取引に係るロスカットルールの整備、遵守を義務付けるほか、低スプレッド取引を提供する業者に対して勧誘・説明態勢やリスク管理態勢に関する監督上の留意事項等を定めるものであります。また、改正案の公表において、今回の改正案とは別に、外国為替証拠金取引の証拠金についての規制が検討されており、細目がまとまり次第内閣府令の改正案として公表される旨が述べられております。

当社グループにおいては、今回の改正案に先んじて、顧客の保護や当社グループのリスク管理態勢強化の観点から、外国為替証拠金取引に係る顧客からの預り資産の金銭信託による区分管理の実施や、自動ロスカット制度の採用、ストリーミング取引における約定レートの透明性の確保等を既に行っており、今回の改正案は外国為替証拠金取引業界の健全な発展のために歓迎すべきものであると認識しております。

また、平成21年5月29日には、同じく金融庁から外国為替証拠金取引等について、取引所取引及び店頭取引共通の規制として一定金額以上の証拠金の預託を受けることなく契約を継続することを禁止する趣旨の「金融商品取引業等に関する内閣府令」の改正案が公表されております。

上記の改正案は、同時に発表された「金融商品取引業等に関する内閣府令第百十七条第一項第二十七号及び第二十八号に規定する額を指定する件を定める告示」案と併せて、当該一定金額を想定元本の4%と定めるものであり（ただし、施行は公布から1年後に行われるとされており、さらに当該一定金額は施行後1年間は2%とする経過措置が定められております。）、現状当社グループが提供する外国為替証拠金取引サービスは証拠金の額を最小で想定元本の約1%としているため、これに適合しない状態となっております。

このため、今回公表されている内閣府令等の改正もしくは今後の法令等の改正により、現在の当社グループの外国為替証拠金取引の商品内容がこれに適合しなくなった場合には、新たな法令等への適合のために商品性の変更を余儀なくされたり、速やかに適合ができなかった場合には業務停止や登録取消等の行政処分が行われることがあり、その場合、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

#### 外国為替及び外国貿易法について

当社グループが事業として提供する外国為替証拠金取引は、外国為替及び外国貿易法第55条の3第1項第4号の規定により想定元本額が1億円を超える取引について財務大臣への報告が義務付けられております。

当社グループは、翌月の20日までに毎月「資本取引に関する一括報告書」を財務大臣に提出し、法令を遵守しておりますが、上記報告を行わなかった場合には、6ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金（外国為替及び外国貿易法第71条）が科せられる可能性があり、その場合、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

#### 金融商品の販売等に関する法律（以下「金融商品販売法」という。）並びに消費者契約法について

金融商品販売法は、金融商品の販売等に際して顧客の保護を図るため、金融商品販売業者等の説明義務及びかかる説明義務を怠ったことにより顧客に生じた損害の賠償責任並びに金融商品販売業者が行う金融商品の販売等に係る勧誘の適正の確保のための措置について定めております。

また、消費者契約法は、消費者契約における消費者と事業者との間に存在する構造的な情報の質及び量並びに交渉力の格差（総じて情報の非対称性）に着目し、一定の条件下において、消費者が契約の効力を否定することができる旨を定めております。

当社グループでは、かかる法律への違反防止のための内部管理体制を整備しており、これまでこれらの法律に抵触した事実はありません。

しかしながら、今後、これに抵触する事態が生じた場合、業務停止や登録取消等の行政処分が行われることがあり、その場合、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

#### 個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）について

当社グループの個人情報保護態勢は、個人情報保護法の精神に則り、平成19年6月に認定されたプライバシーマーク（JISQ15001）のコンプライアンス・プログラムに基づき制定された各種規程により運用されております。マネーパートナーズは、顧客又は取引先の氏名、電話番号、銀行口座等の個人情報を取り扱っており、個人情報の管理は「個人データ管理台帳」により行われております。とりわけ顧客の個人情報を保存しているサーバは、指紋認証を含む堅牢なセキュリティで保護された外部データセンターにおいて、登録者のみ入館を許可される態勢で保護されております。また、ネットワークシステムにつきましては、外部からのアクセスに対するファイアウォール、アクセス権限付与による制限、データアクセスの常時監視、メール送受信記録及び内容の保管、記録メディアの社内のPCでの使用禁止等によりセキュリティを確保しております。

また、当社グループのオフィスエリアの入退室はセキュリティカード及び暗証番号ロックで管理しており、来訪者が入室する場合には、専用ストラップの着用及び入室カードへの記入によりセキュリティの維持を行っております。さらに、各部署の個人情報管理者が日常業務において特に「情報セキュリティ規程」の遵守を指導するほか、個人情報保護教育責任者により、年に1回個人情報保護に関する教育を全役職員に実施する等、個人情報漏洩事故等の防止に努めております。

このように当社グループは、個人情報の適正な保護のため、全役職員への教育、啓蒙活動及び管理体制の整備に努めておりますが、不正アクセスや内部管理体制の瑕疵等により個人情報が漏洩した場合には、監督官庁からの処分や損害賠償請求を受けると同時に社会的な信用を失う恐れがあり、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という。）について

当平成20年3月1日より、犯罪収益移転防止法が施行されました。同法は、金融機関に対し本人確認を義務づけ、顧客の本人確認及び記録の保存、顧客管理体制の整備を促すことにより、テロ資金や犯罪収益の追跡のための情報確保とテロ資金供与及びマネー・ロンダリング等の利用防止を目的としております。

当社グループは、同法の定めに基づき本人確認を実施するとともに、本人確認記録及び取引記録を保存しております。

しかしながら、当社グループの業務方法が同法に適合しないという事態が発生した場合には、監督官庁による行政処分や刑事罰等を受けることがあり、その場合、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

### (3) 業績等について

外国為替証拠金取引における競争激化について

当社グループは、顧客との相対取引による外国為替証拠金取引を行っておりますが、その一方で、東京金融取引所の「くりっく365」、大阪証券取引所が準備を進めている外国為替証拠金取引市場の創設等、取引所取引による外国為替証拠金取引が相対取引では認められていない税制上のメリットや株式取引等と同様の取引所取引という安心感、認知度が評価され、今後シェアを拡大する可能性があります。当社グループは、提示レートの変更を継続的に瞬時に行う等、結果としてより有利なレートの得られる機会がある相対取引での優位性を堅持し、相対取引市場の拡大に努めてまいりたいと考えております。

また、外国為替証拠金取引業界の健全化や「貯蓄から投資へ」の流れの中で、一般投資家の外貨への直接投資に対する関心の高まりや外国為替証拠金取引市場の拡大により、ビジネスチャンスを求めて銀行、証券会社、外資系企業、IT系企業等の多様な業種から市場参加が続いております。当社グループは、これらの競争環境において、外国為替取引システムの強化や約定拒否やスリッページ（顧客の注文レートと実際の約定レートの差異）の排除をはじめとする商品性の差別化等により顧客基盤の拡大に努めてまいりたいと考えております。

しかしながら、競争の激化に伴い、新たに顧客を獲得するために必要な1口座当りの費用が増加することも考えられます。そうした場合、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

収益構造について

当社グループは、顧客の利便性、顧客満足度の向上を目指し、平成18年7月17日にインターネットにおける外国為替証拠金取引における取引手数料の完全無料化及び建玉必要証拠金の半額化により、顧客の外国為替証拠金取引における取引コストを低減させ、顧客の投資効率を上げてまいりました。この結果、顧客口座数、顧客預り証拠金とも急増し、当社グループの顧客基盤が大きく拡大したことで、当社グループの収益構造は、従来の手数料収益に依存した構造から売買収益が中心となる構造へ大きく転換いたしました。このため、現在の当社グループの営業収益は、顧客による外国為替証拠金取引及びそれに伴うカバー取引によって得られる売買収益が中心となっております。

しかしながら、計画どおりに収益のベースとなる顧客基盤が拡大しない等の要因により、外国為替証拠金取引高等が伸び悩んだ場合には、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

さらに、当社グループが提供する外国為替証拠金取引パートナーズFX及びパートナーズFX nanoは、取引の担保として差し入れる証拠金の約50倍から約100倍においての取引が可能となるハイレバレッジ型の金融デリバティブ商品であるがために、為替相場の変動が当社グループ顧客の損益に多大な影響を与える可能性があります。

相場変動が当社グループの顧客に不利に働き、損失が増大することにより投資意欲に減退が生じた場合には、外国為替証拠金取引高は減少し、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

#### 証券業への参入について

当社グループは、平成20年3月24日付で、金融商品取引法第31条に基づき、金融商品取引業の業務種別変更の登録を受けました。旧証券取引法に規定されていた「証券業」のうち有価証券取引等の売買等を行う業務であり、日本証券業協会への加入等所定の手続きを経て、有価証券の取扱い業務を開始いたしました。

これにより、外国為替証拠金取引において現金以外に有価証券を担保とした取引サービスも可能となり、顧客基盤の拡大に寄与するものと考えております。当社グループは、証券業務開始に伴い、更なるシステムの強化、改善を進めておりますが、必ずしも予定どおりに進行せず、また、当初計画したとおりの投資効果が得られず、もしくは競争力の強化につながらなかった場合、あるいは、証券業において求められる社内体制や業務方法等の不備により、監督官庁から処分を受ける可能性があり、その場合、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

#### (4) 人員体制について

当社グループは、平成17年6月10日に設立されて以来、各部門の組織体制の構築や必要とされる人員体制の整備に全力をあげてまいりました。今後は、社内教育、研修制度の充実を図ることにより、従業員の定着化や組織体制の強化に努めてまいります。

しかしながら、従業員の定着化や優秀な人材の確保が計画どおり進まなかった場合には、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

#### (5) 今後の事業方針

当社グループでは、外国為替証拠金取引を巡る競合他社との競争が一層厳しくなる環境を十分に認識し、今後の事業方針として、外国為替証拠金取引オンライン取引システムにおける競争優位性を確保すること及び次の成長に向けて新たな収益基盤の拡充を図ることを目標に、積極的なブランディング政策の展開とブランドロイヤリティの確立、顧客セグメントの明確化による顧客基盤の拡充、新商品、新サービスによる収益源の多様化、そしてコンプライアンス態勢、内部管理体制の強化による信頼性の確保を経営の重要課題として事業展開しております。

今後もこの方針に沿って施策に取り組む方針ですが、これらの施策が必ずしも期待どおりに達成されなかった場合や、顧客のニーズや市場環境に適合できず、方針の転換を余儀なくされた場合には、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

#### (6) コンピュータシステムについて

##### システム障害について

当社グループのコンピュータシステムは外国為替証拠金取引における顧客向けフロントシステム、勘定帳票系バックシステム、ディーラーの補助を主な目的とするミドルシステム及び人事、経理システム等内部管理の情報系システムから構成されておりますが、特に外国為替取引システムの安定稼働は経営の最重要課題の一つと認識しており、平成17年10月の外国為替取引システムの全面リニューアル以降、継続的なアプリケーション及びハードウェアの増強を実施し、顧客利便性の向上とシステムの堅牢化、安定性の確保に努めております。保守管理につきましては、当社の子会社である株式会社マネーパートナーズソリューションズに委託する一方で、社内システム要員による監視、管理体制を整えております。サーバ等コンピュータシステムは、セキュリティ上信頼性の高い外部データセンターに設置しており、バックアップシステムの整備や回線の多重化等の整備を行い、危機管理体制を整備しております。

しかしながら、これらシステムに、ハードウェア、ソフトウェアの不具合、人為的ミス、通信回線の障害、コンピュータウィルス、サイバーテロの他、災害等によって障害が発生し機能不全に陥り事業活動に支障をきたす場合には、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

また、当社グループの扱う業務は、その全て又は一部をコンピュータシステムに依存しており、アクセス数の急激な増加、取引注文の想定外の集中等によりシステム障害が生じ、顧客取引の処理を適切に行えない場合には、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

##### システム開発について

当社グループでは、外国為替証拠金取引市場における競争優位性を確保していくため、独創的で差別化された取引サービスの提供とトレードシステムのインフラ整備、強化を最優先課題の一つと認識し、積極的に経営資源を投入し他社との差別化を図っております。当社グループは今後、外国為替取引システム基幹系において、1)顧客増加と約条件数増加に対するサーバ増強、2)瞬間約定処理能力向上のための基幹エンジン強化、3)CRM(注1)を含む業務処理能力アップ等のシステム開発を行ってまいります。また、フロントのアプリケーションソフトとして外国為替証拠金取引におけるアクティブ投資家層向け及びビギナー層向けフロントシステムの開発を行い、多様な顧客ニーズに対応するなかで顧客基盤の拡大、強化に結び付けていく考えでおります。加えて、金融機関や事業会社に外国為替取引システムを提供するBtoB展開のためのパッケージソフトの更なる開発、収益源の多様化と新たな成長分野の開拓に向けたOTC(注2)システムの開発を考えております。

しかしながら、こうしたシステム開発が計画どおりに進まずシステム投資の額が想定を超えて多額になった場合、また、当初予想していたとおりの投資効果が得られず損失を蒙った場合には、当社グループの風評、経営成績



及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

- (注) 1. CRMは、「Customer Relationship Management」の略であり、「一人ひとりの顧客ニーズ」を中心に考えたマーケティング手法、また、コールセンター部門における顧客との対応履歴管理、メール送信、他部門とのエスカレーション（情報連絡、伝達の仕組み）等を効率よく行うためのシステムのことです。
2. OTCは、「Over The Counter」の略であり、「店頭相対取引」又はその対象のことです。

#### (7) カウンターパーティについて

当社グループが提供する外国為替証拠金取引パートナーズFX及びパートナーズFX nanoは、顧客と当社グループによる相対取引であります。当社グループは、顧客に対する当社グループのポジションをリスクヘッジするために、カウンターパーティとも相対取引をしております。平成21年5月31日現在、当社グループは、取引先リスク等を分散するために欧米等において実績のある銀行、証券会社等9社のカウンターパーティと取引をしております。

しかしながら、当該カウンターパーティがシステム障害その他の理由で機能不全に陥った場合には、顧客に対するポジションのリスクヘッジが実行できない可能性があります。そのような場合、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

#### (8) 相場の急激な変動による当社グループの業績への影響について

当社グループが提供する外国為替証拠金取引において、顧客が当社グループが提示する為替レートによる取引を行った場合には、外国為替に係る自己売買ポジションが発生いたします。従いまして、当社グループの自己売買ポジションは、外国為替証拠金取引による顧客からの売買取引によりその都度発生いたしますが、当社グループではカウンターパーティとのカバー取引により、自己売買ポジションを速やかにヘッジすることに努め、自己売買ポジションの為替変動リスクを回避しております。

しかしながら、何らかの突発的な事象を材料に為替相場が短時間のうちに急激に変動した場合には、当社グループがカウンターパーティに対し、自己売買ポジションのカバー取引が行えない可能性があります。その際には当社グループ自身が為替変動リスクを負うこととなります。こうした想定外の事態が発生した場合には、ポジションによっては多大な損失を蒙る可能性があります。当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

また、当社グループではロスカット制度を採用しており、顧客に損失が発生した場合でも預り証拠金の範囲内に損失額が収まるように、顧客の与信リスク管理には万全を期しておりますが、為替相場の急変等により顧客に多大な損失が発生した場合には、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

#### (9) 株式及び株主について

##### 大株主について

平成21年3月31日現在の株主名簿によれば、東短ホールディングス株式会社は当社株式を37,500株（発行済株式総数の11.71%所有、大株主第1位）、並びに楽天ストラテジックパートナーズ株式会社は同32,820株（同10.25%所有、大株主第2位）を保有しております。

両社は、グループ会社を通じて当社グループと同様に外国為替証拠金取引業務もしくは外国為替取引業務等を行っており、当社グループと現在競合しているかもしくは将来競合する可能性があります。現状では、両社は当社株主として当社グループと友好的な関係にありますが、今後の事業環境、経営戦略によっては関係に変化が生じる可能性があります。

##### ストック・オプション制度について

平成21年5月31日現在、ストック・オプションを含む新株予約権による潜在株式数は8回分、合計23,013株が当社グループの役員及び従業員に対して発行されております。

これらの新株予約権が行使されれば、当社グループの1株当たりの株式価値は希薄化します。また、今後において当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、新株予約権の発行を行う可能性があり、追加された新株予約権の付与は1株当たりの株式価値の一層の希薄化を招く可能性があります。

各回におけるストック・オプションの付与内容につきましては「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」をご参照ください。

## 5【経営上の重要な契約等】

契約会社名	契約締結日	契約の名称	相手先	契約内容	契約期間及び更新条件
株式会社マネーパートナーズ (連結子会社)	平成18年 6月26日	外国為替取引 証拠金保全信託 契約書	エス・ジー・信託銀行株式会社	当社の外国為替取引業務に係る顧客分別金の金銭信託による管理及び運用	契約期間 平成18年6月26日から 平成19年6月25日まで 更新条件 当事者の一方から書面による契約終了の意思表示がない限り同一条件にて1年間更新
・株式会社マネーパートナーズ (連結子会社) ・株式会社マネーパートナーズソリューションズ (連結子会社)	平成20年 5月9日	サービス基本 契約書	楽天証券株式会社	外国為替取引システムの利用による外国為替証拠金取引サービスの提供及びこれに付随する業務	契約期間 平成20年5月9日から 平成22年5月8日まで 更新条件 当事者の一方から書面による契約終了の意思表示がない限り同一条件にて1年間更新
株式会社マネーパートナーズ (連結子会社)	平成20年 5月23日	カウンター パーティ契約 書	楽天証券株式会社	外国為替証拠金取引のカバー取引及び外国為替市場情報の提供	契約期間 平成20年5月23日から 平成22年5月22日まで 更新条件 当事者の一方から書面による契約終了の意思表示がない限り同一条件にて1年間更新

## 6【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7【財政状態及び経営成績の分析】

本項に記載した将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

### (1) 財政状態に関する分析

#### 資産、負債及び純資産の状況

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末と比較して1,443百万円増加し、35,625百万円となりました。これは、現金・預金の増加3,902百万円があった一方、顧客を相手方とする未決済の外国為替証拠金取引に係る評価益の減少等に伴うトレーディング商品（資産）の減少2,149百万円や短期差入保証金の減少997百万円等により流動資産が827百万円増加したこと、並びに器具備品の取得144百万円、外国為替取引システムの開発に伴うソフトウェアの取得829百万円等により固定資産が616百万円増加したことによるものであります。

負債は、前連結会計年度末と比較して783百万円減少し、26,171百万円となりました。これは、未払法人税等の増加1,024百万円があった一方、顧客からの預り資産の減少に伴う受入保証金の減少1,607百万円等により流動負債が783百万円減少したことによるものであります。

純資産は、前連結会計年度末と比較して2,227百万円増加し、9,453百万円となりました。これは、株式の発行に伴う資本金及び資本準備金の増加53百万円並びに繰越利益剰余金の増加2,655百万円があった一方、自己株式の取得に伴う自己株式控除額の増加499百万円があったこと等によるものであります。

#### （流動資産）

当連結会計年度末における主な流動資産の内訳は、預託金16,293百万円、現金・預金7,010百万円、トレーディング商品（資産）6,951百万円及び短期差入保証金2,002百万円であります。当連結会計年度においては、顧客を相手方とする未決済の外国為替証拠金取引に係る評価益の減少等に伴うトレーディング商品（資産）が2,149百万円減少し、短期差入保証金が997百万円減少したほか、現金・預金3,902百万円の増加等により、流動資産は827百万円の増加となりました。

#### （固定資産）

当連結会計年度末における主な固定資産の内訳は、ソフトウェア1,337百万円、長期差入保証金530百万円、器具備品195百万円及び投資有価証券190百万円であります。当連結会計年度においては、器具備品の取得144百万円、外国為替取引システムの開発に伴うソフトウェアの取得829百万円等の増加要因があったことにより、固定資産は616百万円の増加となりました。

#### （流動負債）

当連結会計年度末における主な流動負債の内訳は、受入保証金22,453百万円、未払法人税等1,244百万円及び未払費用1,121百万円であります。当連結会計年度においては、顧客からの預り資産の減少に伴い、受入保証金が1,607百万円減少したほか、税金等調整前当期純利益の増加により未払法人税等が1,024百万円増加し、流動負債は783百万円の減少となりました。

#### （固定負債）

当連結会計年度末における固定負債の内訳は、長期預り保証金114百万円であります。これは、本社事務所の転貸借契約に伴う長期預り保証金の受入であります。

#### （純資産）

当連結会計年度末における純資産の内訳は、当期純利益2,801百万円の計上等により、資本金1,768百万円、資本剰余金1,844百万円、利益剰余金6,321百万円、自己株式 499百万円及びその他有価証券評価差額金 1百万円並びに新株予約権20百万円となりました。当連結会計年度においては、繰越利益剰余金の増加2,655百万円があった一方、配当金の支払いに伴う利益剰余金の減少146百万円、自己株式の取得に伴う自己株式控除額の増加499百万円があったこと等により、純資産は2,227百万円の増加となりました。

#### キャッシュ・フローの状況

当社グループは、外国為替取引を専門とする事業形態をとっていることから、顧客との外国為替取引に係る資産及び負債がそれぞれの大部分を占めております。これらの資産及び負債は、顧客との外国為替取引及び外国為替相場の動向により日々変動いたしますが、当社グループにおいては、顧客との外国為替取引の結果生じる外国為替ポジションの偏りをカウンターパーティとの外国為替取引により完全にカバーするよう運用を行っているため、顧客及びカウンターパーティとの外国為替取引に係る資産及び負債トータル増減はほぼ営業収益の額の動きに連動し、これが当社グループのキャッシュ・フローの源泉となっております。一方、主な負のキャッシュ・フローとしては、営業活動によるキャッシュ・フローにおいては、営業費用に係る支出のほか、増加する外国為替取引に備えて行うカウンターパーティへの差入証拠金の積み増しや顧客預り資産の日々の変動に備えて行う預託金の積み増し等への支出があり、投資活動によるキャッシュ・フローにおいては、増加する外国為替取引への対応や競業他社との差別化のために行う外国為替取引システム等への投資のための支出があります。

なお、当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの詳細は「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」に記載のとおりであります。

#### (2) 経営成績の分析

当連結会計年度における営業収益は10,772百万円、営業利益は4,332百万円、経常利益は4,303百万円、当期純利益は2,801百万円となりました。

主な収益、費用の状況は以下のとおりであります。

##### 営業収益

当連結会計年度の外国為替市場は、4月から8月にかけて円安ドル高傾向で推移し、変動率も低調でありましたが、9月の米国における大手金融機関の破綻を発端に欧米を中心とする金融危機が深刻化したことに伴い、リスク回避のための円買いが増加するなど急激な円高が進行しました。また、顧客基盤については、受入保証金が前連結会計年度末と比べ減少し22,453百万円となった一方、顧客口座数は前連結年度末以来堅調に増加し、当連結会計年度末現在92,763口座となりました。これらの結果、当連結会計年度の外国為替取引高は6,641億通貨単位（決算期末レートによる円換算ベースで69,358,783百万円）となりました。

この結果、当連結会計年度における営業収益は10,772百万円となり、その内訳は、受入手数料が3百万円、売買収益を中心とするトレーディング損益が10,623百万円、金融収益74百万円、その他の売上高71百万円であります。

##### 販売費・一般管理費

当連結会計年度における販売費・一般管理費は6,396百万円となりました。主な内訳は、取引関係費3,158百万円、人件費966百万円、不動産関係費1,066百万円、事務費705百万円、減価償却費334百万円、租税公課82百万円であります。

##### 営業外収支

当連結会計年度における営業外収益は115百万円、営業外費用は143百万円となりました。営業外収益の主な内訳は、本社事務所の転貸に伴う受取賃貸料114百万円であります。また、営業外費用の主な内訳は、本社事務所の転貸に伴う賃貸費用114百万円であります。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当社グループは、増加する外国為替証拠金取引を背景に外国為替取引システムの利便性、安定性並びに処理能力の増強を図るためソフトウェアや器具備品を中心とするコンピュータシステムへの設備投資を実施してまいりました。

当連結会計年度末における主な設備投資は、器具備品の取得144百万円、外国為替取引システムの開発に伴うソフトウェアの取得703百万円等となっております。

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

##### (1) 提出会社

平成21年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)
			建物 (附属設備)	器具備品	ソフトウ エア	合計	
本社 (東京都港区)	全社共通	管理設備他	-	-	-	-	14

(注) 1. 上記のほか、当社は、本社事務所を賃借しており、当連結会計年度における賃借料は、196百万円であります。

2. 上記金額には消費税等を含めておりません。

##### (2) 国内子会社

平成21年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)
			建物 (附属設備)	器具備品	ソフトウ エア	合計	
株式会社マネーパートナーズ	東京都港区	管理設備他	77	195	1,386	1,659	67

(注) 1. 上記のほか、株式会社マネーパートナーズは、本社事務所を賃借しており、当連結会計年度における賃借料は、188百万円であります。

2. 上記金額には消費税等を含めておりません。

3. リース契約による主要な賃借設備は以下のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	件数	リース期間	年間リー ス料 (百万円)	リース契 約残高 (百万円)
株式会社マネーパートナーズ	東京都港区	外国為替取引システム	70	3～5年	186	503
株式会社マネーパートナーズ	東京都港区	管理設備	7	3～5年	13	38

## 3【設備の新設、除却等の計画】

## (1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名	所在地	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定	
					総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
㈱マネーパートナーズ	本社	東京都港区	全社	バックオフィス業務システム	39	34	自己資金	平成20年11月	平成21年6月
㈱マネーパートナーズ	本社	東京都港区	全社	オンライン取引フロントシステム	108	8	自己資金	平成20年11月	平成22年3月
㈱マネーパートナーズ	本社	東京都港区	全社	オンライン取引フロントシステム	71	18	自己資金	平成21年2月	平成21年7月
㈱マネーパートナーズ	本社	東京都港区	全社	バックオフィス業務システム	50	-	自己資金	平成21年4月	平成21年9月
㈱マネーパートナーズ	本社	東京都港区	全社	新商品取引システム	131	-	自己資金	平成21年4月	平成21年9月
㈱マネーパートナーズ	本社	東京都港区	全社	ハードウェア設備	152	-	自己資金	平成21年7月	平成21年9月
㈱マネーパートナーズ	本社	東京都港区	全社	バックオフィス業務システム	150	-	自己資金	平成21年8月	平成21年11月

(注) 金額には消費税等を含めておりません。

## (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,080,000
計	1,080,000

## 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成21年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年6月24日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	320,040	320,130	株式会社大阪証券取引所 (ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」市場)	当社は単元株制度は採用しておりません。
計	320,040	320,130	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成21年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

## (2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権に関する事項は、以下のとおりであります。

(第1回)平成17年6月28日臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)(注1)	36	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注1)	1,080(注4、5)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	11,000(注4、5)	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月29日から 平成27年6月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 11,000 資本組入額 5,500 (注4、5)	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議による新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社もしくは当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。

新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた新株予約権の全部又は一部を行使することができる（ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。）。

- ( ) 平成19年6月29日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その2分の1までについて権利を行使することができる。
- ( ) 平成20年6月29日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、そのすべてについて権利を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

新株予約権者は、新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければならない。

- (2) 次に定めるいずれの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く。）。

新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。

新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。

当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。

4. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。
5. 平成19年12月3日開催の取締役会決議により平成20年1月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。



## (第2回)平成17年10月3日臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)(注1)	15	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注1)	450(注4、5)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000(注4、5)	同左
新株予約権の行使期間	平成19年10月4日から 平成27年10月3日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000 (注4、5)	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議による新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社もしくは当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。

新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた新株予約権の全部又は一部を行使することができる(ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。)

- ( ) 平成19年10月4日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その2分の1までについて権利を行使することができる。
- ( ) 平成20年10月4日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、そのすべてについて権利を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

新株予約権者は、新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければならない。

- (2) 次に定めるいずれの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く。)

新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。

新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。

当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。

4. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。
5. 平成19年12月3日開催の取締役会決議により平成20年1月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っ

ております。

(第3回)平成17年10月3日及び平成18年2月13日臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)(注1)	45	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,350(注3、4)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000(注3、4)	同左
新株予約権の行使期間	平成20年2月14日から 平成27年10月3日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000 (注3、4)	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社もしくは当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。

新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた新株予約権の全部又は一部を行使することができる(ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。)

( ) 平成20年2月14日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その2分の1までについて権利を行使することができる。

( ) 平成21年2月14日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、そのすべてについて権利を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

新株予約権者は、新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければならない。

(2) 次に定めるいずれの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く。)

新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。

新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。

当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。

3. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。
4. 平成19年12月3日開催の取締役会決議により平成20年1月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。

(第4回)平成18年4月28日臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)(注1)	109	107
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注1)	3,270(注4、5)	3,210(注4、5)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	30,000(注4、5)	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月29日から 平成28年4月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 30,000 資本組入額 15,000 (注4、5)	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議による新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社もしくは当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。

新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた新株予約権の全部又は一部を行使することができる(ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。)

- ( ) 平成20年4月29日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その2分の1までについて権利を行使することができる。
- ( ) 平成21年4月29日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、そのすべてについて権利を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

新株予約権者は、新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければならない。

- (2) 次に定めるいずれの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。
- 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く。）、
- 新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。
- 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。
- 当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。
4. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。
5. 平成19年12月3日開催の取締役会決議により平成20年1月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権に関する事項は、以下のとおりであります。

(第5回)平成18年8月17日臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	347	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,410(注3、4)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	30,000(注3、4)	同左
新株予約権の行使期間	平成20年9月16日から 平成28年8月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 30,000 資本組入額 15,000 (注3、4)	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社もしくは当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

- (2) 次に定めるいずれの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。  
 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときに除く。）  
 新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。  
 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。  
 当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。
3. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。
4. 平成19年12月3日開催の取締役会決議により平成20年1月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。

## (第6回)平成18年8月17日臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)(注1)	108	107
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注1)	3,240(注4、5)	3,210(注4、5)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	30,000(注4、5)	同左
新株予約権の行使期間	平成20年10月14日から 平成28年8月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 30,000 資本組入額 15,000 (注4、5)	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議による新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社もしくは当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

(2) 次に定めるいずれの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継する時を除く。）、

新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。

新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。

当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。

4. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。
5. 平成19年12月3日開催の取締役会決議により平成20年1月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。

(第7回)平成18年8月17日臨時株主総会及び平成18年10月30日臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	15	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	450(注3、4)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	30,000(注3、4)	同左
新株予約権の行使期間	平成20年10月31日から 平成28年8月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 30,000 資本組入額 15,000 (注3、4)	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社もしくは当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

- (2) 次に定めるいずれの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。  
当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときに除く。）。
- 新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。
- 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。  
当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。
3. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。
4. 平成19年12月3日開催の取締役会決議により平成20年1月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。

(第8回)平成20年9月29日取締役会決議

区分	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)(注1)	2,883	2,853
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注1)	2,883(注4、5)	2,853(注4、5)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	166,000(注4、5)	同左
新株予約権の行使期間	平成22年9月30日から 平成26年9月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 166,000 資本組入額 83,000 (注4、5)	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議による新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社もしくは当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

(2) 次に定めるいずれの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継する時を除く。）。

新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。

新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。

当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成17年6月10日(注1)	2,000	2,000	100	100	176	176
平成17年6月29日(注2)	7,000	9,000	175	275	175	351
平成19年1月1日(注3)	81,000	90,000	-	275	-	351
平成19年6月20日(注4)	15,000	105,000	1,449	1,724	1,449	1,800
平成19年1月1日～ 平成19年12月31日(注5)	830	105,830	15	1,739	15	1,816
平成20年1月1日(注6)	211,660	317,490	-	1,739	-	1,816
平成20年1月1日～ 平成20年3月31日(注7)	270	317,760	2	1,741	2	1,818
平成20年4月1日～ 平成21年3月31日(注7)	2,280	320,040	26	1,768	26	1,844

(注) 1. 新設分割

発行価格 50,000円

2. 有償第三者割当

割当先は、R S ファンド 1 有限会社及び楽天ストラテジックパートナーズ株式会社であります。

発行価格 50,000円

資本組入額 25,000円

3. 株式分割

株式 1 株につき10株の株式分割によるものであります。

4. 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）

発行価格 210,000円

発行価額 153,000円

引受価額 193,200円

資本組入額 96,600円

払込金総額 2,898百万円

5. 新株予約権の行使による増加であります。

6. 株式分割

株式 1 株につき 3 株の株式分割によるものであります。

7. 新株予約権の行使による増加であります。

8. 平成21年4月1日から平成21年5月31日までの期間における新株予約権の行使により、発行済株式数が90株、資本金並びに資本準備金がそれぞれ1百万円増加し、発行済株式総数は320,130株、資本金残高は1,769百万円、資本準備金残高は1,846百万円となっております。



## (5)【所有者別状況】

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	0	13	17	58	45	3	5,783	5,919	-
所有株式数 (株)	0	89,651	3,080	95,602	51,975	18	79,714	320,040	-
所有株式数の 割合(%)	0	28.01	0.96	29.87	16.24	0.01	24.91	100.00	-

(注) 自己株式5,623株は、「個人その他」に含めて記載しております。

## (6)【大株主の状況】

平成21年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
東短ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋室町四丁目5番1号	37,500	11.72
楽天ストラテジックパートナ ーズ株式会社	東京都品川区東品川四丁目12番3号	32,820	10.25
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	29,980	9.37
エイチエスピーシー ファンド サービシズ スパークス ア セット マネジメント コーポレ イテッド (常任代理人 香港上海銀行東 京支店)	1 QUEEN'S ROAD CENTRAL H ONG KONG H.K. (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	27,000	8.44
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	21,576	6.74
野村信託銀行株式会社(投信 口)	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	21,359	6.67
ジャフコV2共有投資事業有限 責任組合	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 (株式会社ジャフコ内)	8,679	2.71
北辰不動産株式会社	東京都港区西麻布三丁目2番1号	6,270	1.96
大阪証券金融株式会社(業務 口)	大阪府大阪市中央区北浜二丁目4番6号	4,581	1.43
伊藤 博幸	東京都目黒区	3,630	1.13
計	-	193,395	60.43

(注) 上記のほか、自己株式5,623株を所有しております。

(注) 1. フィデリティ投信株式会社から、平成21年3月11日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成21年3月9日現在で、36,607株保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、フィデリティ投信株式会社の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

大量保有者 フィデリティ投信株式会社

住所 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー

保有株券等の数 36,607株

株券等保有割合 11.47%

2. スパークス・アセット・マネジメント株式会社から、平成21年2月6日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成21年2月2日現在で、合計28,467株保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、スパークス・アセット・マネジメント株式会社の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

大量保有者 スパークス・アセット・マネジメント株式会社

住所 東京都品川区大崎一丁目11番2号ゲートシティ大崎

保有株券等の数 28,467株

株券等保有割合 8.92%

#### (7)【議決権の状況】

##### 【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	5,623	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 314,417	314,417	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	320,040	-	-
総株主の議決権	-	314,417	-

##### 【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に対 する所有株式数の割 合(%)
株式会社マネーパ ートナーズグループ	東京都港区六本木 一丁目6番1号	5,623	-	5,623	1.76
計	-	5,623	-	5,623	1.76

## (8)【ストック・オプション制度の内容】

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行する方法、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。当該制度の内容は、以下のとおりであります。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づくものは以下のとおりであります。

(平成17年6月28日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成17年6月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員34名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成17年10月3日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成17年10月3日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成17年10月3日及び平成18年2月13日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成17年10月3日及び平成18年2月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役1名及び当社従業員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成18年4月28日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成18年4月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員45名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくものは以下のとおりであります。

(平成18年8月17日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成18年8月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役2名及び当社従業員2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成18年8月17日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成18年8月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役5名及び当社従業員18名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成18年8月17日及び平成18年10月30日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成18年8月17日及び平成18年10月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社社外監査役3名

新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成20年9月29日取締役会決議)

決議年月日	平成20年9月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員70名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## 2【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得。

#### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成20年10月30日)での決議状況 (取得期間 平成20年11月11日～平成20年12月30日)	8,000	500,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	5,623	499,958,600
残存決議株式の総数及び価額の総額	2,377	41,400
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	29.7	0.0
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	29.7	0.0

#### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

#### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	5,623	-	5,623	-

## 3【配当政策】

当社は、企業価値の長期継続的な創出、向上が株主利益貢献の基本であるとの認識のもと、株主の皆様への継続的かつ適正な利益還元を経営の重要課題と位置づけております。このような観点から、剰余金の配当につきましては、安定した配当を継続的に実施することを基本として、各事業年度の業績、財務状況、今後の事業展開等を総合的に勘案し、連結当期純利益の30%を配当性向の目処としております。

当社は、中間及び期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会であります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成21年6月23日 定時株主総会決議	848	2,700

#### 4【株価の推移】

##### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	平成17年12月	平成18年12月	平成19年12月	平成20年3月	平成21年3月
最高(円)	-	-	605,000 114,000	116,000	166,000
最低(円)	-	-	272,000 91,000	61,600	49,750

- (注) 1. 当社は、平成17年6月10日設立のため、初年度である平成17年12月期より記載しております。なお、第1期は、平成17年6月10日から平成17年12月31日までの6ヶ月と21日間であります。
2. 最高・最低株価は、株式会社大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」市場におけるものであります。  
なお、平成19年6月21日をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。
3. 印は、株式分割(平成20年1月1日、普通株式1株 3株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。
4. 第4期は、決算期変更により平成20年1月1日から平成20年3月31日までの3ヶ月間となっております。

##### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成20年10月	11月	12月	平成21年1月	2月	3月
最高(円)	76,800	87,700	95,000	77,400	76,800	62,700
最低(円)	49,750	57,400	66,500	62,800	58,600	52,300

- (注) 最高・最低株価は、株式会社大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」市場におけるものであります。

## 5【役員状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役社長 (代表取締役)	-	奥山 泰全	昭和46年8月13日生	平成6年4月 澤公認会計士事務所入所 平成11年11月 株式会社シムビジネスコンサルティング 監査役 平成13年4月 イ・システム株式会社(現日本プライ ベート証券株式会社)取締役 平成14年4月 トレイダーズ証券株式会社執行役員 平成15年4月 同社取締役 平成15年4月 トレイダーズ投資顧問株式会社取締役 平成16年6月 トレイダーズフィナンシャルシステムズ 株式会社(現SBIトレードウィンテッ ク株式会社)取締役 平成18年7月 当社顧問 平成18年8月 当社執行役員 平成18年8月 当社代表取締役社長(現任) 平成18年9月 株式会社マネーパートナーズソリュー ションズ取締役(現任) 平成20年5月 マネーパートナーズ分劃準備株式会社 (現株式会社マネーパートナーズ)代表 取締役社長(現任)	注1	2,400
取締役会長	-	伊藤 博幸	昭和24年11月22日生	昭和49年3月 北辰商品株式会社入社 昭和57年5月 大和商品株式会社(現ひまわりホール ディングス株式会社)入社 平成4年6月 ダイワフューチャーズ株式会社(現ひま わりホールディングス株式会社)取締役 平成7年6月 同社常務取締役 平成11年2月 北辰商品株式会社入社 平成11年10月 同社常務取締役 平成12年6月 同社専務取締役 平成13年4月 同社代表取締役副社長 平成14年6月 同社代表取締役社長 平成14年6月 北辰物産株式会社取締役 平成17年6月 当社代表取締役社長 平成18年8月 当社取締役会長(現任)	注1	3,630
専務取締役	-	福島 秀治	昭和29年6月22日生	昭和53年4月 東京短資株式会社(現東短ホールディン グス株式会社)入社 昭和53年12月 トウキョウフォレックス株式会社出向 平成10年3月 アルママターファンド投資顧問株式会社 出向 平成12年3月 東短デリバティブズ株式会社出向企画管 理部長 平成13年3月 トレイダーズ証券株式会社出向取締役 平成14年6月 イ・システム株式会社(現日本プライ ベート証券株式会社)執行役員 平成15年4月 トレイダーズ証券株式会社取締役 平成17年6月 同社常務取締役 平成18年7月 当社顧問 平成18年8月 当社執行役員 平成18年8月 当社常務取締役 平成18年9月 株式会社マネーパートナーズソリュー ションズ取締役(現任) 平成20年3月 当社専務取締役(現任) 平成20年5月 マネーパートナーズ分劃準備株式会社 (現株式会社マネーパートナーズ)専務 取締役(現任)	注1	1,466



役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務取締役	-	佐藤 直広	昭和34年11月14日生	昭和60年4月 カシイ住宅設備株式会社入社 平成3年10月 北辰商品株式会社入社経営企画部長 平成17年6月 当社取締役 平成17年6月 当社取締役退任 平成17年7月 当社執行役員マーケティング部ゼネラルマネージャー 平成17年9月 当社執行役員経営企画室長 平成17年11月 当社取締役経営企画室長 平成20年3月 当社常務取締役経営企画室長 平成20年4月 当社常務取締役(現任) 平成20年5月 マネーパートナーズ分割準備株式会社(現株式会社マネーパートナーズ)常務取締役(現任)	注1	1,650
取締役	-	平松 義史	昭和17年8月30日生	昭和36年5月 山一証券株式会社入社 平成10年5月 メリルリンチ日本証券株式会社入社 平成12年3月 大東証券株式会社入社 平成13年4月 みずほインベスターズ証券株式会社入社 平成13年4月 勸角ビジネスサービス株式会社出向 平成14年3月 ブルデンシャル・ファイナンシャル・アドバイザーズ証券株式会社入社 平成15年5月 キャピタル・パートナーズ証券株式会社 転籍 平成16年1月 株式会社りそな銀行入行 平成16年4月 トレイダーズ証券株式会社入社 平成17年6月 同社取締役 平成18年6月 エイケイ証券株式会社入社 平成18年6月 同社常務取締役 平成19年12月 当社入社 平成20年3月 当社取締役 平成20年4月 当社取締役兼内部管理統括責任者兼内部管理統括部長 平成20年5月 マネーパートナーズ分割準備株式会社(現株式会社マネーパートナーズ)取締役 平成20年10月 当社取締役(現任) 平成20年10月 株式会社マネーパートナーズ取締役兼内部管理統括責任者(現任)	注1	30
取締役	CIO兼IT管理部長	白水 克紀	昭和36年6月19日生	昭和59年4月 日本デジタル・イクイップメント株式会社入社 平成4年4月 日本リースオート株式会社入社 平成6年6月 日本リース情報システム株式会社転籍 平成10年4月 GEフリートサービス株式会社入社 平成12年2月 日本GMACコマーシャル・モーゲージ株式会社入社 平成18年2月 当社入社IT統括部長 平成18年2月 当社執行役員IT統括部長 平成18年9月 株式会社マネーパートナーズソリューションズ取締役(現任) 平成18年11月 当社執行役員CIO兼IT統括部長 平成20年3月 当社取締役CIO兼IT統括部長 平成20年4月 当社取締役CIO 平成20年5月 マネーパートナーズ分割準備株式会社(現株式会社マネーパートナーズ)取締役 平成20年10月 当社取締役CIO兼IT管理部長(現任) 平成20年10月 株式会社マネーパートナーズ取締役CIO(現任)	注1	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	CFO	中西 典彦	昭和41年11月19日生	平成元年4月 株式会社三和銀行入行 平成8年6月 株式会社マツダスピード入社 平成11年3月 日本インフォメーション・エンジニアリング株式会社(現株式会社ジェー・アイ・イー・シー)入社 平成12年4月 ネストウェブ株式会社入社 平成12年11月 株式会社ニューラルネット入社 平成14年5月 株式会社ブラット・コミュニケーション・コンポーネンツ入社 平成15年12月 ぶらっとホーム株式会社転籍 平成18年5月 当社入社管理部長 平成18年5月 当社執行役員管理部長 平成18年9月 株式会社マネーパートナーズソリューションズ監査役(現任) 平成18年11月 当社執行役員CFO兼財務部長 平成19年8月 当社執行役員CFO 平成20年3月 当社取締役CFO 平成20年4月 当社取締役CFO兼経営企画部長 平成20年5月 マネーパートナーズ分割準備株式会社(現株式会社マネーパートナーズ)取締役 平成20年10月 当社取締役CFO(現任) 平成20年10月 株式会社マネーパートナーズ取締役CFO(現任)	注1	184
取締役	-	柳田 友一郎	昭和45年7月29日生	平成7年4月 三菱信託銀行株式会社(現三菱UFJ信託銀行株式会社)入社 平成11年12月 東京短資株式会社入社 平成12年5月 Natsource LLC.出向 平成13年6月 ナットソース・ジャパン株式会社出向 平成16年4月 東短ホールディングス株式会社転籍 平成16年4月 ICAP東短証券株式会社出向 平成17年4月 TTグローバル・アセットマネジメント株式会社出向 平成17年12月 東短ホールディングス株式会社経営管理部副部長 平成17年12月 カブドットコム証券株式会社出向 平成19年2月 東短ホールディングス株式会社取締役経営管理部長(現任) 平成20年2月 東京短資株式会社取締役中国室長 平成20年6月 東短キャピタルマーケット株式会社取締役(現任) 平成20年6月 当社取締役(現任) 平成21年2月 東京短資株式会社取締役中国室長兼総務部長(現任)	注1	-
常勤監査役	-	山本 壯兵	昭和19年8月24日生	昭和43年4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 平成2年11月 同行四谷支店長 平成5年7月 同行東京外為事務部長 平成8年8月 株式会社アルペン出向常務取締役 平成17年11月 当社常勤監査役(現任)	注2	150
監査役	-	鈴木 隆	昭和37年9月15日生	昭和63年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会)アンダーソン・毛利・ラビノウィッツ法律事務所(現アンダーソン・毛利・友常法律事務所)入所 平成8年1月 鈴木隆法律事務所開設 平成11年6月 濱田・松本法律事務所(現森・濱田松本法律事務所)パートナー 平成15年9月 京総合法律事務所パートナー(現任) 平成18年10月 当社監査役(現任)	注2	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	-	澤 昭人	昭和38年10月18日生	平成元年10月 太田昭和監査法人(現新日本監査法人)入所 平成5年8月 公認会計士開業 平成11年11月 株式会社シムビジネスコンサルティング代表取締役(現任) 平成14年12月 税理士開業 平成18年10月 当社監査役(現任)	注2	150
				計		9,660

- (注) 1. 平成21年6月23日選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。
2. 平成18年12月28日選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。
3. 取締役柳田友一郎は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 常勤監査役山本壯兵、監査役鈴木隆、監査役澤昭人は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は以下のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
阿部 海輔	昭和49年5月15日生	平成13年9月 朝日監査法人(現あずさ監査法人)入所 平成19年2月 阿部海輔公認会計士事務所設立 平成19年2月 監査法人ハイビスカス代表社員(現任) 平成19年2月 当社アドバイザー(現任) 平成19年3月 ティー・ティーコーポレーション株式会社監査役 平成19年12月 株式会社ディア・ライフ監査役(現任) 平成20年4月 株式会社ティ・エイチ・アイ監査役(現任)	-

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

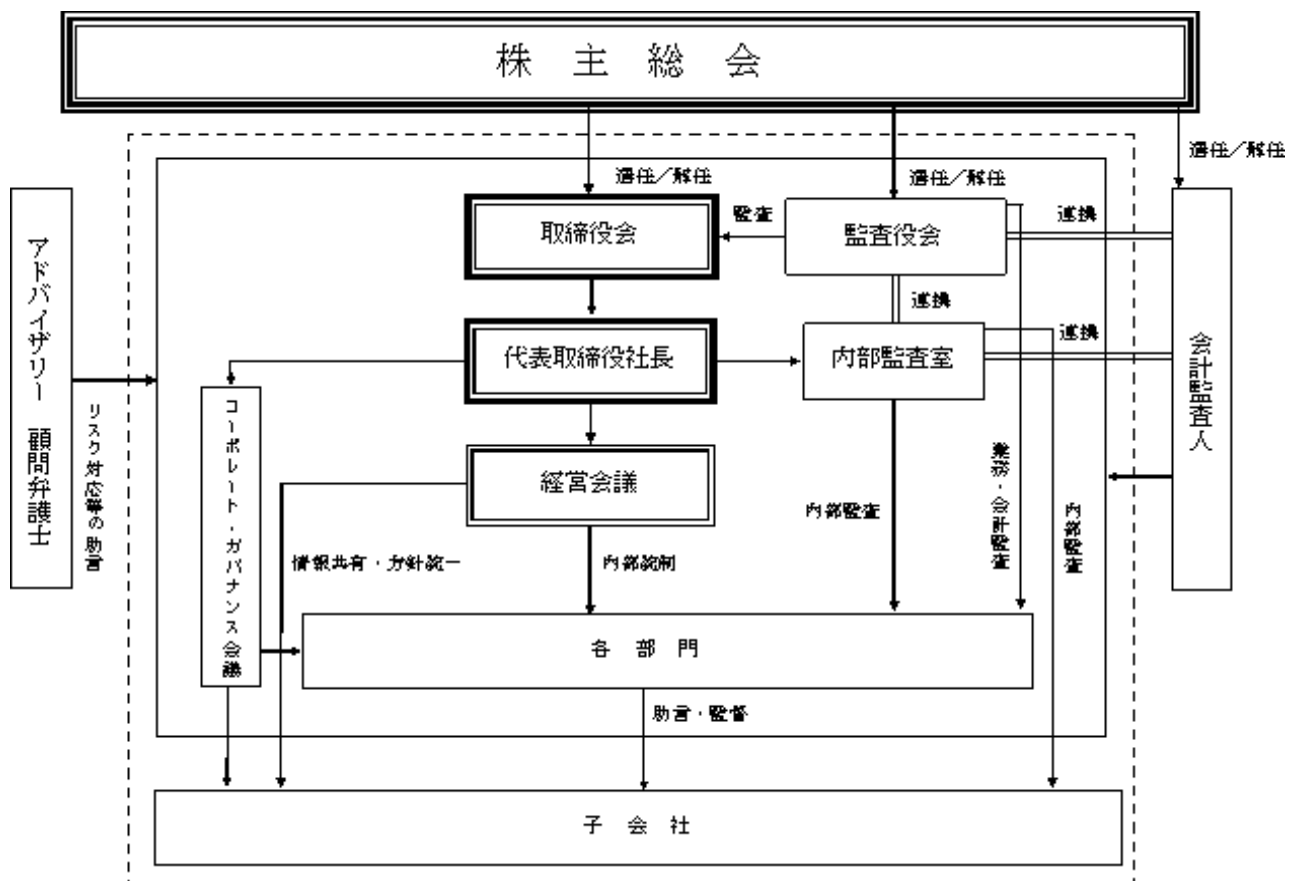
当社グループは、取締役及び取締役会による経営管理、リスク管理を徹底して行い企業価値の維持、向上に努めております。取締役の業務執行に関しては、常勤監査役及び非常勤監査役による監査、監督を行っております。経営上の意思決定については、原則として経営会議で議論した後に取締役会に付議し決定するか、管轄部署による稟議提出、職務権限表により承認、決定する形態をとっております。

当社グループでは、健全なコーポレート・ガバナンスを機能させるためには内部統制システムの構築が不可欠と考えております。内部統制システムの目的は、業務の効率性、財務報告の信頼性、法令遵守、資産保全を実現することであり、当社グループは、事業活動を行う全ての役員、社員の行動を統制する仕組みを作る中で、この目的を実現することを基本的な考えとしております。こうした内部統制システムの構築と並行して当社グループは、株主総会、IR活動を通じた株主とのコミュニケーションの充実に努め、公平性、透明性、アカウンタビリティの立脚点から株主重視の経営姿勢を強く意識した企業統治を推進していく所存です。更に、コンプライアンス体制、リスク管理体制につきましては重要課題と認識し、市場の信頼と経営の安定を確保するために、恒常的な経営管理と組織体制の充実を図ってまいります。情報開示につきましても、経営の透明性を担保するものとして、定められた適時開示だけでなく、ホームページ等を通じて適宜情報の迅速な開示ができるよう体制強化を図る方針であります。

コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

#### ( ) 会社の機関の内容

当社の経営の意思決定、業務執行、監視、内部統制に係る経営組織及びコーポレート・ガバナンス体制の概要は、以下の図のとおりになっております。



#### a. 株主総会

株主総会は、会社法及び定款に定められた重要な事項を決議する最高議決機関であるとともに、株主から直接ご意見、ご意思を伺える大切なものと位置づけております。当社は、開かれた株主総会の実現を目指してまいりますと考えております。

b. 取締役会

取締役会は、取締役8名で構成されており、定例の取締役会が毎月1回（原則として、毎月15日）開催され、会社法の定めに基づいた経営の意思決定機関として、また、業務執行状況の監督機関として健全に機能しております。

c. 監査役会

当社は、監査役会制度を採用しております。監査役会は、監査役3名（うち、非常勤監査役2名）で構成され、原則として月1回の開催としております。監査役は、取締役会等重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、内部監査部門その他関係者の報告聴取等により、取締役の業務執行につき監査を実施しています。また、会計監査人から監査方針及び監査計画を聴取し、随時監査に関する結果の報告並びに説明を受ける等、会計監査人との相互連携を図っております。

d. 補欠監査役

当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項の規定に基づき、あらかじめ補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の任期は、株主総会決議にて選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

( ) 内部統制システムの整備の状況

当社は、健全なコーポレート・ガバナンスを機能させるためには内部統制システムの構築が不可欠と考えます。内部統制システムの目的は、業務の効率性、財務報告の信頼性、法令遵守、資産保全を実現することであり、当社は、事業活動を行う全ての役員、社員の行動を統制する仕組みを作る中で、この目的を実現することを基本的な考えとしています。更に、コンプライアンス体制、リスク管理体制については重要課題と認識し、市場の信頼と経営の安定を確保するために、恒常的な経営管理と組織体制の充実を行っていく方針です。こうした考えに基づき、当社は、「内部統制システム構築の基本方針」を以下のように定めております。取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

a. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ．当社は、コンプライアンスを経営の根幹に置き、その行動指針として、「マナーパートナーズグループ行動規範」を定め、役員及び社員はこれに従う。
- ロ．当社の役員及び社員は、法令、定款、社内規程等に則って職務の執行に当たる。
- ハ．当社の取締役は、取締役会を開催し、職務の執行が法令及び定款に適合するよう相互牽制を行う。
- ニ．当社の監査役は、法令に則り、取締役の職務執行を監査する。
- ホ．当社は、社長を議長とし、経営管理部を事務局とするコーポレート・ガバナンス会議を設置し、企業統治の充実、確立、定着という目的の達成に努める。
- ヘ．当社は、法務コンプライアンス部担当取締役及び社外監査役を情報受領者とする「ホットライン通報制度」を構築するほか、法務コンプライアンス部担当取締役が管理する「目安箱」の設置等により、違反行為等の早期発見と是正を目的とする情報収集及び報告体制を構築し効果的な運用を図る。
- ト．当社は、社長直轄の内部監査室を置き、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について内部監査を実施し、その結果を社長に報告するとともに定期的に経営会議へ報告を行う。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

- イ．当社は、( )株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録等の法定作成文書をはじめ、( )各会議体の議事録、( )決裁書類等の取締役の職務の執行に係る情報については、関連資料とともに「文書管理規程」等の社内規程に基づき、適切かつ確実に保存及び管理を行う。
- ロ．当社は、取締役の職務の執行に係るその他の情報について、「情報セキュリティ規程」に基づき、その保存媒体に応じて適正に保存及び管理を行う。
- ハ．当社は、取締役及び監査役が随時、当該情報を閲覧できる体制を構築する。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ．当社は、「経営危機管理規程」により経営活動上のリスク管理に関する基本方針及び体制を定め、これに基づくリスク管理体制を整備、構築することにより企業リスクの事前回避と被害発生時の損害額の最小化に努める。
- ロ．当社は、経営活動上のリスクとして、市場関連リスク、信用リスク、流動性リスク、法務リスク、事務リスク等を認識し、そのリスクカテゴリー毎の把握と対応管理部署の体制を整備する。
- ハ．新規の業務を開始する場合には、リスクの適切な把握、評価及び管理に努める。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ．当社は、取締役会を定款及び「取締役会規程」に基づき運営し、毎月定時での開催のほかに、必要に応じ

- て臨時に開催する。取締役会は付議事項の審議及び重要な報告を行い、監査役も毎回出席する。
- ロ．当社は、取締役会に付議される事項に関しては、経営会議等で事前に十分な審議及び議論を実施することにより取締役の職務が効率的に行われるよう事業運営を行う。
- ハ．当社は、取締役、常勤監査役及び部室長で構成する経営会議を原則毎月1回開催し、取締役会付議議案の事前審議を行うとともに、一定の業務執行に関する基本的事項及び重要事項に関する意思決定を行う。
- ニ．当社は、「職務権限・稟議規程」に基づき、取締役の職務の効率性と決裁の合理性、妥当性を確保するとともに、取締役及び下位職位者の決裁項目、協議部門、稟議等を定める。重要事項については、各取締役が同規程に従い決裁を行うか、決裁を行った上で取締役会の承認を得ることとするが、軽微なものについては権限委譲された下位職者が同規程に従いその責任において決裁する。
- ホ．当社は、経営組織、業務分掌及び職務権限に関する基本事項を「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限・稟議規程」で明確にし、取締役及びその他使用人により適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。
- e. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ．当社は、「関係会社管理規程」等の社内規程に従って子会社管理を行い、子会社の取締役の職務の執行を監視・監督する。
- ロ．当社は、経営会議及び必要に応じて開催する子会社と関係各部門責任者による「関係会社連絡会議」において、グループ間の情報共有、意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図る。
- ハ．当社は、必要に応じて子会社と関係各部門責任者による関係会社連絡会議を開催し、グループ間の情報共有、意思疎通及び当社グループの経営方針の統一化を図る。
- ニ．当社は、内部監査部門を有しない子会社について、当社の内部監査室により四半期毎に子会社の業務監査、内部統制監査等を実施し、その結果を社長及び関係会社に内部監査報告書として報告する。
- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- イ．当社は、監査役が監査役の職務を補助すべき使用人について、監査役の指揮命令に属する補助者の常設を取締役に対して求めることができるものとする。
- ロ．当社は、監査役が必要に応じて、内部監査部門等の使用人を監査役監査の補助者に任命することができるものとする。
- g. 監査役を補助する使用人の独立性に関する事項
- イ．当社は、監査役の職務を補助する使用人に関する人事異動、人事評価、処罰等については、常勤監査役の承認を得て行うものとする。
- ロ．当社は、監査役より監査業務に関する命令を受けた使用人が、その命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。
- h. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ．当社では、各監査役が取締役会への出席にとどまらず、その他の会議への出席権限を有し、会議で取締役及び社員に対し報告を求めることができる。
- ロ．当社の取締役及び社員は、「監査役会規程」及び「監査役監査規程」に従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うとともに、当社の経営上に重大な影響を及ぼすおそれのある諸問題、事象については、遅滞なく報告するものとする。
- i. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は、社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。また、監査役は内部監査室に対し適宜、内部監査の計画・結果等について報告を求め、助言及び意見交換を行う。

#### 内部管理システム、リスク管理体制及びコンプライアンス体制の整備状況

当社は、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限・稟議規程」を含む各種規程を網羅的に整備しており、各役職員が責任と権限を持って適正に業務を遂行しております。また、社長直属の組織として内部監査室を設置し内部牽制機能を強化しております。業務、組織、制度監査を中心に四半期に一度定期的な内部監査を実施し内部統制システムの充実に努めております。また、社長直轄の組織で全取締役及び常勤監査役並びに部室長が出席する経営会議を毎月（原則として、毎月第1月曜日）開催し、取締役会付議議案の事前審議を行うとともに、一定の業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を行っております。更に、社長直轄の常設会議体としてコーポレート・ガバナンス会議を設置し、月に1回以上開催しており、この他経営会議等を通じて企業統治や法令遵守状況及びリスク管理の実態監視、危険防止のための社内啓蒙活動等につき情報共有を行い問題点への対策を協議しております。このほか、社外弁護士と顧問契約を結び、適宜リスク対応等の助言を受けております。

#### 内部監査及び監査役監査の状況

## ( ) 内部監査

当社は、当社の業務全般の内部管理体制の適切性、有効性を検証することを目的として、社長直属の組織である内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づく各業務執行部門に対する監査を定期的に行っております。内部監査室は、内部監査報告書を作成し監査の内容及び結果について社長に報告を行っております。問題点が認められた場合には、被監査部門に対しその改善実施の方法、改善計画等、措置の状況を記載した回答書を、内部監査報告書受取り時点から1ヶ月以内に作成し内部監査室に提出させるとともに、その後の改善実行状況につき調査、確認を行い、その結果を社長及び必要に応じ関係役員に報告しております。更に、監査役や会計監査人と連携することで、内部牽制組織が十分機能するよう努めております。

## ( ) 監査役監査

当社は、常勤監査役を1名、非常勤監査役2名を設置しており取締役会に出席し意見を述べております。監査役は業務及び財産状況の調査を随時行い、決算期に計算書類に対する監査意見を提出するほか年度を通して随時期中監査を行っております。今後も内部監査室、内部管理部門及び会計監査人等との連携を密にし、取締役の職務遂行を監査してまいります。

## 会計監査の状況

当社の会計監査人は、監査法人トーマツであります。下記の公認会計士により監査業務が執行されております。監査業務に係る補助者の構成については、監査法人の選定基準に基づき、公認会計士2名及び会計士補等4名を構成員とし、システム監査の専門家等その他の補助者も加えて構成されております。

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人	継続監査年数(注)
梅津 知充	監査法人トーマツ	-
吉村 孝郎	監査法人トーマツ	-
青木 裕晃	監査法人トーマツ	-

(注) 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

また、通常の監査以外にも、会計上の課題、内部統制上の課題等に関しましては随時アドバイスを受けております。

## 会社と社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係

当社には、社外取締役1名と社外監査役3名がおります。社外監査役は山本壯兵及び澤昭人は、当連結会計年度におけるストック・オプションの権利行使により、それぞれ当社株式150株を保有しております。また、当社のストック・オプションを社外監査役山本壯兵が15個、社外監査役鈴木隆が5個、それぞれ保有しておりますが、そのほかに当社と社外取締役、社外監査役との間に特別な利害関係はありません。なお、社外取締役柳田友一郎は、平成21年6月23日開催の当社第5回定時株主総会において当社の取締役に就任しております。

## コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みの最近1年間における実施状況

当社は、毎月1回の定例取締役会を開催したほか、必要に応じ臨時取締役会を開催いたしました。取締役会には、監査役が毎回出席し意見を述べております。

## 役員報酬の内容

( ) 当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

取締役 9名 249百万円(うち社外取締役 1名 5百万円)  
 監査役 3名 38百万円(3名全員が社外監査役)  
 計 288百万円

( ) 取締役に対する業績連動報酬の導入

平成20年3月18日開催の第3回定時株主総会において、当社の取締役に対する報酬として、従来の固定報酬とは別に業績向上へのインセンティブを高め、会社業績の一層の向上を目指すことを目的として業績連動報酬を第5期事業年度から導入することを決議いたしました。なお、平成21年6月23日開催の第5回定時株主総会決議により第6期の業績連動報酬の具体的内容は以下のとおり承認されております。

〔対象期間〕

第6期事業年度（平成21年4月1日より平成22年3月31日）を対象期間とします。

〔業績連動報酬の算定方法〕

当社グループの連結経常利益から50億円を控除した金額を計算の基礎とし、これに3.0%を乗じた額を支給総額とします。ただし、百万円未満は切り捨てるものとし、その総額は150百万円を超えないものとします。

なお、支給の対象には社外取締役を含めず、また、連結営業利益及び連結当期純利益のいずれも利益を計上している場合並びに中間配当もしくは期末配当のいずれかを実施していることを支給の条件とします。

〔各取締役への配分方法〕

各取締役への配分額は、支給総額に取締役社長1.0、専務取締役0.7、常務取締役0.6、その他の取締役0.3の役位別係数を乗じ、全取締役の係数の合計で除した金額とします。

責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役、社外監査役及び会計監査人は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、それぞれ法令に定める額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役、社外監査役又は会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

取締役の定数

当社は、取締役の定数を11名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを可能とするため、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨定款に定めております。

当社は、当社株式を長期保有していただいております株主の皆様への利益還元の機会を充実させるべく、第6期より期末配当に加えて中間配当を実施することを基本方針としております。

自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。

取締役及び監査役の実任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するに当たり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な決議を行うことを目的とするものであります。



## (2) 【監査報酬の内容等】

## 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	-	40	7
連結子会社	-	-	16	7
計	-	-	56	14

## 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

## 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である、財務報告に係る内部統制システム構築に係る助言業務等についてであります。

## 【監査報酬の決定方針】

会計監査人に対する報酬の額の決定に関する方針は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める旨を定款に定めております。

## 第5【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、当連結会計年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）から有価証券関連業に該当する第一種金融商品取引業に該当することとなったことにより、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。）並びに同規則第46条及び第68条の規定に基づき、当社グループの主たる事業である有価証券関連業を営む会社の財務諸表に適用される「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

なお、前連結会計年度（平成20年1月1日から平成20年3月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）から有価証券関連業に該当する第一種金融商品取引業に該当することとなりましたが、平成20年10月1日をもって、当社の営む全事業である第一種金融商品取引業その他これに付随する業務等を吸収分割により当社の100%子会社である株式会社マナーパートナーズに承継させた上で、当社が持株会社となるとともに、第一種金融商品取引業を廃止いたしました。これに伴い、平成20年4月1日から平成20年9月30日までは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、当社的主たる事業である有価証券関連業を営む会社の財務諸表に適用される「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しており、平成20年10月1日から平成21年3月31日までは、財務諸表等規則に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成20年1月1日から平成20年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(3) 当社は、平成20年3月18日開催の第3回定時株主総会において、定款の一部変更を決議し、事業年度を4月1日から3月31日までと変更いたしました。その経過措置として、前連結会計年度及び前事業年度は、平成20年1月1日から平成20年3月31日までの3ヶ月間となっております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成20年1月1日から平成20年3月31日まで）及び当連結会計年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成20年1月1日から平成20年3月31日まで）及び当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について監査法人トーマツにより監査を受けております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金・預金	3,107	7,010
預託金	-	16,293
顧客分別金信託	-	1
外国為替取引顧客分別金信託	-	16,292
外国為替取引顧客分別金信託	16,769	-
トレーディング商品	-	6,951
デリバティブ取引	-	6,951
外国為替取引顧客差金	9,101	-
約定見返勘定	-	258
外国為替取引未収金	98	-
短期差入保証金	-	2,002
外国為替差入証拠金	-	2,002
外国為替取引差入証拠金	3,000	-
前払金	-	60
前払費用	58	72
未収入金	-	30
未収収益	-	23
外国為替取引未収収益	-	21
その他の未収収益	-	2
繰延税金資産	18	120
その他の流動資産	33	197
貸倒引当金	-	4
流動資産計	32,188	33,016
固定資産		
有形固定資産	209	273
建物	87	96
減価償却累計額	9	19
建物(純額)	78	77
器具備品	157	301
減価償却累計額	26	105
器具備品(純額)	131	195
無形固定資産	897	1,431
ソフトウェア	812	1,337
ソフトウェア仮勘定	80	87
商標権	4	6
投資その他の資産	886	904
投資有価証券	197	190
長期差入保証金	530	530
長期前払費用	103	119
繰延税金資産	32	41
その他	22	23
固定資産計	1,992	2,609
資産合計	34,181	35,625

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
トレーディング商品	-	308
デリバティブ取引	-	308
外国為替取引自己取引差金	15	-
約定見返勘定	-	59
外国為替取引未払金	1,405	-
預り金	-	15
受入保証金	-	22,453
外国為替受入証拠金	-	22,453
外国為替取引預り証拠金	24,061	-
短期借入金	250	250
前受収益	-	9
未払金	639	552
未払費用	125	1,121
外国為替取引未払費用	-	951
その他の未払費用	-	170
未払法人税等	219	1,244
賞与引当金	-	43
その他の流動負債	122	-
流動負債計	26,840	26,057
固定負債		
長期預り保証金	114	114
固定負債計	114	114
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	-	0
特別法上の準備金計	-	0
負債合計	26,955	26,171
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,741	1,768
資本剰余金	1,818	1,844
利益剰余金	3,666	6,321
自己株式	-	499
株主資本合計	7,226	9,434
評価・換算差額等		
其他有価証券評価差額金	0	1
評価・換算差額等合計	0	1
新株予約権	-	20
純資産合計	7,226	9,453
負債・純資産合計	34,181	35,625

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<b>営業収益</b>		
受入手数料	-	3
委託手数料	-	0
外国為替取引手数料	-	3
受取手数料	1	-
トレーディング損益	-	10,623
外国為替取引損益	-	10,623
外国為替取引損益	1,676	-
金融収益	-	74
その他の売上高	-	71
<b>営業収益計</b>	<b>1,677</b>	<b>10,772</b>
金融費用	-	3
売上原価	-	39
純営業収益	-	10,729
<b>販売費・一般管理費</b>		
取引関係費	-	3,158
人件費	-	966
不動産関係費	-	1,066
事務費	-	705
減価償却費	-	334
租税公課	-	82
貸倒引当金繰入れ	-	4
その他	-	2 78
<b>販売費・一般管理費計</b>	<b>-</b>	<b>1 6,396</b>
<b>営業費用</b>		
販売費及び一般管理費	1 754	-
<b>営業利益</b>	<b>922</b>	<b>4,332</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	0	-
受取賃貸料	28	114
その他	0	0
<b>営業外収益計</b>	<b>29</b>	<b>115</b>
<b>営業外費用</b>		
支払利息	0	-
賃貸費用	28	114
株式交付費	0	22
その他	-	6
<b>営業外費用計</b>	<b>30</b>	<b>143</b>
<b>経常利益</b>	<b>922</b>	<b>4,303</b>

	前連結会計年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<b>特別利益</b>		
賞与引当金戻入額	0	-
特別利益計	0	-
<b>特別損失</b>		
金融商品取引責任準備金繰入れ	-	0
固定資産除却損	-	3 8
その他	-	0
特別損失計	-	9
税金等調整前当期純利益	922	4,294
法人税、住民税及び事業税	213	1,602
法人税等調整額	123	109
法人税等合計	337	1,492
当期純利益	585	2,801

## 【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高	1,739	1,741
当期変動額		
新株の発行	2	26
当期変動額合計	2	26
当期末残高	1,741	1,768
<b>資本剰余金</b>		
前期末残高	1,816	1,818
当期変動額		
新株の発行	2	26
当期変動額合計	2	26
当期末残高	1,818	1,844
<b>利益剰余金</b>		
前期末残高	3,789	3,666
当期変動額		
剰余金の配当	709	146
当期純利益	585	2,801
当期変動額合計	123	2,655
当期末残高	3,666	6,321
<b>自己株式</b>		
前期末残高	-	-
当期変動額		
自己株式の取得	-	499
当期変動額合計	-	499
当期末残高	-	499
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	7,345	7,226
当期変動額		
新株の発行	4	53
剰余金の配当	709	146
当期純利益	585	2,801
自己株式の取得	-	499
当期変動額合計	119	2,208
当期末残高	7,226	9,434

	前連結会計年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
前期末残高	0	0
<b>当期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	1
<b>当期変動額合計</b>	-	1
<b>当期末残高</b>	0	1
<b>新株予約権</b>		
前期末残高	-	-
<b>当期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	20
<b>当期変動額合計</b>	-	20
<b>当期末残高</b>	-	20
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	7,345	7,226
<b>当期変動額</b>		
新株の発行	4	53
剰余金の配当	709	146
<b>当期純利益</b>	585	2,801
自己株式の取得	-	499
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	18
<b>当期変動額合計</b>	119	2,227
<b>当期末残高</b>	7,226	9,453



## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	922	4,294
減価償却費	33	334
貸倒引当金の増減額（ は減少）	-	4
賞与引当金の増減額（ は減少）	19	43
金融商品取引責任準備金の増減額（ は減少）	-	0
株式報酬費用	-	20
受取利息及び受取配当金	-	74
受取利息	0	-
支払利息	0	3
株式交付費	0	22
投資事業組合運用損益（ は益）	-	5
固定資産除却損	-	8
固定資産売却損益（ は益）	-	0
預託金の増減額（ は増加）	-	475
外国為替取引顧客分別金信託の増減額（ は増加）	5,572	-
トレーディング商品（資産）の増減額（ は増加）	-	2,149
外国為替取引顧客差金の増減額（ は増加）	3,637	-
約定見返勘定（資産）の増減額（ は増加）	-	258
外国為替取引未収金の増減額（ は増加）	336	-
短期差入保証金の増減額（ は増加）	-	997
外国為替取引差入証拠金の増減額（ は増加）	3	-
前払金の増減額（ は増加）	-	58
前払費用の増減額（ は増加）	-	13
未収入金の増減額（ は増加）	-	4
未収収益の増減額（ は増加）	-	41
その他の流動資産の増減額（ は増加）	6	166
その他の固定資産の増減額（ は増加）	6	15
トレーディング商品（負債）の増減額（ は減少）	-	292
外国為替取引自己取引差金の増減額（ は減少）	1,639	-
約定見返勘定（負債）の増減額（ は減少）	-	5
預り金の増減額（ は減少）	-	46
受入保証金の増減額（ は減少）	-	1,607
外国為替取引預り証拠金の増減額（ は減少）	676	-
外国為替取引未払金の増減額（ は減少）	68	-
未払金の増減額（ は減少）	32	313
未払費用の増減額（ は減少）	3	344
その他の流動負債の増減額（ は減少）	58	-
その他	25	11
小計	897	6,465

	前連結会計年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
利息及び配当金の受取額	-	74
利息の受取額	0	-
利息の支払額	0	3
法人税等の支払額	1,767	605
営業活動によるキャッシュ・フロー	870	5,931
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	28	151
無形固定資産の取得による支出	116	1,204
長期前払費用の取得による支出	76	29
投資活動によるキャッシュ・フロー	221	1,385
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	3	51
自己株式の取得による支出	-	500
配当金の支払額	657	193
財務活動によるキャッシュ・フロー	654	643
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,746	3,902
現金及び現金同等物の期首残高	4,854	3,107
現金及び現金同等物の期末残高	1 3,107	1 7,010

## 【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	連結子会社の数 1社 連結子会社の名称 株式会社マネーパートナーズソリューションズ	連結子会社の数 2社 連結子会社の名称 株式会社マネーパートナーズ 株式会社マネーパートナーズソリューションズ このうち、株式会社マネーパートナーズについては、当連結会計年度において新たに設立したことにより、当連結会計年度から連結子会社に含めることとしております。
2. 連結子会社の事業年度等に関する事項	連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。 なお、当社は平成19年9月30日に施行の金融商品取引法に対応するため、平成20年3月18日開催の第3回定時株主総会において、定款の一部変更を決議し、連結決算日は12月31日から3月31日に変更となりました。その経過措置として、当連結会計年度は平成20年1月1日から平成20年3月31日までの3ヶ月間となっております。 また、当社の連結決算日の変更に伴い、連結子会社も決算日を12月31日から3月31日に変更しております。	連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
3. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	イ 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。 なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎にし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。 ロ デリバティブ 時価法を採用しております。	イ 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 ロ デリバティブ 同左

項目	前連結会計年度 (自平成20年1月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>イ 有形固定資産 定率法(ただし、建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 6年～18年 器具備品 3年～15年</p> <p>ロ 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p>	<p>イ 有形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>ロ 無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>ハ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>
(3) 繰延資産の処理方法	<p>株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。</p>	<p>株式交付費 同左</p>
(4) 重要な引当金及び特別法上の準備金の計上基準	<p>賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。 なお、当連結会計年度において負担すべき賞与支給見込額がないため、賞与引当金は計上しておりません。</p>	<p>イ 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>ロ 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。</p> <p>ハ 金融商品取引責任準備金 有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した金額を計上しております。</p>
(5) 重要なリース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	

項目	前連結会計年度 (自平成20年1月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p> <p>(2) 顧客を相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理 顧客からの注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益を外国為替取引損益として計上しております。 なお、評価損益は、顧客を相手方とする全ての未決済の外国為替証拠金取引に係る評価損益を取引明細毎に算定した上で、これらを合算し損益を相殺して算出しており、これと同額を連結貸借対照表上の外国為替取引顧客差金勘定に計上しております。 また、顧客からの預り資産は、金融商品取引法第43条の3第1項の規定により自己の資産と区分して管理することが義務づけられておりますが、当社グループでは、その具体的方法として金融商品取引業等に関する内閣府令第143条第1項第2号に定める金銭信託による方法を原則としております。当該金銭信託に係る元本及び収益は連結貸借対照表上の外国為替取引顧客分別金信託勘定に計上しております。</p> <p>(3) カウンターパーティを相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理 当社グループからのカバー取引注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益を外国為替取引損益として計上しております。 なお、評価損益は、カウンターパーティを相手方とする全ての未決済の外国為替証拠金取引に係る評価損益を取引明細毎に算定した上で、これらを合算して算出しており、これと同額を連結貸借対照表上の外国為替取引自己取引差金勘定に計上しております。 また、カウンターパーティを相手方とする外国為替証拠金取引は毎営業日ロールオーバー（ポジションの決済及びポジション持ち越しのための新規建て直し）されておりますので、評価損益は実質的には当連結会計年度末におけるロールオーバーによる新規建値と時価の差額をもって算定しております。</p>	<p>イ 消費税等の会計処理 同左</p> <p>ロ 顧客を相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理 顧客からの注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益をトレーディング損益（外国為替取引損益）勘定に計上しております。 なお、評価損益は、顧客を相手方とする全ての未決済の外国為替証拠金取引に係る評価損益を取引明細毎に算定し、これらを顧客毎に合算し損益を相殺した上で、評価益相当額を連結貸借対照表上のトレーディング商品（デリバティブ取引）勘定（資産）に、評価損相当額をトレーディング商品（デリバティブ取引）勘定（負債）にそれぞれ計上しております。 また、顧客からの預り資産は、金融商品取引法第43条の3第1項の規定により自己の資産と区分して管理することが義務づけられておりますが、当社グループでは、その具体的方法として金融商品取引業等に関する内閣府令第143条第1項第2号に定める金銭信託による方法を原則としております。当該金銭信託に係る元本及び収益は連結貸借対照表上の預託金（外国為替取引顧客分別金信託）勘定に計上しております。</p> <p>ハ カウンターパーティを相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理 当社グループからのカバー取引注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益をトレーディング損益（外国為替取引損益）勘定に計上しております。 なお、評価損益は、カウンターパーティを相手方とする全ての未決済の外国為替証拠金取引に係る評価損益を取引明細毎に算定した上で、これらをカウンターパーティ毎に合算し損益を相殺して算出しており、これと同額を連結貸借対照表上のトレーディング商品（デリバティブ取引）勘定に計上しております。 また、カウンターパーティを相手方とする外国為替証拠金取引は毎営業日ロールオーバー（ポジションの決済及びポジションの持ち越しのための新規建て直し）されておりますので、評価損益は実質的には当連結会計年度末におけるロールオーバーによる新規建値と時価の差額をもって算定しております。</p>
4. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左

項目	前連結会計年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
5. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左

## 【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(顧客を相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理)</p> <p>従来、顧客を相手方とする外国為替証拠金取引に係る評価損益を計上するにあたり、顧客を相手方とする未決済の外国為替証拠金取引に係る評価損益を取引明細毎に算定した上で、これらを全て合算し損益を相殺して算出し、これと同額を連結貸借対照表上の外国為替取引顧客差金勘定に計上しておりました。</p> <p>当連結会計年度より有価証券関連業に該当する第一種金融商品取引業に該当することとなったことにより、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して連結財務諸表を作成することといたしました。</p> <p>これに伴い、取引明細毎に算定した評価損益を顧客毎に相殺した上で、評価益相当額を連結貸借対照表上のトレーディング商品(デリバティブ取引)勘定(資産)に、評価損相当額をトレーディング商品(デリバティブ取引)勘定(負債)にそれぞれ計上しております。これにより、従来の方法によった場合と比較して、トレーディング商品(デリバティブ取引)勘定(資産)及びトレーディング商品(デリバティブ取引)勘定(負債)がそれぞれ308百万円増加しております。なお、損益に与える影響はありません。</p>

## 【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>当連結会計年度より有価証券関連業に該当する第一種金融商品取引業に該当することとなったことにより、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業經理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して連結財務諸表を作成しております。</p> <p>この変更に伴う主な変更点は以下のとおりであります。(連結貸借対照表)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新たに「預託金」を区分した上で、従来の「外国為替取引顧客分別金信託」を「預託金」に属する科目として区分掲記しております。</li> <li>2. 新たに「トレーディング商品」及び「トレーディング商品」に属する科目として「デリバティブ取引」を区分した上で、従来の「外国為替取引顧客差金」及び「外国為替取引自己取引差金」を「デリバティブ取引」に含めて表示しております。</li> <li>3. 新たに「約定見返勘定」(資産)及び「未収収益」並びに「未収収益」に属する科目として「外国為替取引未収収益」及び「その他の未収収益」を区分した上で、従来の「外国為替取引未収金」のうち、カウンターパーティ等に対する未収の決済差金については「約定見返勘定」(資産)に、顧客に対する未決済ポジションに係る未収スワップについては「外国為替取引未収収益」に、その他内容に応じて「未収入金」もしくは「その他の未収収益」に含めて表示しております。</li> <li>4. 新たに「短期差入保証金」を区分した上で、従来の「外国為替取引差入証拠金」を「短期差入保証金」に属する科目として区分掲記しております。</li> <li>5. 従来、流動資産の「その他の流動資産」に含めて表示していた「前払金」を区分掲記しております。</li> <li>6. 従来、流動資産の「その他流動資産」に含めて表示していた「未収入金」を「その他の未収収益」に含めて表示しております。</li> <li>7. 新たに「約定見返勘定」(負債)及び「未払費用」に属する科目として「外国為替取引未払費用」を区分した上で、従来の「外国為替取引未払金」のうち、カウンターパーティ等に対する未払の決済差金については「約定見返勘定」(負債)に、顧客に対する未決済ポジションに係る未払スワップについては「外国為替取引未払費用」に含めて表示しております。</li> </ol>

<p>前連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
	<p>8. 新たに「受入保証金」を区分した上で、従来の「外国為替取引預り証拠金」を「受入保証金」に属する科目として区分掲記しております。</p> <p>9. 新たに「未払費用」に属する科目として「その他の未払費用」を区分した上で、従来の「未払費用」を「その他の未払費用」に含めて表示しております。</p> <p>10. 従来、流動負債の「その他の流動負債」に含めて表示していた「預り金」及び「前受収益」をそれぞれ区分掲記しております。</p> <p>11. 従来、流動負債の「その他の流動負債」に含めて表示していた「未払配当金」を「未払金」に含めて表示しております。</p> <p>(連結損益計算書)</p> <p>1. 従来の「受取手数料」を「受入手数料」に科目名を変更した上で、「受入手数料」に属する科目として「委託手数料」及び「外国為替取引手数料」を区分掲記しております。</p> <p>2. 新たに「トレーディング損益」及び「金融収益」並びに「トレーディング損益」に属する科目として「外国為替取引損益」を区分した上で、従来の「外国為替取引損益」のうち、トレーディングに係るものを「外国為替取引損益」に、金融収益に係るものを「金融収益」に含めて表示しております。</p> <p>3. 従来、営業外収益に含めて表示していた「受取利息」を「金融収益」に含めて表示しております。これにより、従来の方法によった場合と比較して、営業利益が0百万円増加しております。</p> <p>4. 新たに「金融費用」を区分した上で、従来、営業外費用に含めて表示していた「支払利息」を「金融費用」に含めて表示しております。これにより、従来の方法によった場合と比較して、営業利益が3百万円減少しております。</p> <p>5. 営業収益より金融費用及び売上原価を控除した金額を「純営業収益」として表示しております。</p> <p>6. 従来の「営業費用」及び「営業費用」に属する科目である「販売費及び一般管理費」に代えて「販売費・一般管理費」として表示しております。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>(営業活動によるキャッシュ・フロー)</p> <p>1. 新たに「受取利息及び受取配当金」を区分した上で、従来の「受取利息」を「受取利息及び受取配当金」に含めて表示しております。</p> <p>2. 新たに「預託金の増減額」を区分した上で、従来の「外国為替取引顧客分別金信託の増減額」を「預託金の増減額」に含めて表示しております。</p>



<p>前連結会計年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)</p>
	<p>3.新たに「トレーディング商品(資産)の増減額」及び「トレーディング商品(負債)の増減額」を区分した上で、従来の「外国為替取引顧客差金の増減額」及び「外国為替取引自己取引差金の増減額」を「トレーディング商品(資産)の増減額」又は「トレーディング商品(負債)の増減額」に含めて表示しております。</p> <p>4.新たに「約定見返勘定(資産)の増減額」及び「未収収益の増減額」を区分した上で、従来の「外国為替取引未収金の増減額」のうち、カウンターパーティ等に対する未収の決済差金については「約定見返勘定(資産)の増減額」に、顧客に対する未決済ポジションに係る未収スワップについては「未収収益の増減額」に、その他内容に応じて「未収入金の増減額」もしくは「未収収益の増減額」に含めて表示しております。</p> <p>5.新たに「短期差入保証金の増減額」を区分した上で、従来の「外国為替取引差入証拠金の増減額」を「短期差入保証金の増減額」に含めて表示しております。</p> <p>6.従来、「その他の流動資産の増減額」に含めて表示していた「未収入金の増減額」を「未収収益の増減額」に含めて表示しております。</p> <p>7.従来、「その他の流動資産の増減額」に含めて表示していた「前払金の増減額」及び「前払費用の増減額」をそれぞれ区分掲記しております。</p> <p>8.新たに「約定見返勘定(負債)の増減額」を区分した上で、従来の「外国為替取引未払金の増減額」に含めて表示していた、カウンターパーティ等に対する未払の決済差金については「約定見返勘定(負債)の増減額」に、顧客に対する未決済ポジションに係る未払スワップを「未払費用の増減額」に含めて表示しております。</p> <p>9.従来、「その他の流動負債の増減額」に含めて表示していた「預り金の増減額」を区分掲記しております。</p> <p>10.新たに「受入保証金の増減額」を区分した上で、従来の「外国為替取引預り証拠金の増減額」を「受入保証金の増減額」に含めて表示しております。</p> <p>11.新たに「利息及び配当金の受取額」を区分した上で、従来の「利息の受取額」を「利息及び配当金の受取額」に含めて表示しております。</p>

## 【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
1	1 差入れを受けている有価証券の時価は次のとおりであります。 受入保証金代用有価証券 212百万円
2	2 特別法上の準備金 金融商品取引法の規定に基づく準備金を計上しております。準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。 金融商品取引責任準備金 金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に基づき計上しております。
3 当座貸越契約 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越極度額の総額 500百万円 借入実行残高 250百万円 差引額 250百万円	3 当座貸越契約 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越極度額の総額 500百万円 借入実行残高 250百万円 差引額 250百万円

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自平成20年1月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1 販売費に属する費用のおおよその割合は7%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は93%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給料手当 116百万円 電算機費 184 地代家賃 98 減価償却費 33	1 販売費・一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 賞与引当金繰入額 43百万円
2	2 販売費・一般管理費のその他に含まれる研究開発費 13百万円
3	3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 ソフトウェア 8百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成20年1月1日至平成20年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	105,830	211,930		317,760
合計	105,830	211,930		317,760
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加211,930株は、平成20年1月1日をもって行った1株を3株とする株式分割による増加211,660株及び新株予約権の権利行使による新株の発行による増加270株であります。

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

(ストック・オプション等関係)に記載しております。

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年3月18日 定時株主総会	普通株式	709	6,700	平成19年12月31日	平成20年3月19日

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月17日 定時株主総会	普通株式	146	利益剰余金	460	平成20年3月31日	平成20年6月18日

当連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注1)	317,760	2,280	-	320,040
合計	317,760	2,280	-	320,040
自己株式				
普通株式(注2)	-	5,623	-	5,623
合計	-	5,623	-	5,623

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加2,280株は、新株予約権の権利行使による新株の発行によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加5,623株は、取締役会決議による自己株式の取得によるものであります。

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			前連結会計年度末	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	20
合計		-	-	-	-	-	20

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月17日 定時株主総会	普通株式	146	460	平成20年3月31日	平成20年6月18日

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月23日 定時株主総会	普通株式	848	利益剰余金	2,700	平成21年3月31日	平成21年6月24日

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自平成20年1月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年3月31日現在)	1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年3月31日現在)
現金及び預金勘定 3,107百万円	現金・預金勘定 7,010百万円
現金及び現金同等物 3,107百万円	現金及び現金同等物 7,010百万円

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																				
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 有形固定資産 外国為替証拠金取引システムにおけるハードウェア及び管理設備(器具備品)であります。 無形固定資産 外国為替証拠金取引システムにおけるソフトウェア(ソフトウェア)であります。 (2) リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「3. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具備品</td> <td>664</td> <td>122</td> <td>541</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>326</td> <td>133</td> <td>192</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>990</td> <td>256</td> <td>733</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	器具備品	664	122	541	ソフトウェア	326	133	192	合計	990	256	733	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>減損損失累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具備品</td> <td>663</td> <td>255</td> <td>-</td> <td>407</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>326</td> <td>199</td> <td>-</td> <td>126</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>989</td> <td>455</td> <td>-</td> <td>533</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	器具備品	663	255	-	407	ソフトウェア	326	199	-	126	合計	989	455	-	533
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																		
器具備品	664	122	541																																		
ソフトウェア	326	133	192																																		
合計	990	256	733																																		
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																	
器具備品	663	255	-	407																																	
ソフトウェア	326	199	-	126																																	
合計	989	455	-	533																																	
2. 未経過リース料期末残高相当額 1年内 196百万円 1年超 550百万円 合計 746百万円	2. 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 1年内 201百万円 1年超 348百万円 合計 549百万円 リース資産減損勘定の残高 - 百万円																																				
3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 72百万円 減価償却費相当額 66百万円 支払利息相当額 8百万円	3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 214百万円 リース資産減損勘定の取崩額 - 百万円 減価償却費相当額 199百万円 支払利息相当額 18百万円 減損損失 - 百万円																																				
4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。																																				
5. 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。	5. 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。																																				

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成20年3月31日)

時価評価されていない主な有価証券の内容

	連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券 投資事業有限責任組合出資金	197

当連結会計年度(平成21年3月31日)

時価評価されていない主な有価証券の内容

	連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券 投資事業有限責任組合出資金	190

(デリバティブ取引関係)

## 1. 取引の状況に関する事項

前連結会計年度 (自平成20年1月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
(1) 取引の内容及び利用目的等 当社は、事業目的として顧客との相対取引により外国為替証拠金取引を行うほか、顧客との取引により生じるリスクをヘッジするためにカウンターパーティとの相対取引により外国為替証拠金取引を行っております。	(1) 取引の内容及び利用目的等 同左
(2) 取引に対する取組方針 顧客との相対取引による外国為替証拠金取引は、当社の配信する為替レートに対するインターネットもしくはコールセンターを経由した注文の受付・受諾により成立します。ディーリング部門においては、これにより生じる為替変動リスクをヘッジするため、ディーリング部管理規程に基づきカウンターパーティに対してカバー取引を実施し、当社全体の為替ポジションの偏りを通貨ペア毎にゼロとするよう管理しております。	(2) 取引に対する取組方針 同左
(3) 取引に係るリスクの内容 顧客との外国為替証拠金取引においては、為替相場の急激な変動等の要因により顧客が証拠金の金額を超える損失を蒙る可能性があり、この場合顧客に対する金銭債権が生じることに伴う信用リスクが発生いたします。一方、カウンターパーティとの外国為替証拠金取引においては、当社の行うカバー取引の実行及び決済等の履行に係る信用リスクを有しております。 また、当社は、顧客との外国為替証拠金取引により生じる為替変動リスクをカバー取引によりヘッジすることを為替ポジション管理の基本方針としておりますが、カバー取引の管理に不備がある場合、為替変動リスクのヘッジが意図どおり行われないリスクを有しております。	(3) 取引に係るリスクの内容 同左

前連結会計年度 (自平成20年1月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>(4) 取引に係るリスク管理体制</p> <p>顧客の信用リスクに対しては、顧客の損失が証拠金に対して一定の比率を超えると未決済ポジションを自動的に成り行き決済する自動ロスカット制度を採用することにより信用リスクが生じる可能性の低減を図っております。</p> <p>カウンターパーティの信用リスクに対しては、一定の格付けを有する等の基準によりカウンターパーティを慎重に選定するとともに、信用状況等の変化の有無について管理を行っております。更にカウンターパーティを複数選定することにより、信用リスクの分散を図っております。</p> <p>また、カバー取引の実施にあたっては、取引の結果生じる為替ポジション及び売買損益について、ディーリング部門におけるチェックに加え、ディーリング部門から独立した管理部門により日々チェックを行う体制となっております。またカウンターパーティとの相対取引による売買損益差金決済や残高確認も管理部門において実施しており、取引の内容についても二重のチェックが実施されております。</p>	<p>(4) 取引に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

## 2. 取引の時価等に関する事項

前連結会計年度(平成20年3月31日)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

対象物の種類	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の内 1年超(百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	外国為替証拠金取引				
	売建	96,916	-	88,249	8,667
	買建	87,830	-	88,249	418
合計		-	-	-	9,085

(注) 時価の算定方法 連結会計年度末の直物為替相場により算定しております。

当連結会計年度(平成21年3月31日)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

対象物の種類	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の内 1年超(百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	外国為替証拠金取引				
	売建	55,423	-	49,563	5,860
	買建	48,780	-	49,563	782
合計		-	-	-	6,643

(注) 時価の算定方法 連結会計年度末の直物為替相場により算定しております。

## (退職給付関係)

前連結会計年度(自平成20年1月1日 至平成20年3月31日)

当社グループは退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

当社グループは退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

## (ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自平成20年1月1日 至平成20年3月31日)

## 1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) スtock・オプションの内容

	平成17年7月1日 ストック・オプション	平成17年10月3日 ストック・オプション	平成18年2月13日 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員34名	当社の従業員3名	当社の監査役1名 当社の従業員1名
ストック・オプションの付与数(注1、3、4)	普通株式 5,910株	普通株式 1,500株	普通株式 1,500株
付与日	平成17年7月1日	平成17年10月3日	平成18年2月13日
権利確定条件(注2)	付与日(平成17年7月1日)以降、権利確定日(平成19年6月28日)まで継続して勤務していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。	付与日(平成17年10月3日)以降、権利確定日(平成19年10月3日)まで継続して勤務していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。	付与日(平成18年2月13日)以降、権利確定日(平成20年2月13日)まで継続して勤務していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。
対象勤務期間(注2)	自平成17年7月1日 至平成19年6月28日	自平成17年10月3日 至平成19年10月3日	自平成18年2月13日 至平成20年2月13日
権利行使期間	自平成19年6月29日 至平成27年6月28日	自平成19年10月4日 至平成27年10月3日	自平成20年2月14日 至平成27年10月3日

	平成18年4月28日 ストック・オプション	平成18年9月15日 ストック・オプション	平成18年10月13日 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員45名	当社の取締役2名 当社の従業員2名	当社の取締役5名 当社の従業員18名
ストック・オプションの付与数(注1、3、4)	普通株式 4,770株	普通株式10,800株	普通株式 3,600株
付与日	平成18年4月28日	平成18年9月15日	平成18年10月13日
権利確定条件(注2)	付与日(平成18年4月28日)以降、権利確定日(平成20年4月28日)まで継続して勤務していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。	付与日(平成18年9月15日)以降、権利確定日(平成20年9月15日)まで継続して勤務していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。	付与日(平成18年10月13日)以降、権利確定日(平成20年10月13日)まで継続して勤務していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。
対象勤務期間(注2)	自平成18年4月28日 至平成20年4月28日	自平成18年9月15日 至平成20年9月15日	自平成18年10月13日 至平成20年10月13日
権利行使期間	自平成20年4月29日 至平成28年4月28日	自平成20年9月16日 至平成28年8月17日	自平成20年10月14日 至平成28年8月17日

	平成18年10月30日 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の監査役3名
ストック・オプションの付与数(注1、3、4)	普通株式 600株
付与日	平成18年10月30日



	平成18年10月30日 ストック・オプション
権利確定条件（注2）	付与日（平成18年10月30日）以降、権利確定日（平成20年10月30日）まで継続して勤務していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。
対象勤務期間（注2）	自平成18年10月30日 至平成20年10月30日
権利行使期間	自平成20年10月31日 至平成28年8月17日

（注）1．株式数に換算して記載しております。

- 2．権利確定条件及び対象勤務期間は、当連結会計年度において存在したいずれのストック・オプションについても、新株予約権割当契約書に明記されておりません。会社法の施行日以後に付与されたストック・オプションについては、新株予約権割当契約書における新株予約権の行使期間及び行使の条件を基に、ストック・オプション等に関する会計基準に基づきストック・オプションの権利行使期間の開始日の前日を権利確定日とみなした上で権利確定条件及び対象勤務期間を記載しております。また、会社法の施行日より前に付与されたストック・オプションについても、会社法の施行日以後に付与されたものに準じて権利確定条件及び対象勤務期間を記載しております。
- 3．平成18年12月12日開催の取締役会決議により、平成19年1月1日付で株式分割が行われ、株式数はそれぞれ1：10の割合で増加しております。
- 4．平成19年12月3日開催の取締役会決議により、平成20年1月1日付で株式分割が行われ、株式数はそれぞれ1：3の割合で増加しております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ストック・オプションの数

	平成17年7月1日 ストック・ オプション	平成17年10月3日 ストック・ オプション	平成18年2月13日 ストック・ オプション	平成18年4月28日 ストック・ オプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	-	-	1,500	4,170
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	210
権利確定	-	-	1,500	-
未確定残	-	-	-	3,960
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	2,070	450	-	-
権利確定	-	-	1,500	-
権利行使	120	-	150	-
失効	60	-	-	-
未行使残	1,890	450	1,350	-

	平成18年9月15日 ストック・ オプション	平成18年10月13日 ストック・ オプション	平成18年10月30日 ストック・ オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	10,800	3,570	600
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	10,800	3,570	600
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

(注) 平成19年12月3日開催の取締役会決議により、平成20年1月1日付で株式分割が行われ、株式数はそれぞれ1:3の割合で増加しております。

単価情報

		平成17年7月1日 ストック・ オプション	平成17年10月3日 ストック・ オプション	平成18年2月13日 ストック・ オプション	平成18年4月28日 ストック・ オプション
権利行使価格	(円)	11,000	20,000	20,000	30,000
行使時平均株価	(円)	91,600	-	91,600	-
公正な評価単価 (付与日)	(円)	-	-	-	-

		平成18年9月15日 ストック・ オプション	平成18年10月13日 ストック・ オプション	平成18年10月30日 ストック・ オプション
権利行使価格	(円)	30,000	30,000	30,000
行使時平均株価	(円)	-	-	-
公正な評価単価 (付与日)	(円)	0	0	0

2. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプション及び当連結会計年度の条件変更により公正な評価単価が変更されたストック・オプションはありません。

3. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. 当連結会計年度末における本源的価値の合計額

当連結会計年度末におけるストック・オプションの本源的価値の合計額は1,447百万円であります。

5. 当連結会計年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額は20百万円であります。

6. 連結財務諸表への影響額

ストック・オプション制度による連結財務諸表への影響はありません。

当連結会計年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

1. スtock・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費・一般管理費の人件費 20百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成17年7月1日 ストック・ オプション	平成17年10月3日 ストック・ オプション	平成18年2月13日 ストック・ オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員34名	当社の従業員3名	当社の監査役1名 当社の従業員1名
ストック・オプションの付 与数（注1、3、4）	普通株式 5,910株	普通株式 1,500株	普通株式 1,500株
付与日	平成17年7月1日	平成17年10月3日	平成18年2月13日

	平成17年7月1日 ストック・オプション	平成17年10月3日 ストック・オプション	平成18年2月13日 ストック・オプション
権利確定条件(注2)	付与日(平成17年7月1日)以降、権利確定日(平成19年6月28日)まで継続して勤務していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。	付与日(平成17年10月3日)以降、権利確定日(平成19年10月3日)まで継続して勤務していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。	付与日(平成18年2月13日)以降、権利確定日(平成20年2月13日)まで継続して勤務していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。
対象勤務期間(注2)	自平成17年7月1日 至平成19年6月28日	自平成17年10月3日 至平成19年10月3日	自平成18年2月13日 至平成20年2月13日
権利行使期間	自平成19年6月29日 至平成27年6月28日	自平成19年10月4日 至平成27年10月3日	自平成20年2月14日 至平成27年10月3日

	平成18年4月28日 ストック・オプション	平成18年9月15日 ストック・オプション	平成18年10月13日 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員45名	当社の取締役2名 当社の従業員2名	当社の取締役5名 当社の従業員18名
ストック・オプションの付与数(注1、3、4)	普通株式 4,770株	普通株式10,800株	普通株式 3,600株
付与日	平成18年4月28日	平成18年9月15日	平成18年10月13日
権利確定条件(注2)	付与日(平成18年4月28日)以降、権利確定日(平成20年4月28日)まで継続して勤務していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。	付与日(平成18年9月15日)以降、権利確定日(平成20年9月15日)まで継続して勤務していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。	付与日(平成18年10月13日)以降、権利確定日(平成20年10月13日)まで継続して勤務していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。
対象勤務期間(注2)	自平成18年4月28日 至平成20年4月28日	自平成18年9月15日 至平成20年9月15日	自平成18年10月13日 至平成20年10月13日
権利行使期間	自平成20年4月29日 至平成28年4月28日	自平成20年9月16日 至平成28年8月17日	自平成20年10月14日 至平成28年8月17日

	平成18年10月30日 ストック・オプション	平成20年9月29日 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の監査役3名	当社の従業員70名
ストック・オプションの付与数(注1、3、4)	普通株式 600株	普通株式 2,991株
付与日	平成18年10月30日	平成20年9月29日
権利確定条件(注2)	付与日(平成18年10月30日)以降、権利確定日(平成20年10月30日)まで継続して勤務していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。	付与日(平成20年9月29日)以降、権利確定日(平成22年9月29日)まで継続して勤務していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。
対象勤務期間(注2)	自平成18年10月30日 至平成20年10月30日	自平成20年9月29日 至平成22年9月29日
権利行使期間	自平成20年10月31日 至平成28年8月17日	自平成22年9月30日 至平成26年9月29日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 権利確定条件及び対象勤務期間は、当連結会計年度において存在したいずれのストック・オプションについても、新株予約権割当契約書に明記されておりません。会社法の施行日以後に付与されたストック・オプションについては、新株予約権割当契約書における新株予約権の行使期間及び行使の条件を基に、ストック・オプション等に関する会計基準に基づきストック・オプションの権利行使期間の開始日の前日を権利確定日とみなした上で権利確定条件及び対象勤務期間を記載しております。また、会社法の施行日より前に付与されたストック・オプションについても、会社法の施行日以後に付与されたものに準じて権利確定条件及び対象勤務期間を記載しております。
3. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により、平成19年1月1日付で株式分割が行われ、株式数はそれぞれ1：10の割合で増加しております。
4. 平成19年12月3日開催の取締役会決議により、平成20年1月1日付で株式分割が行われ、株式数はそれぞれ1：3の割合で増加しております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ストック・オプションの数

	平成17年7月1日 ストック・ オプション	平成17年10月3日 ストック・ オプション	平成18年2月13日 ストック・ オプション	平成18年4月28日 ストック・ オプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	-	-	-	3,960
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	3,960
未確定残	-	-	-	-
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	1,890	450	1,350	-
権利確定	-	-	-	3,960
権利行使	810	-	-	630
失効	-	-	-	60
未行使残	1,080	450	1,350	3,270

	平成18年9月15日 ストック・ オプション	平成18年10月13日 ストック・ オプション	平成18年10月30日 ストック・ オプション	平成20年9月29日 ストック・ オプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	10,800	3,570	600	-
付与	-	-	-	2,991
失効	-	30	-	108
権利確定	10,800	3,540	600	-
未確定残	-	-	-	2,883
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
権利確定	10,800	3,540	600	-
権利行使	390	300	150	-
失効	-	-	-	-
未行使残	10,410	3,240	450	-

## 単価情報

		平成17年7月1日 ストック・ オプション	平成17年10月3日 ストック・ オプション	平成18年2月13日 ストック・ オプション	平成18年4月28日 ストック・ オプション
権利行使価格	(円)	11,000	20,000	20,000	30,000
行使時平均株価	(円)	69,737	-	-	95,538
公正な評価単価 (付与日)	(円)	-	-	-	-

		平成18年9月15日 ストック・ オプション	平成18年10月13日 ストック・ オプション	平成18年10月30日 ストック・ オプション	平成20年9月29日 ストック・ オプション
権利行使価格	(円)	30,000	30,000	30,000	166,000
行使時平均株価	(円)	57,500	67,700	62,100	-
公正な評価単価 (付与日)	(円)	0	0	0	28,000

## 3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成20年9月29日ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- (2) 主な基礎数値及び見積方法

	平成20年9月29日ストック・オプション
株価変動性 (注1)	87.21%
予想残存期間 (注2)	4年
予想配当 (注3)	2,037円/株
無リスク利率 (注4)	1.015%

- (注) 1. 平成19年6月21日から平成20年9月29日までの株価実績に基づき算定しております。なお、当社の株式公開期間が短く観察期間が予想残存期間に達しないものの、株式市場での取引が比較的活発に行われており日次ボラティリティを採用することにより十分な情報量が確保できるため、不足情報の補完は行っていません。
2. 十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっています。
3. 平成19年12月期及び平成20年3月期の配当実績(平成20年3月期の配当実績に関しては、決算期変更により平成20年1月1日から3月31日までの3ヶ月間であったことから年換算額へ修正しております。)の平均値によっております。
4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

## 4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## 5. 当連結会計年度末における本源的価値の合計額

当連結会計年度末におけるストック・オプションの本源的価値の合計額は518百万円であります。

## 6. 当連結会計年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額は115百万円であります。

## (税効果会計関係)

前連結会計年度 (自平成20年1月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)																																																														
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">(百万円)</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">17</td> </tr> <tr> <td>一括償却資産</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>控除対象外消費税</td> <td style="text-align: right;">10</td> </tr> <tr> <td>営業権</td> <td style="text-align: right;">384</td> </tr> <tr> <td>連結会社間内部利益消去</td> <td style="text-align: right;">21</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">436</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">384</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">52</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結会社間内部損失消去</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">50</td> </tr> </table>	繰延税金資産	(百万円)	未払事業税	17	一括償却資産	1	控除対象外消費税	10	営業権	384	連結会社間内部利益消去	21	その他	0	繰延税金資産小計	436	評価性引当額	384	繰延税金資産合計	52	繰延税金負債		連結会社間内部損失消去	1	繰延税金負債合計	1	繰延税金資産の純額	50	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">(百万円)</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">97</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">17</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>一括償却資産</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td>控除対象外消費税</td> <td style="text-align: right;">8</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>営業権</td> <td style="text-align: right;">132</td> </tr> <tr> <td>連結会社間内部利益消去</td> <td style="text-align: right;">31</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">3</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">295</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">132</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">163</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結会社間内部損失消去</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">161</td> </tr> </table>	繰延税金資産	(百万円)	未払事業税	97	賞与引当金	17	貸倒引当金	1	一括償却資産	2	控除対象外消費税	8	その他有価証券評価差額金	1	営業権	132	連結会社間内部利益消去	31	その他	3	繰延税金資産小計	295	評価性引当額	132	繰延税金資産合計	163	繰延税金負債		連結会社間内部損失消去	1	繰延税金負債合計	1	繰延税金資産の純額	161
繰延税金資産	(百万円)																																																														
未払事業税	17																																																														
一括償却資産	1																																																														
控除対象外消費税	10																																																														
営業権	384																																																														
連結会社間内部利益消去	21																																																														
その他	0																																																														
繰延税金資産小計	436																																																														
評価性引当額	384																																																														
繰延税金資産合計	52																																																														
繰延税金負債																																																															
連結会社間内部損失消去	1																																																														
繰延税金負債合計	1																																																														
繰延税金資産の純額	50																																																														
繰延税金資産	(百万円)																																																														
未払事業税	97																																																														
賞与引当金	17																																																														
貸倒引当金	1																																																														
一括償却資産	2																																																														
控除対象外消費税	8																																																														
その他有価証券評価差額金	1																																																														
営業権	132																																																														
連結会社間内部利益消去	31																																																														
その他	3																																																														
繰延税金資産小計	295																																																														
評価性引当額	132																																																														
繰延税金資産合計	163																																																														
繰延税金負債																																																															
連結会社間内部損失消去	1																																																														
繰延税金負債合計	1																																																														
繰延税金資産の純額	161																																																														
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">(%)</td> </tr> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.7</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.1</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割等</td> <td style="text-align: right;">0.1</td> </tr> <tr> <td>評価性引当の影響</td> <td style="text-align: right;">4.8</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.5</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">36.6</td> </tr> </table>		(%)	法定実効税率	40.7	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	住民税均等割等	0.1	評価性引当の影響	4.8	その他	0.5	税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.6	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">(%)</td> </tr> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.7</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.1</td> </tr> <tr> <td>株式報酬費用</td> <td style="text-align: right;">0.2</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割等</td> <td style="text-align: right;">0.1</td> </tr> <tr> <td>評価性引当の影響</td> <td style="text-align: right;">5.9</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.4</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">34.8</td> </tr> </table>		(%)	法定実効税率	40.7	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	株式報酬費用	0.2	住民税均等割等	0.1	評価性引当の影響	5.9	その他	0.4	税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.8																												
	(%)																																																														
法定実効税率	40.7																																																														
(調整)																																																															
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1																																																														
住民税均等割等	0.1																																																														
評価性引当の影響	4.8																																																														
その他	0.5																																																														
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.6																																																														
	(%)																																																														
法定実効税率	40.7																																																														
(調整)																																																															
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1																																																														
株式報酬費用	0.2																																																														
住民税均等割等	0.1																																																														
評価性引当の影響	5.9																																																														
その他	0.4																																																														
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.8																																																														



(企業結合等関係)

前連結会計年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
	<p>共通支配下の取引等</p> <p>1. 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容</p> <p>(1) 結合企業            マネーパートナーズ分割準備株式会社(平成20年10月1日付をもって、商号を株式会社マネーパートナーズに変更しております。)</p> <p>(2) 被結合企業            株式会社マネーパートナーズ(平成20年10月1日付をもって、商号を株式会社マネーパートナーズグループに変更しております。)</p> <p>(3) 対象となった事業の名称及びその事業の内容            金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業並びに外国通貨の売買、売買の媒介、取次ぎもしくは代理及びその他これに付随する業務等</p> <p>2. 企業結合の法的形式            当社を分割会社とし、当社の100%子会社であるマネーパートナーズ分割準備株式会社を承継会社とする吸収分割であります。</p> <p>3. 結合後企業の名称            株式会社マネーパートナーズ</p> <p>4. 取引の目的を含む取引の概要</p> <p>(1) 取引の目的            当社は、当社を取り巻く環境の変化や金融市場における競争激化に対応し、資本の効率化と経営自由度の向上を目的として持株会社体制へ移行することを平成20年5月7日開催の取締役会にて決議いたしました。持株会社体制へ移行することにより、管理機能と業務執行機能の分離を行いコーポレート・ガバナンス体制を強化するとともに、各事業会社の責任と権限を明確にし、戦略的意思決定の迅速化を図り、スピード感のある経営と機動的な業務執行を効率的に行うことを目的としております。</p> <p>(2) 取引の概要            当社は、平成20年5月19日開催の取締役会において、当社の営む全事業である金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業並びに外国通貨の売買、売買の媒介、取次ぎもしくは代理及びその他これに付随する業務等を、吸収分割の方法によりマネーパートナーズ分割準備株式会社に包括的に承継させることを決議した上で、同日付で「吸収分割契約書」に調印し、平成20年10月1日付をもって会社分割をいたしました。</p> <p>5. 実施した会計処理の概要            「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成19年11月15日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。</p>

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成20年1月1日 至平成20年3月31日)

当社グループは外国為替取引専門会社として、一般投資家向けに外国為替証拠金取引を提供しており、当該事業以外に事業の種類がないため該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

当社グループは外国為替取引専門会社として、一般投資家向けに外国為替証拠金取引を提供しており、当該事業以外に事業の種類がないため該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成20年1月1日 至平成20年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前連結会計年度(自平成20年1月1日 至平成20年3月31日)

海外売上高がないため該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

海外売上高がないため該当事項はありません。

## 【関連当事者情報】

前連結会計年度（自平成20年1月1日 至平成20年3月31日）

役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有(被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等 (人)	事業上 の関係				
役員	山本壯兵	-	-	当社 監査役	(被所有) 直接 0.0	-	-	ストック・ オプション の行使	3	-	-

(注) 上記のストック・オプションは、平成18年2月13日開催の臨時株主総会において、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき付与されたものであります。

当連結会計年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

(追加情報)

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名 称又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	奥山泰全	-	-	当社 取締役	(被所有) 直接 0.8	-	ストック・ オプション の行使	11	-	-
役員	中西典彦	-	-	当社 取締役	(被所有) 直接 0.1	-	ストック・ オプション の行使	5	-	-
役員	澤昭人	-	-	当社 監査役	(被所有) 直接 0.0	-	ストック・ オプション の行使	4	-	-

(注) 上記のストック・オプションは、平成18年4月28日、平成18年8月17日及び平成18年10月30日開催の臨時株主総会並びに新株予約権発行の取締役会決議に基づく「新株予約権割当契約」により付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

## ( 1株当たり情報 )

前連結会計年度 (自平成20年1月1日 至平成20年3月31日)		当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	22,741.34円	1株当たり純資産額	30,002.39円
1株当たり当期純利益金額	1,843.76円	1株当たり当期純利益金額	8,840.20円
潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額	1,755.27円	潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額	8,453.75円
<p>当社は、平成20年1月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前連結会計年度の1株当たり情報は、以下のとおりとなります。</p>			
前連結会計年度			
1株当たり純資産額	23,136.46円		
1株当たり当期純利益金額	9,685.49円		
潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額	9,056.92円		

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成20年1月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	585	2,801
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	585	2,801
普通株式の期中平均株式数(株)	317,523	316,903
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	16,007	14,487
(内新株予約権に係る増加数)	(16,007)	(14,487)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		第8回新株予約権(新株予約権の数2,883個)。詳細は、(ストック・オプション等関係)に記載のとおりであります。

## (重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(吸収分割)</p> <p>当社は、平成20年5月19日開催の取締役会において、平成20年10月1日(以下「分割期日」という。)をもって、当社(分割期日に「株式会社マネーパートナーズグループ」に商号を変更予定)の営む全事業である金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業並びに外国通貨の売買、売買の媒介、取次ぎもしくは代理及びその他これに付随する業務等(以下「本事業」という。)を、吸収分割によりマネーパートナーズ分割準備株式会社(分割期日に「株式会社マネーパートナーズ」に商号を変更予定)に包括的に承継させることを決議し、同日付で「吸収分割契約書」に調印しております。また、平成20年6月17日開催の第4回定時株主総会において、当該吸収分割契約が承認されました。</p> <p>1. 会社分割の目的</p> <p>当社は、当社を取り巻く環境の変化や金融市場における競争激化に対応し、資本の効率化と経営自由度の向上を目的として持株会社体制へ移行することを平成20年5月7日開催の取締役会にて決議いたしました。持株会社体制へ移行することにより、管理機能と業務執行機能の分離を行いコーポレート・ガバナンス体制を強化するとともに、各事業会社の責任と権限を明確にし、戦略的意思決定の迅速化を図り、スピード感のある経営と機動的な業務執行を効率的に行うことを目的としております。</p> <p>これを受け、平成20年5月9日付で、持株会社体制移行への第一ステップとして「マネーパートナーズ分割準備株式会社」(当社100%出資の子会社)を設立いたしました。</p> <p>本吸収分割は、その第二ステップであり、当社の本事業を吸収分割により包括的にマネーパートナーズ分割準備株式会社に承継させ、当社を持株会社化することを目的としております。</p> <p>2. 会社分割の方法</p> <p>当社を分割会社とし、マネーパートナーズ分割準備株式会社を承継会社とする会社法第2条第29号に定める吸収分割であります。</p> <p>3. 吸収分割に係る割当ての内容</p> <p>本吸収分割に際して吸収分割承継会社は、当社に対し、吸収分割承継会社の株式その他の財産を割当てません。</p>	

前連結会計年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 3月31日)		当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	
4. 分割する資産、負債の項目及び金額			
資産		負債	
項目	帳簿価額 (百万円)	項目	帳簿価額 (百万円)
流動資産	27,850	流動負債	26,482
固定資産	1,811	固定負債	114
合計	29,662	合計	26,596
<p>(注) 吸収分割の効力発生日は平成20年10月1日であり ますが、吸収分割契約に従って分割継承される資 産及び負債を平成20年3月31日時点で算出してお ります。</p>			
5. 承継会社の概要			
<p>商号 : マネーパートナーズ分割準備株式会社          本店の所在地 : 東京都港区六本木一丁目6番1号          代表者の氏名 : 代表取締役社長 奥山 泰全          資本金の額 : 100百万円          純資産の額 : 100百万円          総資産の額 : 100百万円          事業の内容 : 金融商品取引法に基づく第一種金融商品          取引業並びに外国通貨の売買、売買の媒          介、取次ぎもしくは代理及びその他これ          に付随する業務等</p>			

## 【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	250	250	1.15	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	250	250	-	-

(注) 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

## (2)【その他】

## 当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期 自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	第2四半期 自平成20年7月1日 至平成20年9月30日	第3四半期 自平成20年10月1日 至平成20年12月31日	第4四半期 自平成21年1月1日 至平成21年3月31日
営業収益 (百万円)	1,471	2,546	3,586	3,167
税金等調整前四半期純利益金額 (百万円)	392	1,046	1,659	1,195
四半期純利益金額 (百万円)	287	663	1,024	826
1株当たり四半期純利益金額 (円)	903.34	2,082.90	3,226.71	2,634.64

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金・預金	3,057	1,312
外国為替取引顧客分別金信託	16,769	-
外国為替取引顧客差金	9,101	-
外国為替取引未収金	98	-
外国為替取引差入証拠金	3,000	-
短期貸付金	-	30
前払費用	58	12
未収収益	-	57
未収消費税等	-	76
繰延税金資産	18	13
その他	38	0
流動資産計	32,142	1,503
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	87	-
減価償却累計額	9	-
建物（純額）	78	-
器具備品	157	-
減価償却累計額	26	-
器具備品（純額）	131	-
<b>無形固定資産</b>	939	5
ソフトウェア	855	-
ソフトウェア仮勘定	79	-
商標権	4	5
<b>投資その他の資産</b>	896	3,321
投資有価証券	197	190
関係会社株式	30	3,130
長期差入保証金	530	-
長期前払費用	103	-
繰延税金資産	12	1
その他	22	-
固定資産計	2,044	3,327
<b>資産合計</b>	<b>34,187</b>	<b>4,830</b>



	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
外国為替取引自己取引差金	15	-
外国為替取引未払金	1,405	-
外国為替取引預り証拠金	24,061	-
短期借入金	250	-
未払金	628	10
未払費用	125	36
未払法人税等	218	140
預り金	-	8
賞与引当金	-	7
その他	125	-
流動負債計	26,830	202
固定負債		
長期預り保証金	114	-
固定負債計	114	-
負債合計	26,945	202
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,741	1,768
資本剰余金		
資本準備金	1,818	1,844
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,682	1,495
自己株式	-	499
株主資本合計	7,242	4,609
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	1
評価・換算差額等合計	0	1
新株予約権	-	20
純資産合計	7,242	4,627
負債・純資産合計	34,187	4,830

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<b>営業収益</b>		
受入手数料	-	1
委託手数料	-	0
外国為替取引手数料	-	1
受取手数料	1	-
トレーディング損益	-	3,956
外国為替取引損益	-	3,956
外国為替取引損益	1,676	-
金融収益	-	54
経営指導料	-	310
その他の営業収益	-	0
営業収益計	1,677	4,323
<b>営業費用</b>		
販売費・一般管理費		
取引関係費	-	2 997
人件費	-	3 651
不動産関係費	-	4 531
事務費	-	5 434
減価償却費	-	143
租税公課	-	39
貸倒引当金繰入れ	-	6
その他	-	6 40
販売費・一般管理費計	-	2,844
販売費及び一般管理費	1 748	-
金融費用	-	1
営業費用合計	-	2,846
<b>営業利益</b>	928	1,476
<b>営業外収益</b>		
受取利息	0	0
受取賃貸料	7 37	7 75
設備賃貸料	-	7 24
その他	1	0
営業外収益計	40	100
<b>営業外費用</b>		
支払利息	0	-
賃貸費用	37	75
株式交付費	0	1
その他	-	5
営業外費用計	39	82
<b>経常利益</b>	929	1,494

	前事業年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<b>特別利益</b>		
賞与引当金戻入額	0	-
特別利益計	0	-
<b>特別損失</b>		
金融商品取引責任準備金繰入れ	-	0
固定資産除却損	-	8 6
特別損失計	-	6
税引前当期純利益	930	1,487
法人税、住民税及び事業税	212	522
法人税等調整額	123	6
法人税等合計	335	516
当期純利益	594	971

## 【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高	1,739	1,741
当期変動額		
新株の発行	2	26
当期変動額合計	2	26
当期末残高	1,741	1,768
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
前期末残高	1,816	1,818
当期変動額		
新株の発行	2	26
当期変動額合計	2	26
当期末残高	1,818	1,844
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>繰越利益剰余金</b>		
前期末残高	3,796	3,682
当期変動額		
剰余金の配当	709	146
当期純利益	594	971
分割型の会社分割による減少	-	3,011
当期変動額合計	114	2,186
当期末残高	3,682	1,495
<b>自己株式</b>		
前期末残高	-	-
当期変動額		
自己株式の取得	-	499
当期変動額合計	-	499
当期末残高	-	499
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	7,352	7,242
当期変動額		
新株の発行	4	53
剰余金の配当	709	146
当期純利益	594	971
分割型の会社分割による減少	-	3,011
自己株式の取得	-	499
当期変動額合計	110	2,633
当期末残高	7,242	4,609

	前事業年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
前期末残高	0	0
<b>当期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	1
<b>当期変動額合計</b>	-	1
<b>当期末残高</b>	0	1
<b>新株予約権</b>		
前期末残高	-	-
<b>当期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	20
<b>当期変動額合計</b>	-	20
<b>当期末残高</b>	-	20
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	7,352	7,242
<b>当期変動額</b>		
新株の発行	4	53
剰余金の配当	709	146
<b>当期純利益</b>	594	971
分割型の会社分割による減少	-	3,011
自己株式の取得	-	499
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	18
<b>当期変動額合計</b>	110	2,614
<b>当期末残高</b>	7,242	4,627

## 【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券          その他有価証券          時価のあるもの          決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。          時価のないもの          移動平均法による原価法を採用しております。          なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎にし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>(2) デリバティブ          時価法を採用しております。</p>	<p>(1) 子会社株式          移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) 有価証券          その他有価証券          時価のあるもの          決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。          時価のないもの          移動平均法による原価法を採用しております。          なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎にし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>(3) デリバティブ          時価法を採用しております。</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産          定率法（ただし、建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。          なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。          建物 6年～18年          器具備品 3年～15年</p> <p>(2) 無形固定資産          定額法を採用しております。          なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く）          同左</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く）          同左</p> <p>(3) リース資産          所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産          リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。          なお、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>

項目	前事業年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
3. 繰延資産の処理方法	株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。	株式交付費 同左
4. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額の内、当期負担額を計上しております。 なお、当期において負担すべき賞与支給見込額がないため、賞与引当金は計上しておりません。	賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額の内、当期負担額を計上しております。
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。  (2) 顧客を相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理 顧客からの注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益を外国為替取引損益として計上しております。 なお、評価損益は、顧客を相手方とする全ての未決済の外国為替証拠金取引に係る評価損益を取引明細毎に算定した上で、これらを合算し損益を相殺して算出しており、これと同額を貸借対照表上の外国為替取引顧客差金勘定に計上しております。 また、顧客からの預り資産は、金融商品取引法第43条の3第1項の規定により自己の資産と区分して管理することが義務づけられておりますが、当社では、その具体的方法として金融商品取引業等に関する内閣府令第143条第1項第2号に定める金銭信託による方法を原則としております。当該金銭信託に係る元本及び収益は貸借対照表上の外国為替取引顧客分別金信託勘定に計上しております。	(1) 消費税等の会計処理 同左  (2) 顧客を相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理 顧客からの注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益をトレーディング損益（外国為替取引損益）勘定に計上しております。 なお、評価損益は、顧客を相手方とする全ての未決済の外国為替証拠金取引に係る評価損益を取引明細毎に算定した上で、これらを顧客毎に合算し損益を相殺して算出しております。

項目	前事業年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
	<p>(3) カウンターパーティを相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理</p> <p>当社からのカバー取引注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益を外国為替取引損益として計上しております。</p> <p>なお、評価損益は、カウンターパーティを相手方とする全ての未決済の外国為替証拠金取引に係る評価損益を取引明細毎に算定した上で、これらを合算して算出しており、これと同金額を貸借対照表上の外国為替取引自己取引差金勘定に計上しております。</p> <p>また、カウンターパーティを相手方とする外国為替証拠金取引は毎営業日ロールオーバー（ポジションの決済及びポジション持ち越しのための新規建て直し）されておりますので、評価損益は実質的には当事業年度末におけるロールオーバーによる新規建値と時価の差額をもって算定しております。</p>	<p>(3) カウンターパーティを相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理</p> <p>当社からのカバー取引注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益をトレーディング損益（外国為替取引損益）勘定に計上しております。</p> <p>なお、評価損益は、カウンターパーティを相手方とする全ての未決済の外国為替証拠金取引に係る評価損益を取引明細毎に算定した上で、これらをカウンターパーティ毎に合算し損益を相殺して算出しております。</p>

## 【会計処理方法の変更】

前事業年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>



## 【表示方法の変更】

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)</p>
	<p>1. 当社の財務諸表は、平成20年4月1日から平成20年9月30日までは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業經理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しており、平成20年10月1日から平成21年3月31日までは、「財務諸表等規則」に準拠して作成しております。</p> <p>この変更に伴う主な変更点は以下のとおりであります。</p> <p>(貸借対照表)</p> <p>(1) 従来、流動資産の「その他」に含めて表示していた「未収入金」を「未収収益」に含めて表示しております。</p> <p>(2) 従来、流動負債の「その他」に含めて表示していた「未払配当金」を「未払金」に含めて表示しております。</p> <p>(3) 従来、流動負債の「その他」に含めて表示していた「預り金」を区分掲記しております。</p> <p>(損益計算書)</p> <p>(1) 従来の「受取手数料」を「受入手数料」に科目名を変更した上で、「受入手数料」に属する科目として「委託手数料」及び「外国為替取引手数料」を区分掲記しております。</p> <p>(2) 新たに「トレーディング損益」及び「金融収益」並びに「トレーディング損益」に属する科目として「外国為替取引損益」を区分した上で、従来の「外国為替取引損益」のうち、トレーディングに係るものを「外国為替取引損益」に、金融収益に係るものを「金融収益」に含めて表示しております。</p> <p>(3) 従来、営業外収益に含めて表示していた「受取利息」のうち平成20年4月1日から平成20年9月30日までのものにつきましては、「金融収益」に含めて表示しております。これにより、従来の方法によった場合と比較して、営業利益が0百万円増加しております。</p> <p>(4) 従来の「販売費及び一般管理費」を「販売費・一般管理費」に科目名を変更しております。</p> <p>(5) 新たに「金融費用」を区分した上で、従来、営業外費用に含めて表示していた「支払利息」を「金融費用」に含めて表示しております。これにより、従来の方法によった場合と比較して、営業利益が1百万円減少しております。</p> <p>2. その他の表示方法の変更</p> <p>(貸借対照表)</p> <p>流動資産の「その他」に含めて表示していた「未収消費税等」は、当事業年度において重要性が増したため、区分掲記しております。なお、前事業年度の「その他」に含まれている「未収消費税等」は32百万円であります。</p>

## 【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)						
<p>1. 当座貸越契約</p> <p>当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">当座貸越極度額の総額</td> <td style="text-align: right;">500百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">250百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">250百万円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額の総額	500百万円	借入実行残高	250百万円	差引額	250百万円	1.
当座貸越極度額の総額	500百万円						
借入実行残高	250百万円						
差引額	250百万円						

(損益計算書関係)

前事業年度 (自平成20年1月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)																																																						
<p>1 販売費に属する費用のおおよその割合は7%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は93%であります。</p> <p>主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">役員報酬</td> <td style="text-align: right;">49百万円</td> </tr> <tr> <td>給料手当</td> <td style="text-align: right;">112</td> </tr> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">53</td> </tr> <tr> <td>電算機費</td> <td style="text-align: right;">191</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td style="text-align: right;">95</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">34</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td style="text-align: right;">67</td> </tr> </table>	役員報酬	49百万円	給料手当	112	広告宣伝費	53	電算機費	191	地代家賃	95	減価償却費	34	支払手数料	67	<p>1</p> <p>2 取引関係費</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">支払手数料</td> <td style="text-align: right;">566百万円</td> </tr> <tr> <td>取引所・協会費</td> <td style="text-align: right;">6百万円</td> </tr> <tr> <td>通信・運送費</td> <td style="text-align: right;">47百万円</td> </tr> <tr> <td>旅費・交通費</td> <td style="text-align: right;">13百万円</td> </tr> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">359百万円</td> </tr> <tr> <td>交際費</td> <td style="text-align: right;">4百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">997百万円</td> </tr> </table> <p>3 人件費</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">役員報酬</td> <td style="text-align: right;">288百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員給料</td> <td style="text-align: right;">252百万円</td> </tr> <tr> <td>その他の報酬給料</td> <td style="text-align: right;">13百万円</td> </tr> <tr> <td>株式報酬費用</td> <td style="text-align: right;">20百万円</td> </tr> <tr> <td>福利厚生費</td> <td style="text-align: right;">55百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">21百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">651百万円</td> </tr> </table> <p>4 不動産関係費</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">不動産費</td> <td style="text-align: right;">272百万円</td> </tr> <tr> <td>器具・備品費</td> <td style="text-align: right;">258百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">531百万円</td> </tr> </table> <p>5 事務費</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">事務委託費</td> <td style="text-align: right;">427百万円</td> </tr> <tr> <td>事務用品費</td> <td style="text-align: right;">7百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">434百万円</td> </tr> </table>	支払手数料	566百万円	取引所・協会費	6百万円	通信・運送費	47百万円	旅費・交通費	13百万円	広告宣伝費	359百万円	交際費	4百万円	計	997百万円	役員報酬	288百万円	従業員給料	252百万円	その他の報酬給料	13百万円	株式報酬費用	20百万円	福利厚生費	55百万円	賞与引当金繰入額	21百万円	計	651百万円	不動産費	272百万円	器具・備品費	258百万円	計	531百万円	事務委託費	427百万円	事務用品費	7百万円	計	434百万円
役員報酬	49百万円																																																						
給料手当	112																																																						
広告宣伝費	53																																																						
電算機費	191																																																						
地代家賃	95																																																						
減価償却費	34																																																						
支払手数料	67																																																						
支払手数料	566百万円																																																						
取引所・協会費	6百万円																																																						
通信・運送費	47百万円																																																						
旅費・交通費	13百万円																																																						
広告宣伝費	359百万円																																																						
交際費	4百万円																																																						
計	997百万円																																																						
役員報酬	288百万円																																																						
従業員給料	252百万円																																																						
その他の報酬給料	13百万円																																																						
株式報酬費用	20百万円																																																						
福利厚生費	55百万円																																																						
賞与引当金繰入額	21百万円																																																						
計	651百万円																																																						
不動産費	272百万円																																																						
器具・備品費	258百万円																																																						
計	531百万円																																																						
事務委託費	427百万円																																																						
事務用品費	7百万円																																																						
計	434百万円																																																						

前事業年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
	6 その他 人材採用費                    10百万円 水道光熱費                   12百万円 新聞図書費                    0百万円 研修教育費                    1百万円 諸会費                         1百万円 寄付金                         0百万円 会議費                         6百万円 保険料                         4百万円 雑費                           1百万円 計                             40百万円
7 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。	7 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。
関係会社への賃貸収入          9百万円	関係会社への賃貸収入          18百万円 関係会社への設備利用収入     24百万円
8	8 固定資産除却損は、ソフトウェア6百万円であります。

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成20年1月1日 至平成20年3月31日)

## 1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

## 1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式(注)	-	5,623	-	5,623
合計	-	5,623	-	5,623

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加5,623株は、取締役会決議による自己株式の取得によるものであります。

## (リース取引関係)

前事業年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 有形固定資産 外国為替証拠金取引システムにおけるハードウェア及び管理設備(器具備品)であります。 無形固定資産 外国為替証拠金取引システムにおけるソフトウェア(ソフトウェア)であります。 (2) リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: center;">652</td> <td style="text-align: center;">120</td> <td style="text-align: center;">531</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td style="text-align: center;">326</td> <td style="text-align: center;">133</td> <td style="text-align: center;">192</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">978</td> <td style="text-align: center;">254</td> <td style="text-align: center;">724</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	器具備品	652	120	531	ソフトウェア	326	133	192	合計	978	254	724	1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)														
器具備品	652	120	531														
ソフトウェア	326	133	192														
合計	978	254	724														
2. 未経過リース料期末残高相当額 1年内 194百万円 1年超 542百万円 合計 736百万円	2. 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額																
3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 71百万円 減価償却費相当額 66百万円 支払利息相当額 8百万円	3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 105百万円 リース資産減損勘定の取崩額 - 百万円 減価償却費相当額 98百万円 支払利息相当額 9百万円 減損損失 - 百万円																
4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。																
5. 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。	5. 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。																

## (有価証券関係)

前事業年度(平成20年3月31日)

子会社株式で時価のあるものはありません。

当事業年度(平成21年3月31日)

子会社株式で時価のあるものはありません。

## (税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)																																																																
<p>1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">(百万円)</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">17</td> </tr> <tr> <td>一括償却資産</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>控除対象外消費税</td> <td style="text-align: right;">10</td> </tr> <tr> <td>営業権</td> <td style="text-align: right;">384</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">414</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">384</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">30</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">(%)</td> </tr> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.7</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.1</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割等</td> <td style="text-align: right;">0.1</td> </tr> <tr> <td>評価性引当の影響</td> <td style="text-align: right;">4.8</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.0</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">36.1</td> </tr> </table>	繰延税金資産	(百万円)	未払事業税	17	一括償却資産	1	控除対象外消費税	10	営業権	384	その他	0	小計	414	評価性引当額	384	繰延税金資産計	30		(%)	法定実効税率	40.7	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	住民税均等割等	0.1	評価性引当の影響	4.8	その他	0.0	税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.1	<p>1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">(百万円)</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">10</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">15</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">(%)</td> </tr> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.7</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.1</td> </tr> <tr> <td>株式報酬費用</td> <td style="text-align: right;">0.6</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割等</td> <td style="text-align: right;">0.1</td> </tr> <tr> <td>評価性引当の影響</td> <td style="text-align: right;">6.0</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.8</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">34.7</td> </tr> </table>	繰延税金資産	(百万円)	未払事業税	10	賞与引当金	2	その他有価証券評価差額金	1	その他	0	繰延税金資産計	15		(%)	法定実効税率	40.7	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	株式報酬費用	0.6	住民税均等割等	0.1	評価性引当の影響	6.0	その他	0.8	税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.7
繰延税金資産	(百万円)																																																																
未払事業税	17																																																																
一括償却資産	1																																																																
控除対象外消費税	10																																																																
営業権	384																																																																
その他	0																																																																
小計	414																																																																
評価性引当額	384																																																																
繰延税金資産計	30																																																																
	(%)																																																																
法定実効税率	40.7																																																																
(調整)																																																																	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1																																																																
住民税均等割等	0.1																																																																
評価性引当の影響	4.8																																																																
その他	0.0																																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.1																																																																
繰延税金資産	(百万円)																																																																
未払事業税	10																																																																
賞与引当金	2																																																																
その他有価証券評価差額金	1																																																																
その他	0																																																																
繰延税金資産計	15																																																																
	(%)																																																																
法定実効税率	40.7																																																																
(調整)																																																																	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1																																																																
株式報酬費用	0.6																																																																
住民税均等割等	0.1																																																																
評価性引当の影響	6.0																																																																
その他	0.8																																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.7																																																																

(企業結合等関係)

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)</p>
	<p>共通支配下の取引等</p> <p>1. 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容</p> <p>(1) 結合企業 マネーパートナーズ分割準備株式会社(平成20年10月1日付をもって、商号を株式会社マネーパートナーズに変更しております。)</p> <p>(2) 被結合企業 株式会社マネーパートナーズ(平成20年10月1日付をもって、商号を株式会社マネーパートナーズグループに変更しております。)</p> <p>(3) 対象となった事業の名称及びその事業の内容 金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業並びに外国通貨の売買、売買の媒介、取次ぎもしくは代理及びその他これに付随する業務等</p> <p>2. 企業結合の法的形式 当社を分割会社とし、当社の100%子会社であるマネーパートナーズ分割準備株式会社を承継会社とする吸収分割であります。</p> <p>3. 結合後企業の名称 株式会社マネーパートナーズ</p> <p>4. 取引の目的を含む取引の概要</p> <p>(1) 取引の目的 当社は、当社を取り巻く環境の変化や金融市場における競争激化に対応し、資本の効率化と経営自由度の向上を目的として持株会社体制へ移行することを平成20年5月7日開催の取締役会にて決議いたしました。持株会社体制へ移行することにより、管理機能と業務執行機能の分離を行いコーポレート・ガバナンス体制を強化するとともに、各事業会社の責任と権限を明確にし、戦略的意思決定の迅速化を図り、スピード感のある経営と機動的な業務執行を効率的に行うことを目的としております。</p> <p>(2) 取引の概要 当社は、平成20年5月19日開催の取締役会において、当社の営む全事業である金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業並びに外国通貨の売買、売買の媒介、取次ぎもしくは代理及びその他これに付随する業務等を、吸収分割の方法によりマネーパートナーズ分割準備株式会社に包括的に承継させることを決議した上で、同日付で「吸収分割契約書」に調印し、平成20年10月1日付をもって会社分割をいたしました。</p> <p>5. 実施した会計処理の概要 「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成19年11月15日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。</p>

## ( 1株当たり情報 )

前事業年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 3月31日)		当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	
1株当たり純資産額	22,792.15円	1株当たり純資産額	14,654.43円
1株当たり当期純利益金額	1,872.32円	1株当たり当期純利益金額	3,065.93円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	1,782.47円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	2,931.90円
<p>当社は、平成20年1月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度の1株当たり情報は、以下のとおりとなります。</p>			
前事業年度			
1株当たり純資産額	23,158.74円		
1株当たり当期純利益金額	9,709.01円		
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	9,078.90円		

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	594	971
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	594	971
普通株式の期中平均株式数(株)	317,523	316,903
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	16,007	14,487
(内新株予約権に係る増加数)	(16,007)	(14,487)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		第8回新株予約権(新株予約権の数2,883個)。詳細は、(ストック・オプション等関係)に記載のとおりであります。

## (重要な後発事象)

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)</p>
<p>(吸収分割)</p> <p>当社は、平成20年5月19日開催の取締役会において、平成20年10月1日(以下「分割期日」という。)をもって、当社(分割期日に「株式会社マネーパートナーズグループ」に商号を変更予定)の営む全事業である金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業並びに外国通貨の売買、売買の媒介、取次ぎもしくは代理及びその他これに付随する業務等(以下「本事業」という。)を、吸収分割によりマネーパートナーズ分割準備株式会社(分割期日に「株式会社マネーパートナーズ」に商号を変更予定)に包括的に承継させることを決議し、同日付で「吸収分割契約書」に調印しております。また、平成20年6月17日開催の第4回定時株主総会において、当該吸収分割契約が承認されました。</p> <p>1. 会社分割の目的</p> <p>当社は、当社を取り巻く環境の変化や金融市場における競争激化に対応し、資本の効率化と経営自由度の向上を目的として持株会社体制へ移行することを平成20年5月7日開催の取締役会にて決議いたしました。持株会社体制へ移行することにより、管理機能と業務執行機能の分離を行いコーポレート・ガバナンス体制を強化するとともに、各事業会社の責任と権限を明確にし、戦略的意思決定の迅速化を図り、スピード感のある経営と機動的な業務執行を効率的に行うことを目的としております。</p> <p>これを受け、平成20年5月9日付で、持株会社体制移行への第一ステップとして「マネーパートナーズ分割準備株式会社」(当社100%出資の子会社)を設立いたしました。</p> <p>本吸収分割は、その第二ステップであり、当社の本事業を吸収分割により包括的にマネーパートナーズ分割準備株式会社に承継させ、当社を持株会社化することを目的としております。</p> <p>2. 会社分割の方法</p> <p>当社を分割会社とし、マネーパートナーズ分割準備株式会社を承継会社とする会社法第2条第29号に定める吸収分割であります。</p> <p>3. 吸収分割に係る割当ての内容</p> <p>本吸収分割に際して吸収分割承継会社は、当社に対し、吸収分割承継会社の株式その他の財産を割当てません。</p>	



前事業年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 3月31日)		当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	
4. 分割する資産、負債の項目及び金額			
資産		負債	
項目	帳簿価額 (百万円)	項目	帳簿価額 (百万円)
流動資産	27,850	流動負債	26,482
固定資産	1,811	固定負債	114
合計	29,662	合計	26,596
<p>(注) 吸収分割の効力発生日は平成20年10月1日ではありますが、吸収分割契約に従って分割継承される資産及び負債を平成20年3月31日時点で算出しております。</p>			
5. 承継会社の概要			
<p>商号 : マネーパートナーズ分割準備株式会社          本店の所在地 : 東京都港区六本木一丁目6番1号          代表者の氏名 : 代表取締役社長 奥山 泰全          資本金の額 : 100百万円          純資産の額 : 100百万円          総資産の額 : 100百万円          事業の内容 : 金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業並びに外国通貨の売買、売買の媒介、取次ぎもしくは代理及びその他これに付随する業務等</p>			

## 【附属明細表】

## 【有価証券明細表】

## 【その他】

種類及び銘柄		投資口数等(口)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券	その他 有価証券 (投資事業有限責任組合への出資金) ジャフコ・スーパーV3-A号投資事業 有限責任組合	2	190
計		2	190

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	87	-	87	-	-	5	-
器具備品	157	100	258	-	-	39	-
有形固定資産計	245	100	345	-	-	44	-
無形固定資産							
ソフトウェア	904	651	1,556	-	-	98	-
ソフトウェア仮勘定	79	1	81	-	-	-	-
商標権	4	2	-	7	1	0	5
無形固定資産計	989	655	1,637	7	1	99	5
長期前払費用	120	32	153	-	-	19	-

(注) 当期増減額のうち主なものは以下のとおりであります。

1. 器具備品の増加は、外国為替取引システムのハードウェア及びネットワークの増強等に伴う取得分100百万円です。
2. ソフトウェアの増加は、主に外国為替取引システムの機能追加等に伴う取得分651百万円です。
3. 当期減少額のうち、平成20年10月1日の吸収分割により株式会社マネーパートナーズに承継させた内訳は、建物87百万円、器具備品258百万円、ソフトウェア1,548百万円、長期前払費用153百万円です。

## 【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
賞与引当金	-	7	-	-	7

## (2)【主な資産及び負債の内容】

## 現金・預金

区分	金額(百万円)
現金	-
預金	
普通預金	1,311
別段預金	0
小計	1,312
合計	1,312

## 関係会社株式

区分	金額(百万円)
株式会社マネーパートナーズ	3,100
株式会社マネーパートナーズソリューションズ	30
合計	3,130

## (3)【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL <a href="http://www.moneypartners-group.co.jp/">http://www.moneypartners-group.co.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第4期）（自平成20年1月1日至平成20年3月31日）平成20年6月18日関東財務局長に提出。

#### (2) 四半期報告書及び確認書

（第5期第1四半期）（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）平成20年8月13日関東財務局に提出。

（第5期第2四半期）（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）平成20年11月13日関東財務局に提出。

（第5期第3四半期）（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）平成21年2月12日関東財務局に提出。

#### (3) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

平成20年11月13日関東財務局長に提出。

（第5期第1四半期）（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

平成21年5月11日関東財務局長に提出。

（第5期第3四半期）（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

#### (4) 臨時報告書

平成20年6月26日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成20年7月28日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成20年11月4日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成21年2月9日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

#### (5) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自平成20年10月30日至平成20年10月31日）平成20年12月15日関東財務局長に提出。

報告期間（自平成20年11月1日至平成20年11月30日）平成20年12月15日関東財務局長に提出。

報告期間（自平成20年12月1日至平成20年12月31日）平成21年1月5日関東財務局長に提出。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年6月18日

株式会社マネーパートナーズ

取締役会 御中

### 監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 梅津 知充 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 吉村 孝郎 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 青木 裕晃 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マネーパートナーズの平成20年1月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マネーパートナーズ及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 . 連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月22日

株式会社マネーパートナーズグループ

取締役会 御中

## 監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 梅津 知充 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 吉村 孝郎 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 青木 裕晃 印

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マネーパートナーズグループの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マネーパートナーズグループ及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## &lt; 内部統制監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社マネーパートナーズグループの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社マネーパートナーズグループが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

平成20年6月18日

株式会社マネーパートナーズ

取締役会 御中

### 監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 梅津 知充 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 吉村 孝郎 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 青木 裕晃 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マネーパートナーズの平成20年1月1日から平成20年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マネーパートナーズの平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年5月19日開催の取締役会において会社の営む全事業を吸収分割によりマネーパートナーズ分割準備株式会社に包括的に承継させることを決議し、平成20年6月17日開催の第4回定時株主総会において当該吸収分割契約が承認された。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- ( ) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年6月22日

株式会社マネーパートナーズグループ

取締役会 御中

### 監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 梅津 知充 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 吉村 孝郎 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 青木 裕晃 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マネーパートナーズグループの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マネーパートナーズグループの平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- ( ) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。